

【総務課・虐待防止対策推進室関係】

1. 一億総活躍社会について（関連資料1～2参照）

平成27年秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示されたことを受け、同年11月に「一億総活躍社会に向けた緊急対策」がとりまとめられ、昨年（平成28年）6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。

子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」として位置づけられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要であり、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしている。

このため、平成29年度予算案においては、

i 待機児童の解消・保育人材確保として、

必要となる保育の受け皿確保に向けた保育園等の整備や0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入等多様な保育の充実、保育士等（民間）の処遇改善（2%の処遇改善+技能・経験による処遇改善）等保育人材確保のための総合的な対策

ii 女性・若者の活躍推進として、

中小企業に対する行動計画の策定支援等女性の活躍推進や、改正育児・介護休業法（介護休業の分割取得など）の周知・指導の実施等仕事と家庭の両立支援の推進、就職氷河期世代のフリーター等に対する就職支援の強化等若者の就職・職業能力開発の推進

iii 総合的子育て支援の推進として、

子育て世代包括支援センターの設置促進等妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施や、児童相談所及び市町村の体制強化、民間児童養護施設職員等の処遇改善（2%の処遇改善+技能・経験等による処遇改善）等児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進、「すくすくサポート・プロジェクト」の着実な実施等ひとり親家庭等の自立支援の推進

等を盛り込んだところである。

2. 平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について（関連資料3～6参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成29年度においても、引き続き、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成29年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.7兆円程度を充てることとしている。

さらに、平成29年度予算案では、消費税財源以外の0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に実施する「質の向上」項目のうち、保育士等の2%等の処遇改善の実施について盛り込んでいる。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているため、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

3. 児童虐待防止対策の強化等について

(1) 児童福祉法等の改正について（平成29年4月施行分）

（関連資料7～10参照）

平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）については、その一部が既に施行されているところであるが、平成29年4月1日には全面的に施行される。

改正法は、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化を図るものであり、平成29年4月に施行される改正事項には、児童福祉司等に対する研修の義務化や市町村における支援拠点の整備等、都道府県及び市町村の体制の強化や専門性の向上といった事項が含まれている。

改正法の施行に向け、政令、省令及び告示の他、「児童相談所運営指針」、「市町村児童家庭相談援助指針」等の各種関係通知の改正を予定しているところであり、その概要や現時点の案をお示ししている。

都道府県等におかれては、お示しした通知案等を前提として、研修の実施体制の整備等、改正法の施行に向けた諸準備を進めていただくようお願いする。

(2) 平成29年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

（関連資料11参照）

平成29年度予算案においては、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（注）、改正法等に基づき、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで切れ目のない総合的な対策を講じることとしている。

具体的には、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するために、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うとともに、児童虐待が発生した場合には、子どもの安全を確保するための初期対応が確実かつ迅速に図られるよう、児童相談所及び市町村の体制の強化や専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行い、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に向けた取組のより一層の強化を図り、都道府県及び市町村への支援の充実を図ることとしている。

（注）子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成29年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待対

応等の迅速な対応に努められたい。

- 児童相談所が日常的に法律に関する専門的な相談支援を受けられる体制を強化するため、児童相談所への弁護士の配置に係る費用の充実を図る。
- 改正法により新たに義務付けられた研修等（以下「義務研修等」という。）を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、義務研修等ごとに研修メニューを設けるなど研修費用の充実を図る。また、義務研修等を円滑に行うため、研修等対象者の把握、講師の依頼、場所の確保、名簿管理等、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを配置するための補助を創設する。
- 虐待の再発防止のため、措置中及び措置解除時に保護者に対する助言やカウンセリングを行うための保護者指導支援員の配置等に係る費用の充実を図る。
- 一時保護所において、保護・支援を受ける子どもの立場に立った、質の確保及び向上を図るための第三者評価を受審する費用に係る補助を創設する。

② 市町村の体制強化等

児童相談所が相談対応を行った子どものうち9割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な事例が生じる場合がある。このため、市町村が、身近な場所で、子ども・保護者に寄り添った支援を行えるよう、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要があること等から、平成29年度予算案において、以下の内容を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努められたい。

- 改正法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされたことを踏まえ、その運営に要する費用（人件費等）に係る補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用を補助する。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設する。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修等を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置するための補助を創設する。
- 中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を創設する。

- 公的な支援につながっていない子どものいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭について、養育支援訪問事業の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合の運営に必要な事務費に係る補助を創設する。

(3) 児童相談所及び市町村の体制整備について（共通事項）

① 児童福祉業務の従事者の資質向上の方策について

（関連資料12参照）

ア 義務研修等のカリキュラム等について

平成29年4月から改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関の専門職研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）の内容や実施体制等について、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において検討を行い、児童福祉司等の研修等の到達目標やカリキュラム等を策定したところである。これを踏まえ、より具体的な実施方法等の詳細（実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）について整理した「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇用均等・児童家庭局長通知）を近日中に発出する予定であるが、特に留意していただきたい点としては、

- ・ 実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市であるが、児童福祉司等の研修等を適切に実施できると認める団体等への一部委託も可能である。（ただし、研修の修了証の交付の事務を除く。）
- ・ 定められた時間数やカリキュラムは、必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、それ以上の実施に努めることが望ましい。
- ・ 対象者は、児童福祉司等の研修等ごとに法律等で定められているが、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、積極的に受講していただくことが望ましい。
- ・ 修了時には、受講者はレポートの作成・提出が必要であり、都道府県等はレポートの提出を条件に修了証を交付することとする。

等があり、こうした留意点を踏まえ、児童福祉司等児童福祉業務従事者の人材育成及び児童福祉司等の研修等の実施体制の確保等を進めていただくようお願いする。

なお、本日別冊資料として配付している通知案に係るQ & Aを作成したので、研修の実施等の参考とされたい。

イ 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

改正法により、児童福祉司スーパーバイザー研修も義務化されたところであるが、研修受講者の利便性向上や受講者数の拡大を図るため、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」での議論も踏まえ、平成29年度からは、「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）に加え西日本エリアにおいても実施する予定としており、その研修実施機関の選定や実施方法等について今後検討し、決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

② 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて（関連資料13参照）

児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについては、児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う際の指標となるよう検討を進めているが、先般、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」及び「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」においても検討いただいたところ、児童相談所や市町村職員等様々な立場から、評価項目の精査が必要ではないか、単なるチェックリストにならないようにするべきではないか、支援ベースのアセスメントも必要であり、慎重に議論するべきではないか等のご意見をいただいたところである。

こうしたご意見を踏まえ、近日中に第一段階として、虐待リスク情報の把握と評価を中心に運用上の考え方や留意点等について盛り込んだ共通アセスメントツールの通知を発出する予定で現在作業を進めているところであり、当初お示ししていた年内の予定より遅れ、ご迷惑をおかけしているが、ご了承願いたい。

なお、アセスメントの精度をより一層高めるためには、虐待リスク情報の把握と評価だけではなく、子どもや保護者のニーズ、意欲及び能力等も含めた評価を行う必要があるため、こうした点を盛り込んだ共通アセスメントツールについて、第二段階として来年度以降、検討する予定としている。

③ 児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針等の改正について（関連資料14参照）

児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針については、改正法の施行に向けて、順次改正を行うこととしており、既に、公布日（平成28年6月3日）及び同年10月1日施行分については、形式的な改正を行ったところである。

現在、平成29年4月1日施行分の内容等について、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」等での議論を踏まえ、抜本的な改正を平成28年度末までに行うことを予定している。

改正に当たっては、以下の内容を盛り込む予定としており、各自治体におかれては、ご承知おきいただき、マニュアル等の改正の準備を順次進めていただきたい。

ア 児童相談所運営指針の改正について

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、今般、平成29年4月から実施される児童福祉司等の義務化された研修等の到達目標等が定められたところである。

当該到達目標は、児童相談所においてその職務を遂行するに当たり必要な目標であることから、児童相談所運営指針に当該到達目標の内容を記載することとしている。

また、改正法において、都道府県（児童相談所）と市町村の役割が明確化されたことを踏まえ、それぞれの役割を理解し、適切な協働・連携が図られるよう、市町村の役割等についても記載することとしている。

具体的には、以下の内容を盛り込む予定である。

- ・ 子どもの権利を守ることを最優先の目的としてソーシャルワークを行うことができるなど、児童福祉司等が業務を行う上で必要な専門性（知識・技術・態度）
- ・ 市町村の業務・役割（市区町村子ども家庭総合支援拠点等）
- ・ 市町村を含めた関係機関との連携 等

イ 市町村児童家庭相談援助指針の改正について

「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」においてとりまとめられた、「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針（案）」の内容や、対応する職員の子ども家庭支援に必要な態度、知識、技術などを含めた、市区町村の新たな役割、機能等及び児童相談所と市町村の協働・連携のあり方等を記載し、抜本的な

改正を行うこととしている。

具体的には、以下の内容を盛り込む予定である。

- ・ 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性
- ・ 市町村と都道府県（児童相談所）の協働・連携・役割分担
- ・ 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応 等

ウ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正について

改正法に新たに規定された要保護児童対策調整機関への調整担当者の配置及び厚生労働大臣が定める研修受講の義務付けについて盛り込むほか、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」においてとりまとめられた、調整担当者が業務を行う上で必要な専門性を確保するための到達目標等の内容を記載することとしている。

具体的には、以下の内容を盛り込む予定である。

- ・ 子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をするなど、調整担当者が業務を行う上で必要な専門性（知識・技術・態度）
- ・ 要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する情報提供
- ・ 医療従事者に対する要保護児童対策地域協議会への参加促進 等

エ 子ども虐待対応の手引きの改正について

改正法の内容を盛り込むほか、法改正に関連して発出される各種通知、累次の死亡事例等の検証結果報告、更には、平成29年4月1日施行に向けて改正作業中の児童相談所運営指針、市町村児童家庭相談援助指針等の改正内容等を踏まえ、平成29年夏頃を目途に改正を行う予定である。

なお、改正に当たっては、各ワーキンググループの構成員等のご意見を踏まえ見直しを行う予定である。

（４）児童相談所の体制整備について

① 児童相談所強化プランの推進及び平成29年度地方交付税措置について（関連資料15参照）

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等の深刻な状況を踏まえ、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、児童福祉司等の

専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、平成28年4月に「児童相談所強化プラン」を策定した。

本プランは、平成28年度から平成31年度までの4年間で児童福祉司等の専門職を1,120人増員することを目指しており、財政面では平成28年度の地方交付税として、標準団体（人口170万人）当たり（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費に児童福祉司3人の増員がなされた。

さらに、平成29年度の地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり児童福祉司2人の増員が予定されている。

これを踏まえ、児童虐待等が発生した場合の子どもの安全確保等を迅速に行えるよう、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、引き続き児童福祉司の増員を含めた児童相談所の体制強化に努めていただくようお願いする。

② 弁護士の配置状況について（関連資料16参照）

改正法により、平成28年10月から児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うとされたことを踏まえ、同年12月に、各児童相談所の弁護士の配置状況について調査を実施したところである。

短期間での調査へのご協力に感謝申し上げますとともに、調査結果の詳細については、関連資料をご参照いただきたい。平成29年4月に向けた検討状況では、常勤及び非常勤職員として配置予定の児童相談所が倍増（45か所→89か所）する予定であり、弁護士事務所との契約等の内容は減少している（165か所→121か所）が、6割超の児童相談所において、随時相談できる体制を整えていることが見受けられる。

今後も、児童虐待相談対応件数の増加とともに法律に関する専門的知識を必要とする業務も増加することが想定されるため、平成29年度予算案で増額される予定の児童虐待・DV対策等総合支援事業の法的対応機能強化事業を活用するなどにより、引き続き弁護士の配置等について積極的な取組をお願いする。

③ 子どもの心理的負担に配慮した面接の取組の推進について

（関連資料17参照）

平成27年10月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」に基づき、協同面接の実施件数等について定期的にご報告をいただき感謝申し上げます。

ご報告いただいた結果を関連資料17にまとめたので今後の取組の参考としていただきたい。

当該通知に基づく取組を実施した際、

- ・ 面接の回数を減らし、子どもの負担軽減に繋げることができた。
- ・ 警察や検察との連携が強化できた。
- ・ 警察や検察から聴取方法等についてアドバイスをもらえた。

等のご報告をいただいております、引き続き子どもの心理的負担に配慮した協同面接等の取組を積極的に行っていただくようお願いいたします。

また、本取組を推進するため、警察庁から、全国の警察に対し、検察、児童相談所とより一層の連携強化に努めるよう指示が出ており、児童相談所におかれても、警察、検察との連携強化に努めていただくようお願いいたします。

なお、警察庁、法務省、厚生労働省においても随時情報共有を図るなどの連携を行い施策の推進に努めているところである。

④ 一時保護所の環境改善の推進について（関連資料18参照）

一時保護所においては、特に都市部を中心に入所率が100%を超えるところもあり、様々な背景を持つ子どもが同じ場所で日常を過ごすいわゆる混合処遇も課題となっている。

このため、厚生労働省では、一時保護所の子どもの環境の改善を図るため、

- ・ 平成28年度第2次補正予算において、一時保護所及び児童養護施設等への一時保護委託専用スペース等の整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金の国庫補助率を1/2から2/3へ嵩上げ
- ・ 平成28年度から児童養護施設等の一時保護委託専用スペースに専任の職員を配置した場合に係る運営費を計上
- ・ 里親へ一時保護委託した場合の手当について、平成28年度から日額2,360円から4,040円へ引上げ
- ・ 平成29年度予算案において、第三者評価を実施する一時保護所に対する受審費用の創設

等を行っている。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、これらの支援策を積極的に活用し、一時保護所の環境改善に努めていただくようお願いいたします。

⑤ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」について（関連資料19参照）

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮等の改善を図ったところである。これにより、改善前と比べ児童相談所まで電話が繋がった割合は、上昇しているも

の、未だ低調である。こうした状況を踏まえ、今般、発信者の利便性の向上を図る観点から、携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを本年秋を目途に開始する予定である。その際、必要に応じご協力いただくこともあるので、ご承知おき願いたい。

なお、児童相談所全国共通ダイヤル「189」では児童虐待に限らず、子育てに悩んでいる方や妊娠中の方からの相談もあると承知している。

特に予期せぬ妊娠をした方々には、出産や出産後の子育て等に不安を抱えている場合が多く、適切な支援を怠れば、その後重篤な事案になってしまう可能性もあることから、相談を受けた場合には、関係機関へのあっせんや情報提供を行うとともに、必要に応じて特別養子縁組制度などの社会的養護施策を紹介するなど、適切な対応を図っていただくようお願いする。

⑥ 未成年後見人支援事業について（関連資料20参照）

未成年後見人支援事業については、平成24年度に子どもの権利擁護を図るため、未成年後見人の確保を目的に創設された国庫補助事業である。

児童福祉法第33条の8において、「児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。」と規定されている。児童相談所長は、親権を行う者のない子どもを把握した場合には、財産管理が必要なケースに限らず、子どもの意思表示等の支援が必要な場合等でも、子どもの権利利益の擁護を図るため、積極的に未成年後見人の請求を行い、本事業を活用いただきたい。

なお、本事業は、児童福祉法第33条の8に基づく申請を対象として実施しているが、昨年臨時国会において申請者の対象が限定されすぎているとの指摘を受け、今後事業内容の見直しについて検討していく予定である。

（5）市町村の体制整備について

① 児童相談所の設置を希望する市区における児童相談所の設置について（関連資料21参照）

児童相談所の設置については、平成16年児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することがで

きることとされたが、現在児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市の2市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、改正法において、児童相談所の設置を希望する特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

さらに、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、児童相談所に係る国の財政支援策としては、既存の保護者指導、夜間・休日の相談業務、子どもの安全確認を行う補助職員及び非常勤弁護士の配置に要する費用の補助に加え、平成29年度予算案において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を新たに計上している。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルを、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、（福）恩賜財団母子愛育会愛育研究所において作成しているところであり、今年度中に作成される予定である。

さらに、特別区において、児童福祉司たる資格の取得を支援する観点から、児童福祉法第13条第2項第2号に規定する「厚生労働省令で定める施設」に、子育て支援担当部局を含めるなど、対象施設の拡大に向けた検討を行っている。

こうした財政・制度・運用面の支援策については、関連資料21としてまとめているので、設置に向けての検討を進めるに当たって活用いただきたい。

なお、児童相談所の設置に向けては、人材の確保・育成や一時保護所の整備等について課題があると考えられるが、課題の解決には、既に児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、児童相談所の設置を検討している市区から相談があった場合には、必要な支援・情報の提供等のご協力をお願いしたい。

今後、厚生労働省から都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛てに、市区が児童相談所の設置を希望する際の協力依頼を行う予定である。

② 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置等について

(関連資料22参照)

改正法において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）について、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、拠点機能のあり方、推進方策について検討を行ってきたところである。今般、「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針（案）」がとりまとめられ、本運営指針（案）に基づき、関連資料22のとおり、設置運営要綱（案）を定めることとしているので、これを参考に、支援拠点の体制整備に努めていただくようお願いする。

設置運営要綱（案）の内容に関して、特に留意していただきたい点としては、以下のとおりである。

- ・ 小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能であること
- ・ 支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等を対象とし、子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）を行うこと
- ・ さらに、今般の改正法の趣旨を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務について強化を図るため、危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）を行うこと
- ・ 支援拠点と児童相談所は個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこと
- ・ 支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機

関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められること

- ・ 支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められること
- ・ 人員配置について最低基準を定めるが、今般の改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること

また、平成29年度予算案における財政支援策としては、

ア ソフト面（運営費）

直営で行う場合と一部業務を委託して行う場合に分けて、1支援拠点を単位として、児童人口規模に応じて設定した5類型の区分に基づき、人件費を含む運営費の補助の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

イ ハード面（整備費）

既存の施設の修繕等に要する費用の補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）

を予定していることから、積極的な活用をお願いしたい。

以上を踏まえ、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化に努めていただくようお願いする。

また、支援拠点に関して、都道府県等から多くのご質問をいただいているところであり、本日別冊資料として配付している設置運営要綱（案）に係るFAQを作成したので、ご了知いただくとともに、各都道府県におかれては、市町村担当者を集めた説明会を開催するなど、市町村が積極的に取り組むためのご配慮をお願いしたい。なお、その際、厚生労働省からも説明会に直接出向き、都道府県とともに、支援拠点等に関する必要な説明を行うこととしているので、是非お声がけいただきたい。

③ 養育支援訪問事業について

予期しない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭については、市町村における養育支援訪問事業等により、相談・支援を実施しているところであるが、様々な事情により

地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、支援対象について、

- ・ 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭
- ・ 公的な支援につながない子どものいる家庭

を明確化することを予定している。

これにより、母子保健法に基づく健康診査の対象となっていない年齢の乳幼児がいる家庭、3歳～5歳までの間で保育所等に通っていない子どものいる家庭等についても、養育支援訪問事業の補助対象となるため、支援が届きにくい子育て家庭等への事業の積極的な活用をお願いする。

また、市町村が民間団体に事業を委託して実施する場合、運営に必要なとなる事務費の補助の創設を行うこととしているため、訪問者の確保ができず事業の実施を断念していた市町村等においては、民間団体を活用するなど、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

例えば、現在、一部の市町村や民間団体において実施している、いわゆる「ホームスタート（注）事業」等の独自の取組などは、今回の支援対象の明確化に伴う家庭への支援に取り組んでいると考えられるため、積極的に活用されたい。

さらに、現在、養育支援訪問事業を実施している市町村においても、より一層専門性を強化するため、地域における子育て支援のノウハウを持った民間団体を活用するなど、さらなる事業の推進に努めていただきたい。

なお、今般の改正の内容を含め、「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日雇用均等・児童家庭局長通知）の改正を予定しているので、ご承知おき願いたい。

（注）ホームスタートとは、研修を受けた子育て経験者が、6歳未満の子どもがいる家庭に、週に1回、2時間程度訪問し、「傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聞くこと）」と「協働（親と一緒に家事や育児、外出などをする。）」を行う家庭訪問型の子育て支援。（<http://www.homestartjapan.org/about/>）

④ 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（関連資料23参照）

改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の5の規定（要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこと）が、平成28年10月1日に施行され、12月16日には、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福

社・教育等の連携の一層の推進について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知)を発出し、保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進をお願いしたところである。

本課長通知における主な留意点としては、

- ・ 今般の改正法により法律に規定されたため、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないこと
- ・ 地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないこと
- ・ 当該情報提供は、児童福祉法の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

などが挙げられ、さらに施設対象ごとに市町村への情報提供時の留意事項をまとめている。

例えば、病院、診療所においては、①別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能であること。③市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましいこと。

児童福祉施設等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

学校等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。③私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、児童虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい等を通知したところである。

これまで、本人の同意がネックとなり、なかなか情報提供ができなかった関係機関に対して、改めて同意の有無に関わらず、情報提供が可能である根拠や背景を丁寧に説明していただき、円滑な運用に努めていただくようお願いしたい。また、関係機関との協力・連携には双方の理解と信頼が重要であり、引き続き、関係機関を含めた個別ケース検討会議の積極的な開催や市町村の支援結果を関係機関に報告することなど、市町村の役割を関係機関に示し、支援の必要性和理解が深まる関わりや機会づくりを日頃から意識的に取り組むよう努めていただきたい。

また、今回、新たに要支援児童の様子や状況例の目安を提示したところであるが、特に学校など教育機関においては、家庭の詳細な状況が把握できない場合、虐待に関するリスクアセスメントの不十分さと初期対応の遅れが生じることもあるため、今回の情報提供の取組を通じて、担当教諭等の個人の判断だけでなく組織的に対応する体制を整えるとともに、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画などを促し、教育機関における児童虐待に関する知識及び認識の向上に取り組んでいただくよう、教育委員会への働きかけをお願いしたい。

都道府県、市町村におかれては、情報提供に当たっての留意事項等を関係機関に改めて周知し、関係機関からの情報を基に、早い段階から市町村の支援につなげられるようお願いしたい。

また、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4においては、地方公共団体の機関に加え、子どもの医療、福祉又は教育に係る民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた。この場合の情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、上記と同様の考え方であり、その旨を同日に通知したところである。

（参照URL）児童虐待に関する法令・指針等一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html

⑤ 要保護児童対策地域協議会の設置促進等について

「要保護児童対策地域協議会」、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」については、児童福祉法により、設置・実施が努力義務とされているほか、子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」において、設置・

実施を徹底することとされている。

ア 要保護児童対策地域協議会

平成27年4月1日時点で、既に全国1,741市町村のうち1,730市町村（99.4%）で設置されている。

未設置の自治体については、児童数や児童虐待相談件数が少なく設置する必要がないなどの状況をお聞きしているが、要保護児童等に対して、関係者間での情報の交換と支援の協議を行い、早期に対応するために重要な役割を担う機関であるため、設置に向けた検討をお願いしたい。

イ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

平成27年4月1日時点で、乳児家庭全戸訪問事業については99%を超える市町村で実施され、養育支援訪問事業については、約83%の市町村で実施されている。

特に、養育支援訪問事業については、実施していない理由として、訪問できる人材がいない、支援者（家庭）が少ない、母子保健法に基づく事業で対応可能等の状況をお聞きしているが、③の「養育支援訪問事業について」でも触れたように、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施する必要があるため、今般、支援対象の明確化及び市町村が民間団体に事業を委託して実施する場合の運営に必要な事務費の補助の創設を行うこととし、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用するなど、対象家庭の把握に努め、地域の実情に応じた事業展開が図られるよう、事業化に向けた検討をお願いしたい。

(参考) すくすくサポート・プロジェクト (抄)

【要保護児童対策地域協議会】

- 地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。

【乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業】

- 不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。

(K P I)

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。(平成25年度1,660市町村 (95.3%))

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問業を実施することを目指す。(平成25年度1,225市町村(70.3%))

(6) 各種検討会等における取組等について

① 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会のとりまとめについて(関連資料24参照)

「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、平成29年1月16日に、「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」をとりまとめたところである。

具体的な内容としては、児童虐待対応における司法関与の在り方に関する基本的な考え方に加え、一時保護に対する家庭裁判所の審査の在り方、保護者指導の実効性を高めるための裁判所命令、面会通信制限・接近禁止命令における司法関与の在り方及び対象範囲の拡大等となっている。

今後、当該とりまとめを踏まえ、今通常国会に、児童福祉法等改正法案の提出を予定しており、厚生労働省において、関係省庁等と協議を行い、必要な制度的検討を進めていくこととしている。今後適宜情報提供していくので、ご留意願いたい。

② 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループの検討状況について

平成28年7月から開催されている「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」では、改正法において義務付けられた児童福祉司等の研修カリキュラム等について議論を行い、同年12月に骨子案がとりまとまったことから、残されている検討課題である中核市・特別区における児童相談所の設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方についての議論を本年2月1日より開始したところである。検討状況等については、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜ご確認いただき業務の参考とされたい。

(参照URL) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

③ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第12次報告)について

(関連資料25参照)

厚生労働省では、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等进行分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで11次にわたって報告をとりまとめてきたが、平成28年9月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」（以下「第12次報告」という。）を公表した。

第12次報告では、心中以外の虐待死事例43例（44人）において、

- ・ 0歳児死亡が約6割を占め、うち0日児死亡が約半数を占めること
- ・ 実母が抱える問題として「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が多いこと
- ・ 心理的虐待による死亡事例が初めて発生したこと

などの検証結果が見られたところである。

また、検証を踏まえ、地方自治体に対する提言として、

ア 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

- ・ 妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチの実施
- ・ 養育者等に精神疾患のある家庭に対する保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援の実施

イ 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

- ・ 入所措置解除時の関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有
- ・ 総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上

ウ 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施

- ・ 組織的な判断に基づく、定期的なリスクアセスメントの実施

エ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化

- ・ 専門職の採用及び人事ローテーションの工夫

オ 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

- ・ 検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

等がとりまとめられた。

特に今回は、児童福祉法等の改正や特集を踏まえ、

- ・ 改めて母子保健施策を通じた虐待予防等に留意しつつ、各市町村の既存事業や関係機関を組み合わせ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を展開する「子育て世代包括支援センター」の設置を推進すること

- ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を念頭に、調整機関の専門職配置と調整機関に属する職員の調整能力等の力量向上を目指した人材育成に努めること
 - ・ 児童相談所が入所措置解除前に、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を活用し、家庭復帰の適否を関係機関とともに検討し、関係機関による支援体制を整備すること
- などが具体的な提言としてまとめられている。
- 各自治体におかれては、上記の点にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

④ 「居住実態が把握できない児童」への対応について

「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、平成26年11月の関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」における申し合わせを踏まえ、平成27年3月に「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出し、当該児童の所在等の確認のため、

- ・ 同一市町村内の関係部署や警察、学校等の関係機関との情報共有の徹底
- ・ 住民基本台帳等の情報を活用した市町村間の情報共有の取組の実施

等について周知している。

また、厚生労働省では、平成26年度から毎年度、各市町村の居住実態が把握できない児童に係る取組状況を把握し、今後の対応策に係る検討の参考とするため、「当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童」を「調査対象児童」として、実態調査を実施している。

ア 平成27年度調査結果(関連資料26参照)

- 平成27年6月1日時点の調査対象児童について、平成28年3月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査。
平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童は35人。

状況	人数(人)	割合(%)
平成27年6月1日時点の調査対象児童	1,878(31)	—
平成27年6月2日から平成28年3月31日までに	1,843(16)	98.1

所在等が確認できた児童		
平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童	35 (15)	1.9

※括弧書きは、平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

ii 所在等が確認できた児童1,843人のうち、海外への出国確認以外で確認ができた児童953人の確認方法の詳細を見ると、同一市町村内の関係部署による家庭訪問や情報共有によって確認できた児童が798人となっており、同一市町村内で把握した児童は8割超。

iii 居住実態が把握できない児童35人の状況を見ると、

- ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録あり 28人 (80.0%)
- ・ 警察への通報 (相談) 済み 29人 (82.9%)

といずれも前年度調査結果と比較して大幅に上昇しており、関係機関との情報共有等の連携が進展。

イ 平成28年度調査の実施(関連資料27参照)

現在、平成28年6月1日時点の調査対象児童について、平成29年3月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査中であり、平成29年5月中下旬に調査結果を公表する予定であるので、地方自治体におかれては、調査へのご協力をお願いしたい。

また、居住実態が把握できない児童の所在等の確認のためには、まずは当該児童の住所地市町村における関係部署及び関係機関の連携した対応が重要であることを踏まえ、

- ・ 当該児童の存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問及び情報共有を実施すること
- ・ 児童の所在を確認した際に、支援が必要と考えられる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、居住実態を継続的に確認するため、積極的な家庭訪問等により、児童、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、引き続き三省連名通知に基づく取組を徹底し、当該児童の所在及び安全確認に取り組んでいただきたい。

⑤ 児童虐待防止対策に関する総合調整権限について

(関連資料28参照)

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、児童虐待相談対応件数は過去最高を更新していること、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子どもに関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。

このため、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）に基づき、平成28年4月以降は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を所管している厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととなった。

事務の内容としては、

- ・ 厚生労働省においては、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議の開催、児童虐待防止対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う
- ・ 関係府省庁においては、事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童虐待防止対策に関して所掌する事務を行う

こととしている。

引き続き、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省をはじめ、関係府省庁と緊密に連携し、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、児童虐待防止対策を一層効果的に推進していきたいと考えている。

各自治体においても、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との積極的な連携をお願いする。

⑥ 児童虐待防止推進月間における取組及び全国フォーラムの開催について

厚生労働省では、平成28年11月の児童虐待防止推進月間において、

- ・ 月間標語の募集、決定
- ・ 広報・啓発物品（ポスター、リーフレット、自動車用ステッカー及びエコバック）の全国配布
- ・ 新聞突出し広告への掲載、テレビ番組等の制作、配信
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ
- ・ 「児童虐待防止対策協議会」の開催
- ・ 「子ども虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」の開催

等を実施した。

また、各都道府県、市町村、関係団体においては、

- ・ 独自で作成したポスター等広報・啓発物品の掲示、配布
- ・ 庁舎、駅等における懸垂幕、モニュメントの設置
- ・ 地元プロスポーツチームとのタイアップ企画の実施
- ・ 子どもの虐待防止オレンジリボンたすきリレーの開催

等により、集中的な広報啓発活動に取り組んでいただいております。これらの取組については、厚生労働省ホームページに掲載している。

地方自治体におかれては、社会全体で子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を守るという認識のもと、厚生労働省、他の自治体等で実施している取組も参考にしつつ、11月の児童虐待防止推進月間中を含め平素から、児童虐待防止に向けた積極的な広報啓発活動をお願いします。

特に、改正法により、児童虐待の防止等に関する法律に「親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨が明記されたことを踏まえ、しつけを名目とした児童虐待はあってはならないことに対する理解が広く国民に浸透するよう、当該規定の趣旨、内容等について、積極的な広報啓発に取り組んでいただきたい。

なお、厚生労働省が毎年11月に開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」について、平成29年度は、10月下旬に高知県高知市において開催する予定である。現在、日程、会場、内容等の詳細を高知県と調整中であり、決定次第お知らせすることとしている。

⑦ 平成29年度福祉行政報告例の実施等について（関連資料29参照）

平成29年度の福祉行政報告例の実施については、平成28年12月6日に厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室福祉係長名で事務連絡が発出され、都道府県（児童相談所）による指導措置の市町村への委託件数及び児童相談所から市町村への送致件数など、改正法の内容を反映した改正を予定しているが、事務連絡のとおり、2月下旬に依頼通知を発出する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

また、数字の計上の考え方については、記載要領をお示ししているが、記載要領に示された内容に基づく報告がされていない場合があることから、正確に実態を把握するため、記載要領について別途事務連絡を発出する予定であり、ご確認の上、正確な統計の把握及び報告に努めていただきたい。

⑧ 平成28年度児童相談所の体制整備状況等の調査結果について

（関連資料30参照）

毎年お願いしている児童相談所の実態を把握するための「児童相談所の体制整備状況等調べ」については、年度開始早々のお忙しい中、ご協力いただき感謝申し上げます。

ご報告いただいた内容のうち、全国児童相談所長会議等の場で報告できなかったものについて、関連資料にまとめたので、今後の業務の参考とされたい。

引き続き本調査についてのご協力をお願いします。

⑨ 市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査の結果について

平成27年度に引き続き実施した、市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査については、大変お忙しい中、ご協力いただき感謝申し上げます。

ご報告いただいた内容のうち、その一部について別冊資料にまとめたので、今後の業務の参考とされたい。

なお、来年度は⑧の「児童相談所の体制整備状況等調べ」と同時に依頼する予定（5月中旬頃）であるので、ご承知おき願いたい。

4. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について

(関連資料31参照)

(1) 子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。また、平成29年度予算案においては、新たにリーダー的な役割を担う保育士等のキャリアアップを図るための研修も補助対象とすることとし、さらに、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業について、都道府県だけでなく、政令指定都市でも実施できるようにするなど、事業の充実を図ったので、積極的な取組をお願いする。なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目毎のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところ。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るための調査研究を実施し、これによりシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」等を作成し、各自治体に提供するとともに、ホームページ掲載(※)しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

(※) 掲載先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp160510-01.html

③ 子育て支援研修の積極的实施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業における従事が期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援分野の各分

野において、必要な養成数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

特に、放課後児童クラブについては、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子育て総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指しているが、その担い手となる放課後児童支援員及び補助員を確保する

必要があり、補助員については子育て支援員研修の修了を推奨している。

また、保育分野について、保育所の朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化により配置する保育士以外の者や、平成28年度補正予算及び平成29年度予算（案）に計上している保育補助者の雇い上げを支援する事業の対象となる保育補助者については、子育て支援員研修など一定の研修を受ける必要があることとしており、より多くの方に子育て支援員研修を受けていただく必要がある。

（２）子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について解決するための調査研究事業を実施する。現在、公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行うので、御承知置きいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料32、33参照)

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

<平成28年度第二次補正予算> 69.6億円

平成28年度第二次補正予算においては、一時保護された児童の処遇向上のための環境整備、児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」の整備、児童養護施設等の耐震化等整備、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、69.6億円を計上したところである。

なお、補正予算額の一部を平成29年度に繰越しする予定であり、当該補正予算において実施している整備事業については、平成29年度においても実施可能であるが、以下のものについては、補正予算限りの措置であるため、積極的に活用いただき、児童虐待防止対策等の強化について、強力に推進していただくようお願いする。

ア 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備及び児童養護施設等の耐震化等整備の補助率の嵩上げ (1/2→2/3)

イ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備の交付額の嵩上げ (1.35倍)

<平成29年度当初予算案> 65.9億円

平成29年度当初予算案においては、65.9億円を計上しており、以下のとおり、その内容等を充実する予定であることから、積極的に活用いただきたい。

ア 多様な主体の参入を図るため、社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者にNPO法人、株式会社等を加える（自立援助ホーム、ファミリーホーム、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に限る）。

イ 平成28年度第二次補正予算において措置した、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援する「防犯対策強化整備事業」及び改正児童福祉法（第12条の2）により市町村が整備に努めることとされた、

「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」という名称にして整備メニューに追加する。

なお、平成29年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続きについては、「平成29年度（平成28年度繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）及び平成29年度（当初予算分）次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について（第1次）」によりご案内しているところであるが、本年度以前からの継続事業や平成29年度当初に着工予定の施設整備事業については、提出期限までに施設整備計画協議書の提出をお願いする。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

ア 児童福祉施設等の施設整備費の補助単価については、これまで、人件費、資材費及び積雪寒冷費その他地理的要因等を考慮して、A地域からD地域の4段階の地域区分を設定していたところである。

一方、人件費や資材費等については地域差はあるものの、公共工事設計労務単価等、様々な公的機関のデータでは、各データごとに地域差の現れ方が異なっていることや、災害による建設コストの地域的な変動等にも対応するため、地域区分の見直し（廃止）を行う予定である。

なお、見直し後の補助単価は、現行制度のA地域の単価を設定する予定（注）である。

（注）地域区分の見直し（廃止）予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業 等

イ 平成29年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.0%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業 等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 児童福祉施設等の耐震化等の推進について（関連資料34）

ア 児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成26年10月現在の児童養護施設等の入所施設の耐震化率は87.3%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところであり、特に、当該補正予算では補助率の嵩上げをしており、当該措置については、補正予算限りの措置であるため、耐震化が図られていない児童養護施設等については、本交付金を積極的に活用いただき、できるだけ早期に全ての施設で耐震化が図られるよう、計画的な取組の推進をお願いします。

また、耐震診断費用（公立保育所を除く。）については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いします。

なお、平成27年10月1日現在の社会福祉施設等の耐震化の状況については、今年度中を目途に公表する予定である。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備や自力避難が困難な者が入所する施設等のスプリンクラーの設置についても、引き続き推進していただくようお願いします。

イ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成29年度においても継続することとしているので、各都道府県市におかれ

ては、これらの施設について速やかな対応をお願いする。

④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

イ 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について」（平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、アスベスト使用実態調査をお願いしているところであるが、総務省行政評価局からの勧告を受け、これまでの調査内容から、調査対象建築物等や調査対象建材を見直し、改めて全ての調査対象施設に対し調査を実施することとしているので、御協力をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等

については保育所等整備交付金)の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

⑤ 木材利用の推進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に

対し周知をお願いする。

⑦ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑧ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成29年度も引き続き実施する予定であり、平成28年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成29年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

（実施期限を平成29年度末まで延長する事業）

- ア 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- イ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- ウ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- エ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

⑨ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

（２）児童福祉施設等の防災対策等について

① 児童福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から次世代育成支援対策施設整備交付金の対象としているので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることか

ら、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめたので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

なお、現在「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施点検及び助言・指導について」により、非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について、昨年末時点の状況を調査させていただいているので、御協力をお願いする。

ウ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、ウにおいて「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村との連携に努めていただくようお願いする。

エ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

オ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく財政支援について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ(通常単価の1.32倍)や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資(無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策)を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

③ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

(3) 児童福祉施設等の運営について

① 社会福祉法人改革への対応について

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）を行っている。

社会福祉法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、平成29年4月の新制度の本格施行に向けて、各法人、所轄庁において必要な準備を進めていただきたい。

② 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、その処遇について入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

ウ 児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

また、政府においては、昨年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を設置し、議論を重ねてきたところであり、12月26日に平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方に関する報告書が公表されたところである。

当該報告書においては、「毎年、地方公共団体が実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、災害計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していなかった。」等が実態・課題として報告されている。

「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の別添「児童福祉行政指導監査実施要綱」において、防災対策の充実強化として、非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保や、避難訓練等の実施について監査事項に定めているところであるが、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の特に留意すべき事項を参照しながら、適切な指導監査の実施をお願いする。

（参考）

- ・ 検討会報告（概要）
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_gaiyo.pdf
- ・ 検討会報告（本文）
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf

③ 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成28年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ 「ノロウイルスに関するQ&A」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日雇児総発1209第1号、社援基発1209第1号、障企発1209第1号、老総発1209第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・ 「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

④ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

⑤ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援するために必要な予算を計上したところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭

局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知)

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)により対応をお願いしているところである。

この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成28年5月27日雇児保発0527第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

⑥ 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

(関連資料35参照)

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了解いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- ・ 当該用途が3階以上の階にある場合
- ・ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ・ 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

⑦ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡、平成27年5月29日事務連絡（再周知））

6. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について (関連資料36参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」(復興庁所管)において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業 (避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う)
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

7. 平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等の 災害復旧について

(関連資料37参照)

平成28年熊本地震への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、平成28年度第二次補正予算において、被災施設の施設整備及び設備整備に要する費用22.6億円を計上したので活用をお願いします。

[関連資料：総務課・虐待防止対策推進室]

新・第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」

平成28年4月26日
第7回一億総活躍国民会議提出資料

□ 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消し、働きたいと希望する人すべての柔軟な労働市場参加や継続就業を実現する。「希望を生み出す強い経済」にも貢献。

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

基本コンセプト

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

<働き方改革の推進>

- 同一労働同一賃金の実現
- 長時間労働の是正
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 男性の意識改革
- 女性活躍促進

<両立支援の推進>

- 育児休業制度の見直し
- 保育の受け皿拡大
- 保育士の確保・処遇改善
- 放課後児童クラブの拡充

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

<総合的子育て支援の推進>

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- 地域の子育て家庭への支援
- ひとり親家庭・多子世帯への支援
- 児童虐待の防止、社会的養護
- 子どもの貧困への対応

目指すべき 将来像

○ 国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現＝希望出生率1.8を実現

○ 次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現

○ 現在の若年世代の労働参加や就労継続希望を実現

: 女性の就業率(25～44歳) 70.8%(2014年) → 77%(2020年) ⇒ 80%程度

(欧州の出生率の高い国並み)

: 1・2歳児の保育利用率 38.1%(2015年) → 48.0%(2018年) ⇒ 60%程度

: 第1子出産前後の女性の継続就業率 38%(2010年) → 55%(2020年) ⇒ 60%程度

: 男性の育児休業取得率 2.3%(2014年) → 13%(2020年)

: 一時預かり事業利用者数 延べ406万人(2014年度) → 1,134万人(2020年度)

第2の矢 夢をつむぐ子育て支援

1. 待機児童の解消・保育人材確保

- **保育の受け皿拡大** 【710億円】（749億円）
（必要となる保育の受け皿確保に向けた保育園等の整備 等）
- **多様な保育の充実** 【93億円】（22億円）
（0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入、保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援、放課後児童クラブの受け皿拡大の推進 等）
- **保育人材確保のための総合的な対策**（一部再掲）【209億円】（210億円）（※）
（保育士等（民間）の処遇改善（2%の処遇改善＋技能・経験による処遇改善）、宿舍借上げ支援の拡充、市町村における保育人材確保の取組支援 等）（※）保育士等の処遇改善に係る経費は、内閣府予算に計上

2. 女性・若者の活躍推進

- **女性の活躍推進** 【48億円】（44億円）
（中小企業に対する行動計画の策定支援、総合的なハラスメント対策の推進 等）
- **仕事と家庭の両立支援の推進** 【114億円】（58億円）
（改正育児・介護休業法（介護休業の分割取得など）の周知・指導の実施、男性の育児休業の取得促進 等）
- **若者の就職・職業能力開発の推進** 【130億円】（119億円）
（就職氷河期世代のフリーター等に対する就職支援の強化、「地域若者サポートステーション事業」の推進、若者の技能検定の受検料減免 等）

3. 総合的子育て支援の推進

- **妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施**（一部再掲）【207億円】（185億円）
（分娩取扱施設の設定整備、子育て世代包括支援センターの設置促進 等）
- **児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進** 【1,490億円】（1,295億円）
（児童相談所及び市町村の体制強化、家庭養護の推進及び自立支援の充実、児童養護施設等の運営費【1,227億円】、民間児童養護施設職員等の処遇改善（2%の処遇改善＋技能・経験等による処遇改善） 等）
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 【2,056億円】（1,993億円）
（「すくすくサポート・プロジェクト」の着実な実施（相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくりや学習支援、親の資格取得支援、児童扶養手当の支給【1,784億円】等） 等）

希望出生率1.8の実現

ニッポン一億総活躍プランによる更なる取組の推進

【今後に向けた取組】

若者の雇用・経済的基盤の改善	<p>【2016年までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「正社員転換・待遇改善実現プラン」(2016年1月) ○若者雇用促進法 ○年金改革法 ○労働基準法改正法案提出 ○女性活躍推進法
非正規雇用をはじめとする女性の就業継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業法改正 ○子ども・子育て支援法改正(企業主導型保育事業の創設等)
育児休業と保育の切れ目ない保障	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分) ○「切れ目のない保育のための対策について」(2016年9月)
妊娠・出産・子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターの普及 ○不妊治療助成の拡充の継続
特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「すくすくサポート・プロジェクト(すべての子ども安心と希望のプロジェクト)」(2015年12月) ○児童扶養手当法・児童福祉法等改正

働き方改革・両立支援

<h4>働き方改革の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働の是正等(労働基準法改正法案の早期成立、36協定の再検討等) ○同一労働同一賃金の実現 ○「働き方の未来2035」懇談会(2016年1月設置) ○若者の就職支援、正社員転換・待遇改善 ○中小企業等の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(2017年4月)、更なる適用拡大の検討 ○女性活躍推進 	<h4>両立支援の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な保育の提供を含めた保育の受け皿の更なる拡大 ○保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開 ○総合的な保育人材の確保、保育士等の処遇改善の実施 ○放課後児童クラブの拡充 ○非正規雇用労働者の育児休業取得促進 ○育児・介護休業法改正(保育所に入れない等の場合の育休の延長)
<h4>総合的子育て支援の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の発生予防から自立支援までの総合的な対策の推進 ○小児・周産期医療提供体制の更なる整備促進 ○子ども医療費に係る国保の公費負担の減額調整見直し ○「すくすくサポート・プロジェクト」推進 ○子育て世代包括支援センターの全国展開 	

総合的子育て支援

<h4>推進体制の抜本的強化</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援、働き方改革などを強力推進、推進体制の抜本的強化 ○児童虐待防止対策に関する省内推進本部、関係府省庁連絡会議、地方自治体との緊密連携等による総合的な取組推進 ○暮らしと生きがいをもに創る「地域共生社会」へのパラダイムシフト ○子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会の実現 ○福祉サービスを「タテワリ」から「まるとこ」へ

アベノミクスの成果活用等による持続的成長と分配の好循環の推進

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

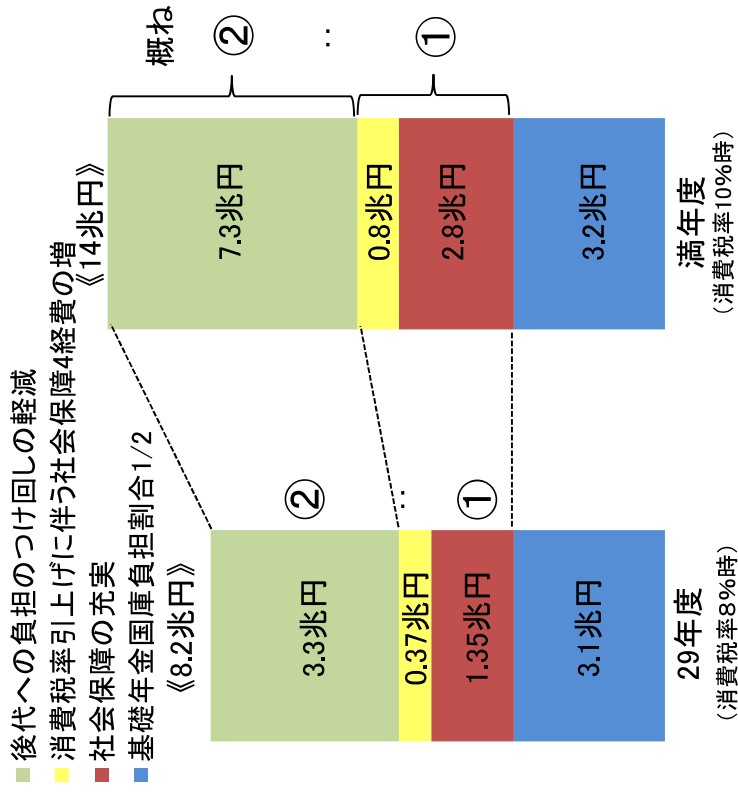
0.37兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.3兆円

（参考）算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費（国及び地方の合計額）である。
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 ^(注1)	地方分		(参考) 平成28年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526 ^(注3)	2,985	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	208	345
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	17	^(注4) 10	6	67
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422
	地域包括ケアシステムの構築				
医療・介護	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充				
医療・介護保険制度の改革	・ 財政安定化基金の造成(基金の積立残高)	1,100	1,100	0	580
	・ 上記以外の財政支援の拡充	(1,700)			(600)
	被用者保険の拠出金に対する支援	2,464	1,632	832	1,664
	70歳未満の高額療養費制度の改正	700	700	0	210
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	248	217	31	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
	合計	18,388	10,511	7,877	15,295

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(1,35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

平成29年度所要額(公費) 6,526億円(5,593億円)*

○ 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費) ☆
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) ☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業 ☆ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

- < 量的拡充 >
- 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。
- < 質の向上 >
- 子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

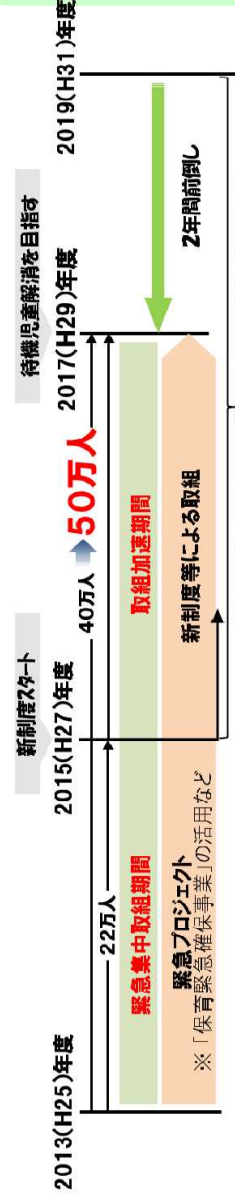
【参考：待機児童解消加速化プラン】

◆ 平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分⇒50万人分)。

◆ 各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿拡大



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育の拡大を支援。

II. 社会的養護の充実

平成29年度所要額(公費) 416億円(345億円)

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

平成29年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成29年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） ○ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○ 研修機会の充実 ○ 小規模保育の体制強化 ○ 減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） ○ 社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブの充実 ○ 病児・病後児保育の充実 ○ 利用者支援事業の推進 など ○ 児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等） ○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所との関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

※赤字は平成29年4月1日施行

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（概要）

1. 改正の趣旨

平成 28 年通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「児童福祉法等改正法」という。）の施行（平成 29 年 4 月 1 日施行分）に伴い、必要な政令の整備を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の一部改正（第 1 条関係）

児童福祉法等改正法において、政令で定める特別区が、児童相談所を設置することとされたことに伴い、児童相談所を設置する市と同様、都道府県が処理する事務を原則として処理することとするため、都道府県が処理する事務を、児童相談所を設置する特別区に適用するに当たって、「児童相談所設置市の市長」という読替を「児童相談所設置市の長」という読替に変更する等、所要の規定の整備を行う（第 45 条の 3 第 3 項及び第 8 項）。

(2) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令等の一部改正及び経過措置の整備（第 6 条、第 7 条、附則第 2 条～第 4 条関係）

児童福祉法等改正法における母子保健法の改正において、母子健康センターを母子健康包括支援センターに改めたことに伴い、母子健康センターについて規定する関係政令について同様の改正等を行うとともに、必要な経過措置の整備を行う。

(3) その他

児童福祉法等改正法の施行に伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）等の所要の規定の整備を行う。（第 2 条～第 5 条、第 8 条～第 10 条関係）

3. 根拠法令

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項
- ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項第 6 号
- ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律 101 号）第 3 条第 2 項第 3 号
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 12 条第 1 項第 23 号
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 10 条第 2 項
- ・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 19 号）第 6 条第 6 項
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 71 条第 1 項第 2 号及び第 73 条第 2 項第 1 号
- ・活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 6 条第 1 項第 5 号ロ 等

4. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

平成 28 年通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「児童福祉法等改正法」という。）（平成 29 年 4 月 1 日施行分）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）の一部改正

- ① 児童自立生活援助事業の対象者として厚生労働省令で定める者（満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにあるものであって、満 20 歳に達する日の前日において、義務教育終了児童等であったもののうち、措置解除者等に限る。）について、義務教育終了後に高等学校、中等教育学校、特別支援学校（高等部に限る。）、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学している学生・生徒とする。
- ② 児童福祉法等改正法により、養子縁組里親についても養育里親と同様、都道府県知事による養子縁組里親名簿の作成、研修の義務化、欠格要件を定めたことに伴い、研修や名簿の登録に関する規定について、養育里親と同様の手続きに関する規定等を設けることとする。
- ③ 児童福祉法等改正法により、児童相談所の業務とされた里親委託に関する計画に記載すべき事項として厚生労働省令で定める事項は、児童及びその保護者の意向並びに解決すべき課題、児童を養育する上での留意事項、児童及びその保護者並びに里親に対する支援の目標、達成時期並びに当該支援の内容等とする。
- ④ 児童福祉法等改正法により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 5 号に定める社会福祉主事を児童福祉司に任用する際の要件に、厚生労働大臣が定める講習会を修了することを追加することに伴い、規則第 6 条第 11 号及び第 12 号に定める社会福祉主事を児童福祉司に任用する際の要件についても、同様の講習会の課程を修了することを追加する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、支援対象児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、それを踏まえて支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(2) 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）の一部改正

母子健康包括支援センターの実施事業のうち、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に「厚生労働省令に定める支援」と規定された事業を母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成、進捗管理及び見直しと定める。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成 20 年厚生労働省令第 30 号）の一部改正

児童福祉法等改正法により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）における児童、保護者、児童虐待等の概念を拡張し、同法第 11 条から第 13 条まで、第 13 条の 4 及び第 13 条の 5 について、延長者を児童とみなして適用する等の措置を講じたことに伴い、児童虐待の防止等に関する法律施行規則第 2 条から第 7 条までの規定についても同様に、延長者を児童とみなして適用する等の措置を講じる。

(4) 情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改称することに伴う関係規定の整備

① 情緒障害児短期治療施設の改称

次に掲げる省令中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）
- ・ 精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号）
- ・ 独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 77 号）

② 経過措置

情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改称することに伴い、情緒障害児短期治療施設等で相談援助業務に一定期間従事したことを要件としている以下の資格に関し、この省令の施行日前に、情緒障害児短期治療施設において相談援助業務に従事した者は、児童心理治療施設において相談援助業務に従事した者とみなすこととする。

- ・ 家庭支援専門相談員の資格
- ・ 児童心理治療施設の長の資格
- ・ 社会福祉士試験の受験資格
- ・ 精神保健福祉士試験の受験資格

※ その他、児童福祉法等改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

児童福祉法 第 6 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 6 条の 4、第 11 条第 1 項第 2 号～(5)、第 13 条第 3 項第 6 号、第 19 条の 22 第 1 項、第 25 条の 2 第 5 項、第 6 項及び第 7 項、第 33 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 34 条の 19
母子保健法 第 22 条第 2 項第 4 号 等

4. 施行期日等

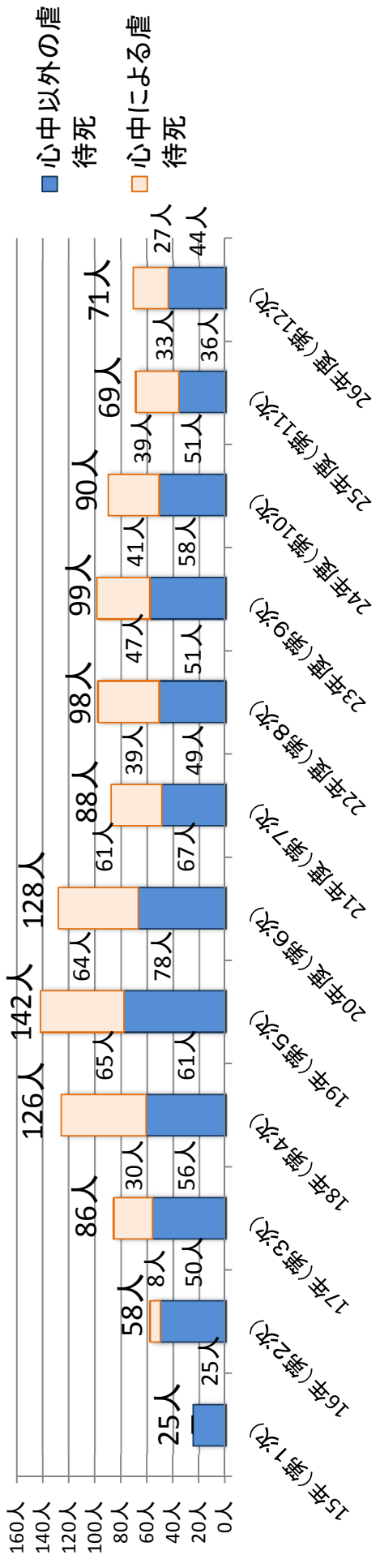
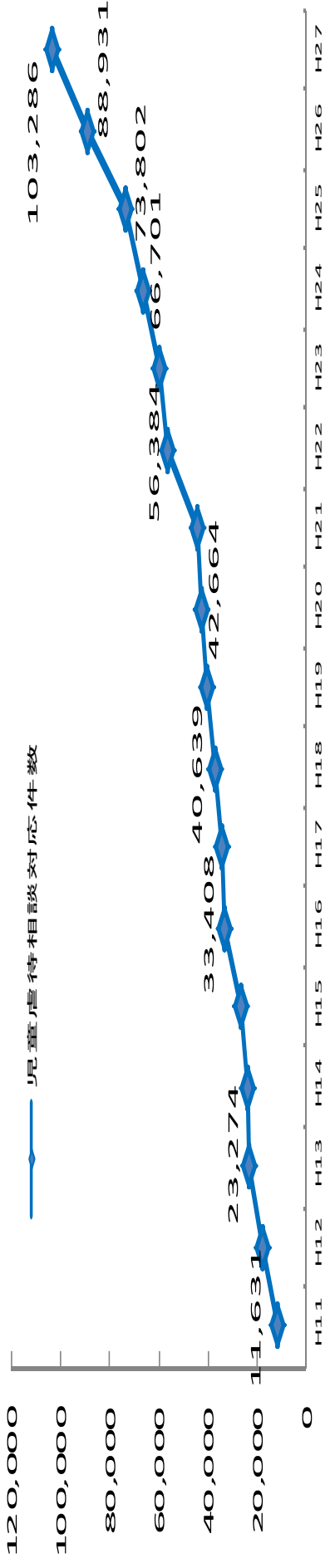
公布日：平成 29 年 3 月（予定）

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（予定）（児童福祉法等改正法の施行日と同日）

児童虐待相談の対応件数及び児童虐待による死亡事例の検証・分析対象の推移等

- 平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、103,286件。平成11年度に比べて約8.9倍。
 - ・ 心理的虐待の割合が最も多く(47.2%)、次いで身体的虐待の割合が多い(27.7%)。
 - ・ 相談経路は、警察等(37%)、近隣知人(17%)、家族(9%)、学校等(8%)からの通告が多くなっている。
- 毎年、多くの死亡事例が発生。(平成26年度心中以外の虐待死 44人)
 - ・ 0歳児が最も多く(61.4%)、そのうち0日児死亡は55.6%であった。

児童虐待相談対応件数の推移



児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策推進室
家庭福祉課
母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。これを踏まえた、平成29年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,493億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関係予算として、以下を積み上げた金額(括弧内は平成28年度予算額)

児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数	(73億円の内数)
児童入所施設措置費等	1,227億円の内数	(1,140億円の内数)
次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数	(57億円の内数)
妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
産婦健康診査事業	4億円	(0億円)
児童虐待防止対策費(本省費)等	1億円	(1億円)
児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成26年度）であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に見・遮減する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

③ 産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

(2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

② 養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につながない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

(1) 児童相談所の体制整備等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実に資する体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 3,080千円→7,822千円（週3回→5回、日額19,600円→30,000円）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ 児童相談所分 12,813千円（3人分）
 - ・ 市町村分 8,542千円（2人分）
- 【補助率】 国1/2、都道府県等・市町村1/2

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 研修専任コーディネーター 4,271千円（1都道府県市当たり）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ 補助職員 2,172千円（1市区当たり）
 - ・ 代替職員 1,303千円（1市区当たり）
- 【補助率】 国1/2、市区1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

（2）市町村の体制強化

① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】
市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

【補助基準額（案）】

○直営の場合（1支援拠点当たり）

- ・小規模A型 3,721千円
- ・小規模B型 9,438千円
- ・小規模C型 15,660千円
- ・中規模型 20,873千円
- ・大規模型 38,701千円

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

- ・小規模A型 8,940千円
- ・小規模B型 14,657千円
- ・小規模C型 20,879千円
- ・中規模型 31,310千円
- ・大規模型 59,576千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乘せして配置することとしているため、当該市区町村（支援拠点）には上乘せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ 児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区） 2,605千円（1市区当たり）
- ・ その他、一般市町村 1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ 代替職員 68千円（1市町村当たり）
- ・ 虐待対応強化支援員（仮称） 2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備するため、既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

【補助基準額】 1施設当たり7,230千円（B地域の例）

【補助率】 国1/2、市町村1/2

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 1,635千円（一時保護対応協力員一人当たり）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費を創設する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【補助基準額（案）】 308千円

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合は費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】【再掲】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】540千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもたちの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ カウンセリング 706千円→ 886千円
- ・ 保護者指導支援員 1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

(2) 家庭養護の推進

① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関連業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関連業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

3. 被虐待児への自立支援（続き）

(3) 家庭的養護の推進

① 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

(参考) 平成28年度第2次補正予算

○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

3. 被虐待児への自立支援（続き）

（4）被虐待児などへの支援の充実

① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

(1) ①子育て世代包括支援センターの全国展開 (妊娠・出産包括支援事業の拡充)

23.8億円 → 37.8億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

	【28年度予算】	【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市町村	→ 240市町村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市町村	→ 240市町村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市町村	→ 52市町村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）	47都道府県	→ 150市町村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→ 47都道府県

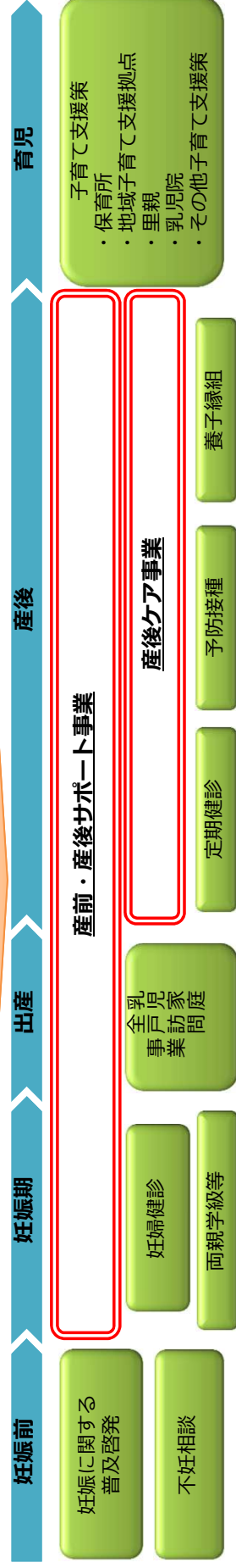
（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国1/2、市町村（都道府県）1/2）

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

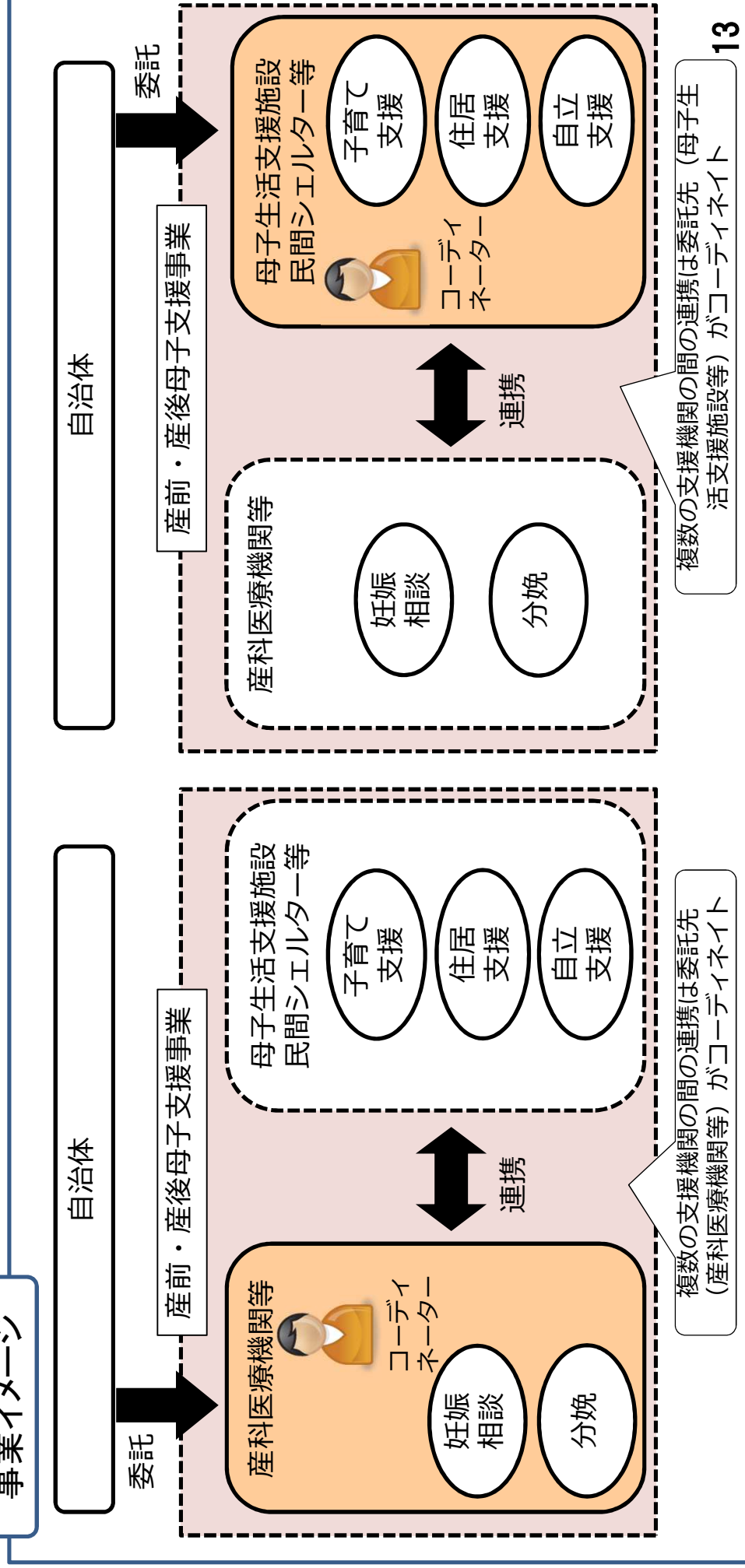


(1) ②産前・産後母子支援事業（仮称）の創設

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



(1) ③産婦健康診査事業の創設

要旨

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

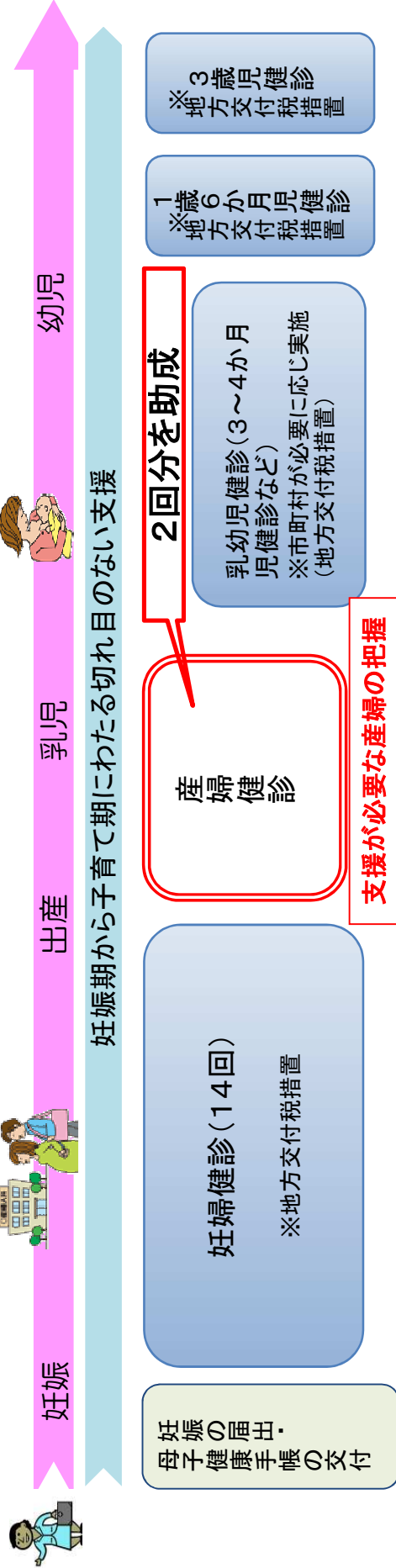
○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分について助成を行う。

【実施主体】市町村

【負担割合】国1/2、市町村1/2

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



(2) ②養育支援訪問事業

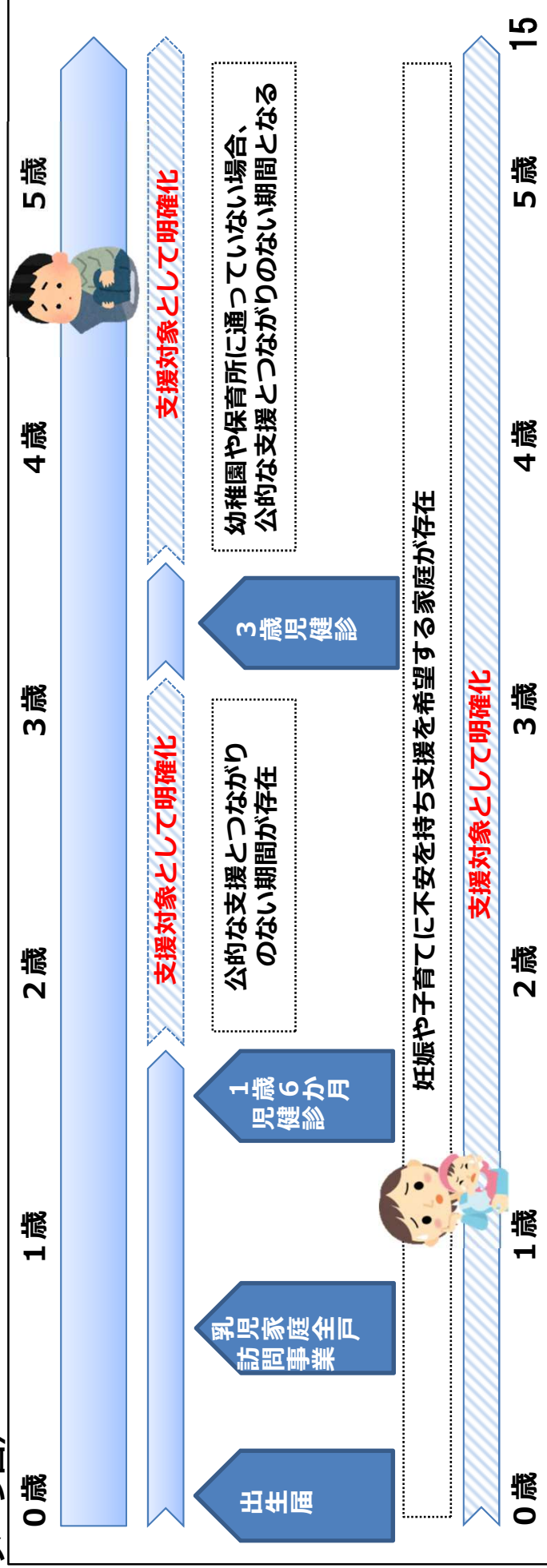
現状・課題

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
- ・母子保健法に基づき、各種健診により養育環境等を把握
- ・上記等により、養育支援が必要と認められた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施
- 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在
- 1歳6か月児健診～3歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在
- 3歳～5歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在
- 養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

予算措置による対応

- 養育支援訪問事業について、
- ・妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
- ・健診の谷間にある児童や、3～5歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
- ・地域の実情に心じて、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設。

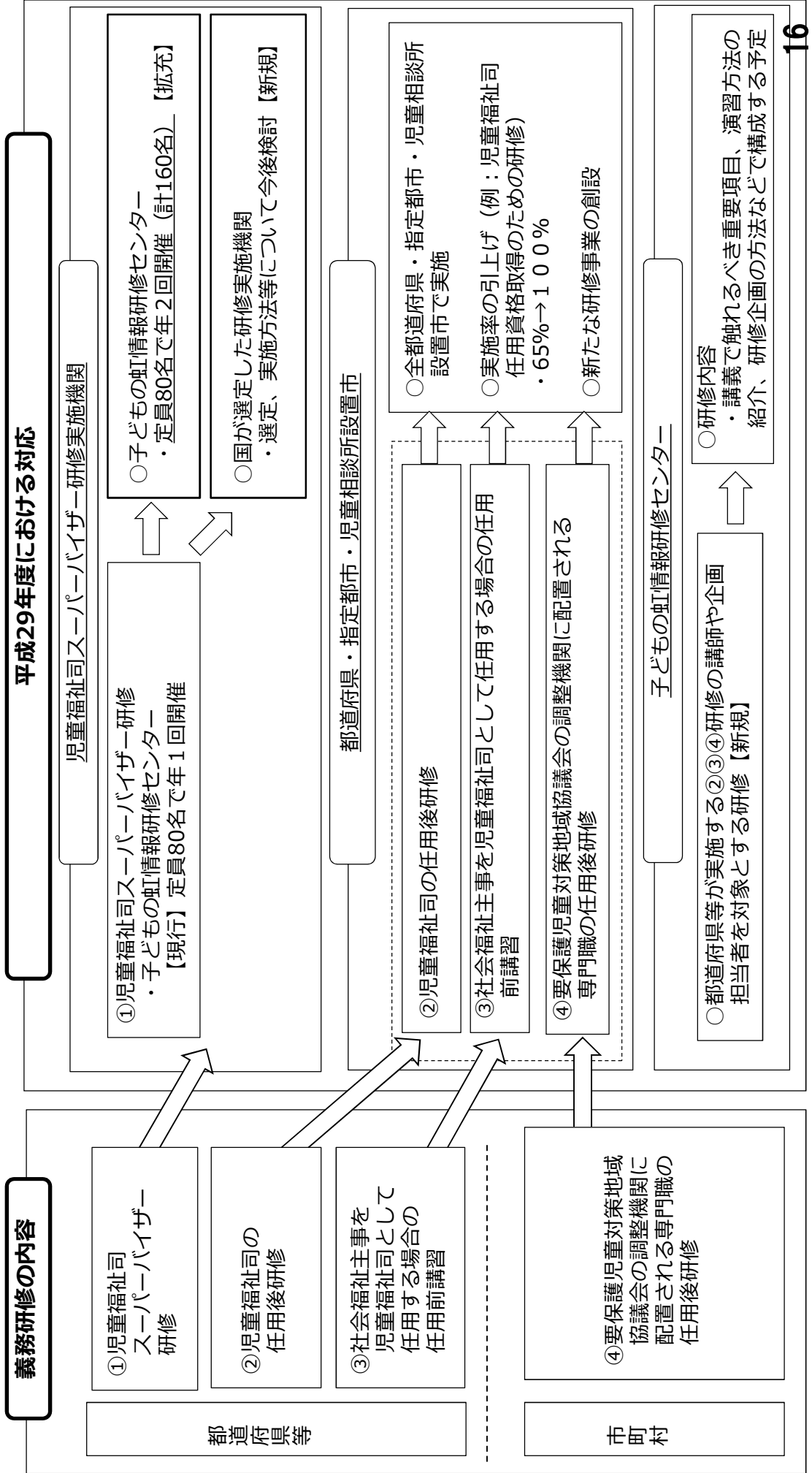
〈イメージ図〉



(1) ③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉士の任用後研修、社会福祉主事の任用後研修、社会福祉士の任用後研修、社会福祉士の任用後研修が義務化される。
- 研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



○研修メニューの組み替えの内容

(平成28年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H28' 予算	H26' 実施箇所
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施する。	34,549千円	62区市
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修	35,064千円	174区市
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。	111,597千円	42区市
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	3,378千円	0県
合計		184,588千円	

事業再編

(平成29年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H29' 予算案	1都道府県市 当たり単価案	備考
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施する。	70,311千円	2,038千円	28年度の ③を拡充
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	73,554千円	2,132千円	創設
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	46,867千円	1,399千円	創設
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施する。 また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	24,158千円	612千円	28年度の ①+④
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施する。また、多職種による合同研修を実施する。	53,331千円	613千円	28年度の ②を拡充
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施する。	36,990千円	540千円	医療的機能強化事業から継続
合計		305,211千円		17

(1) ④ 児童相談所の設置促進

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

現状・課題

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
- ・ 虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

- ① 家庭や子どもに対する相談、指導、② 要保護児童の保護措置、
 - ③ 里親認定・支援
- といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

改正法による対応

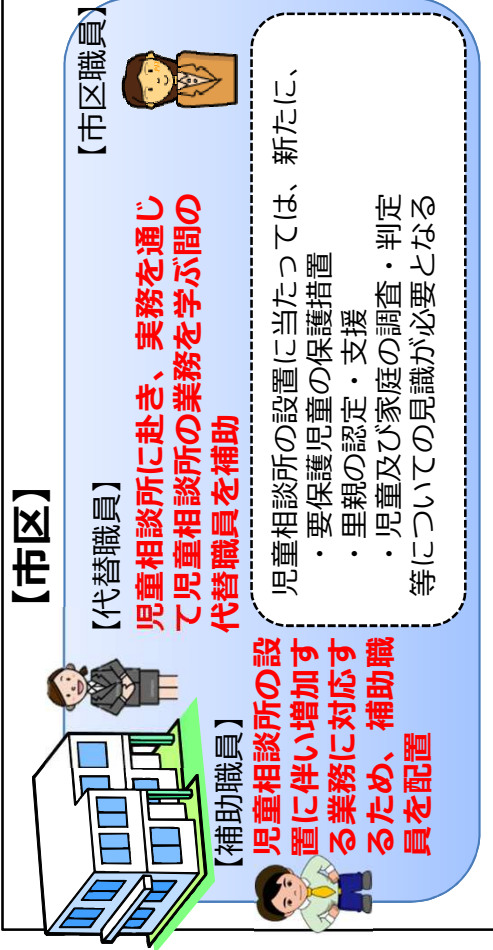
- ・ 政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする（29年4月施行）
- ・ 政府は、施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

予算措置による対応

○ 児童相談所設置に必要な補助を創設

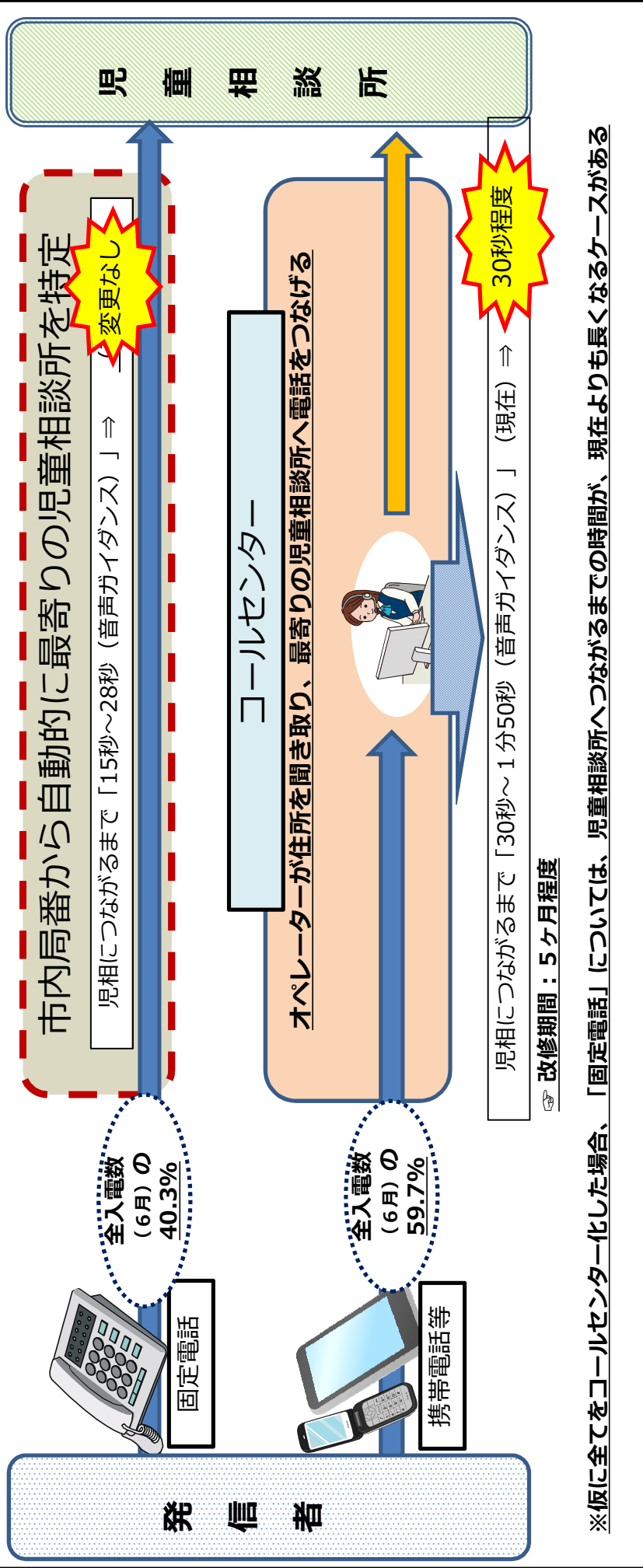
- ・ 児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
- ・ 児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に出向き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

イメージ図



(1) ⑥児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善

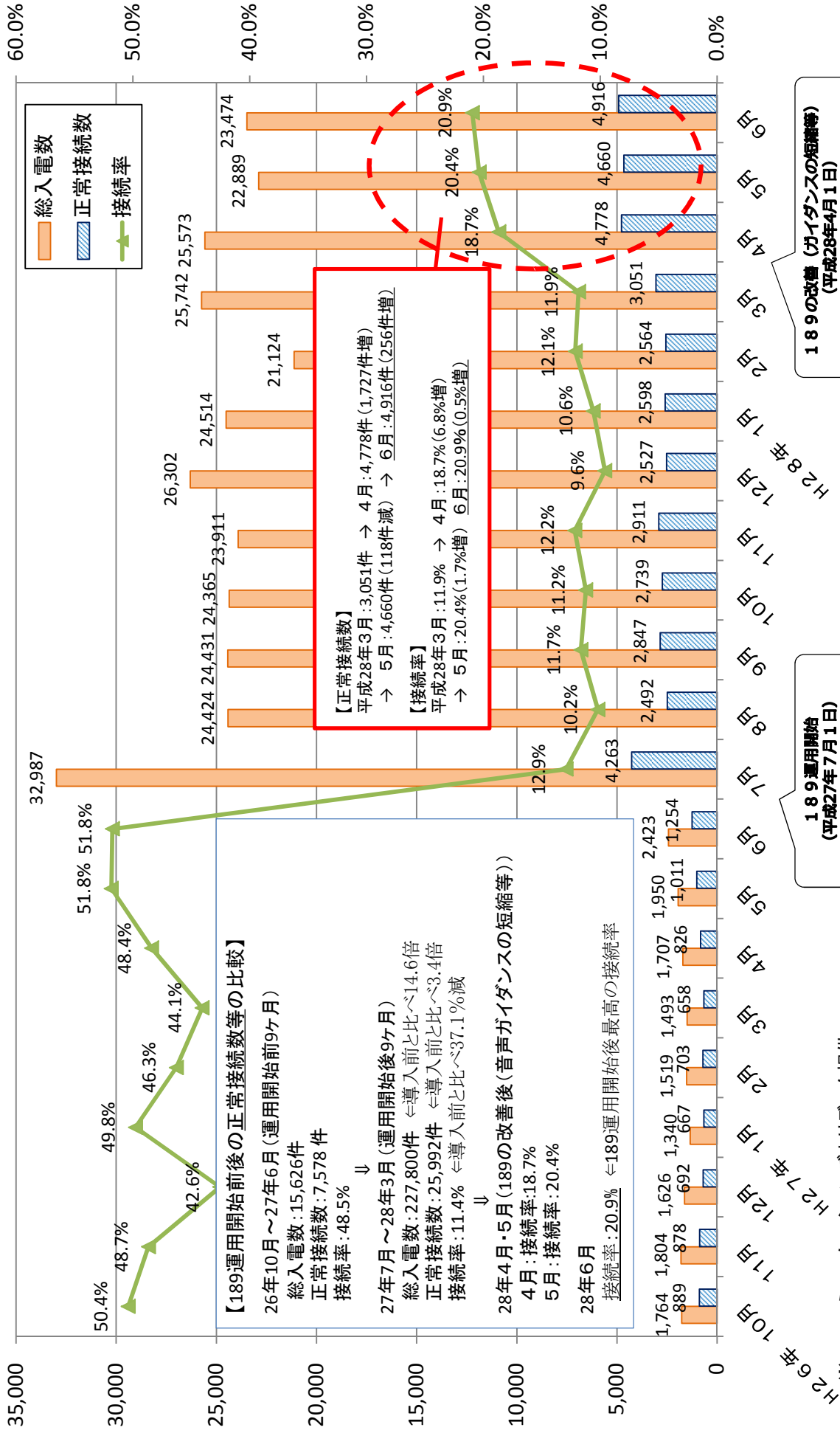
コールセンター方式（現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化）



※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の利用状況等

189の入電数及び接続率の推移



※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数(「0570-064-000」の入電を含む)。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常にならなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

(2) 市町村の体制強化

2.児童虐待発生時の迅速・的確な対応

現状・課題

- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は、在宅支援となっていないが、その後親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
- ・地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要

※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等のいる家庭

対応

(1)在宅支援の強化

【改正法】

- ・市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
- ・児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
- ・一時的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）

【予算】

- ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
 - ・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
- ②市町村へのスーパーバイザーの配置
 - ・児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
- ③訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
 - ・公的な支援につなげられていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
 - ・「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要なとなる事務費に係る補助を創設

(2)要対協の機能強化

【改正法】

- ・調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
- ・調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）

【予算】

- ・義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

(2) ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

(1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

(2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等はその一部を委託することができる。また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

(4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

- ① 子ども家庭支援員
 - 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
 - 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)
- ② 心理担当支援員
 - 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
 - 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

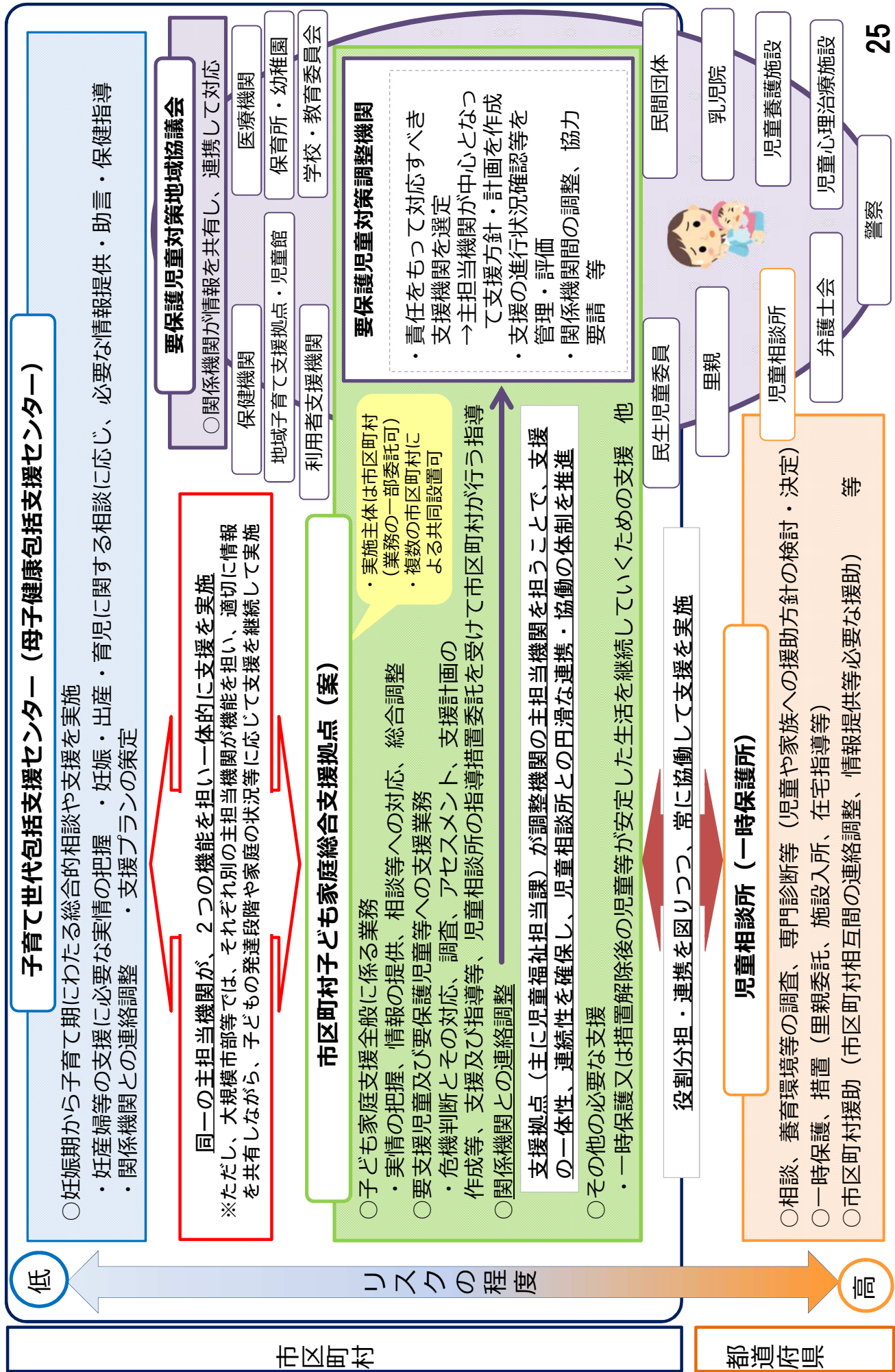
	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名(1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時1名(非常勤可)	常時3名
小規模C型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時2名(非常勤可)	常時4名
中規模型	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時6名
大規模型	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置(整備)するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



(2) ②市町村へのスーパーバイザーの配置

現状・課題

- ・児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっており、その後親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

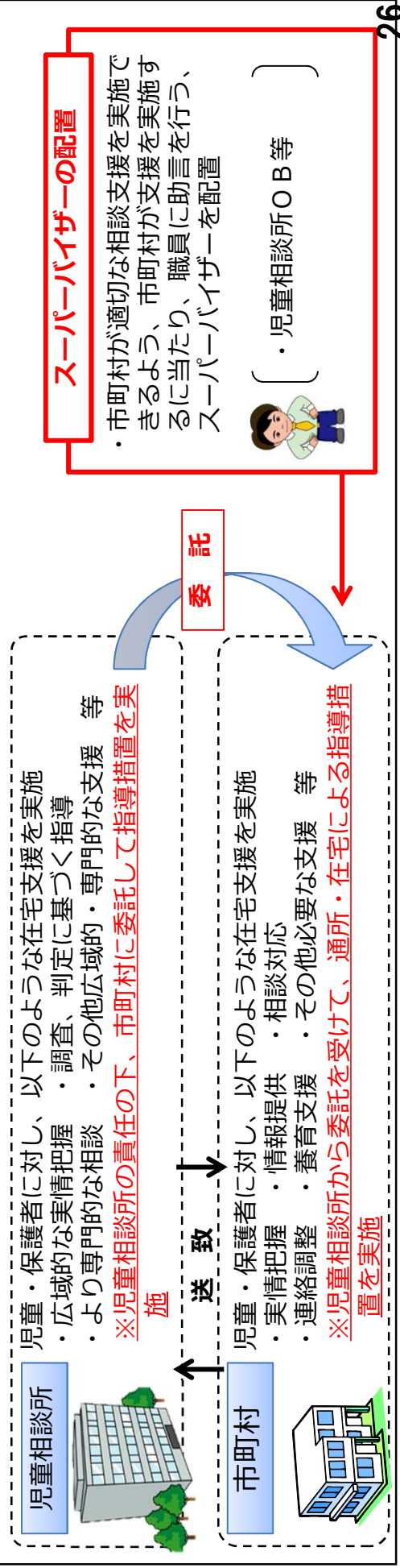
改正法による対応

- ・児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加【公布日施行】
- ・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設【平成29年4月施行】

予算措置による対応

- ・市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(2) ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- ・要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

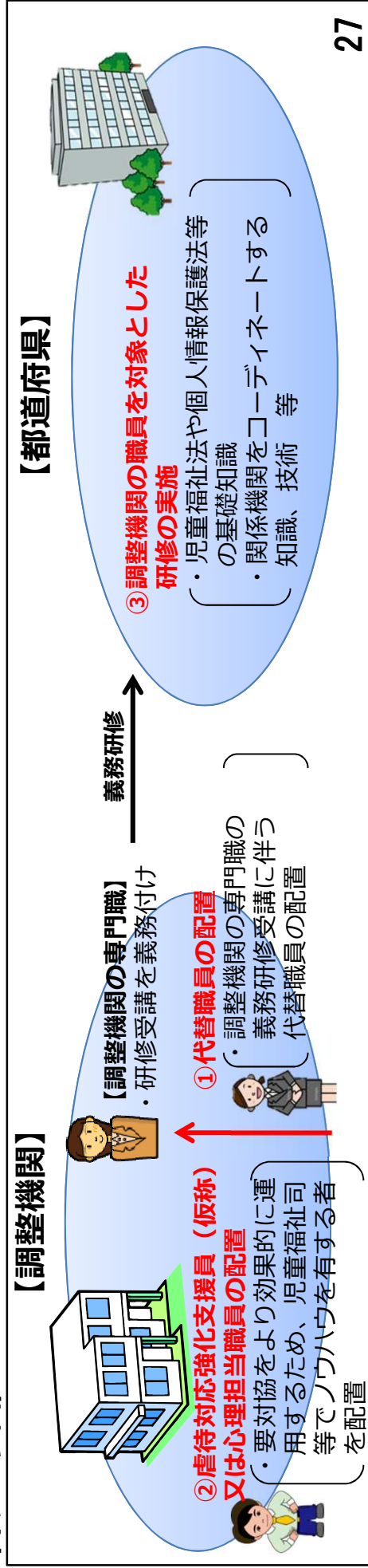
改正法による対応

- ・調整機関に専門職の配置を義務付け
- ・調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け
[29年4月施行]

予算措置による対応

- ① 義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ② 要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（見相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ③ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(1) 親子関係再構築の支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

3. 被虐待児への自立支援

- 課題**
- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
 - 措置を解除した後、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

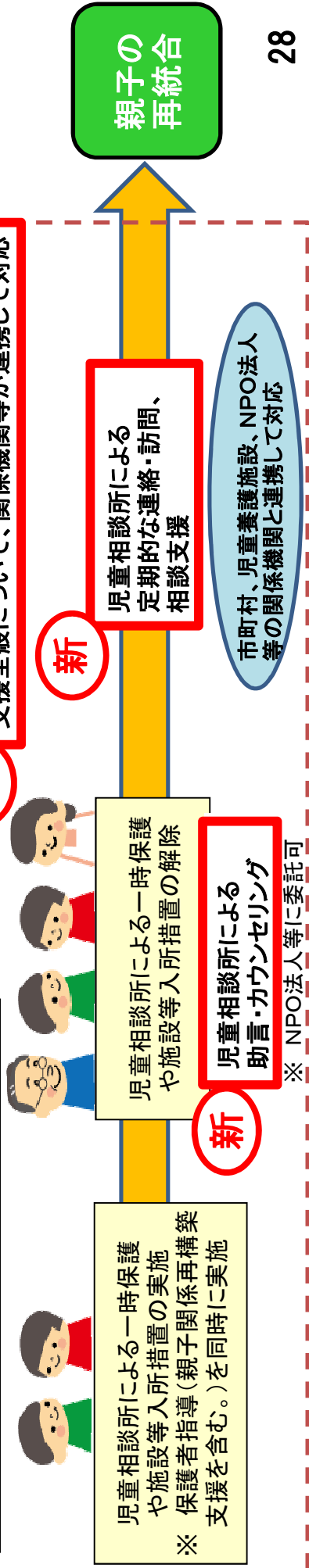
改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
 - 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施(NPO法人等に委託可)
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

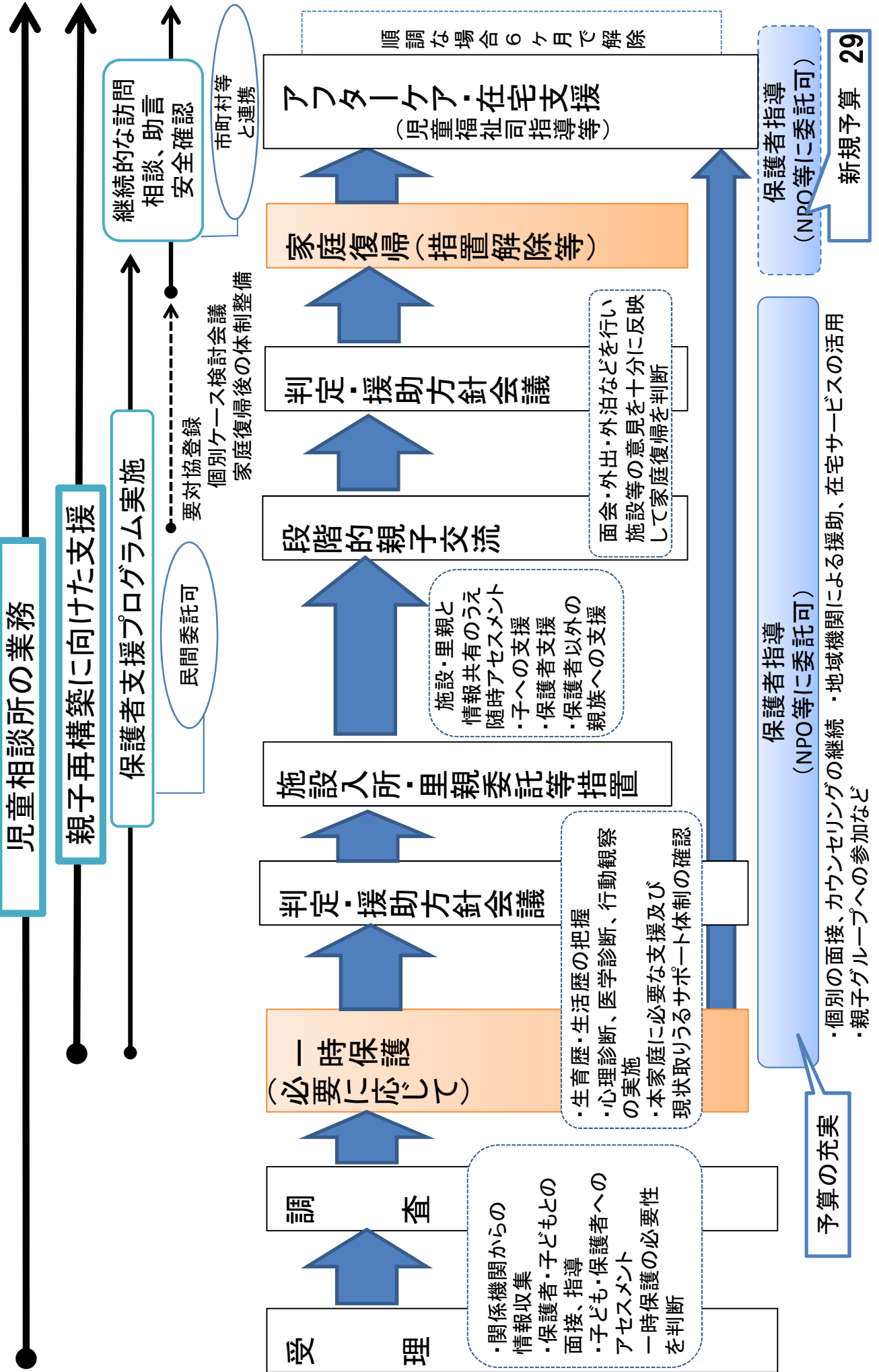
予算措置による対応

- 親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。(児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円)
- 措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。(児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円)

親子関係再構築支援のイメージ図



(参考) 児童相談所での児童虐待における親子関係再構築に向けた取組



(2) ①里親支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援関連事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

	現行（平成28年度）	平成29年度
名称	里親支援機関連事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発、研修の実施 里親委託支援 里親への訪問支援、里親の相互交流 未委託里親へのトレーニング 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） マッチング・自立支援計画作成 ※28年度に追加 	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発、研修の実施 里親委託支援 里親への訪問支援、里親の相互交流 未委託里親へのトレーニング 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） マッチング・自立支援計画作成 養子縁組相談支援
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2	里親相談支援員（常勤1名） 心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2

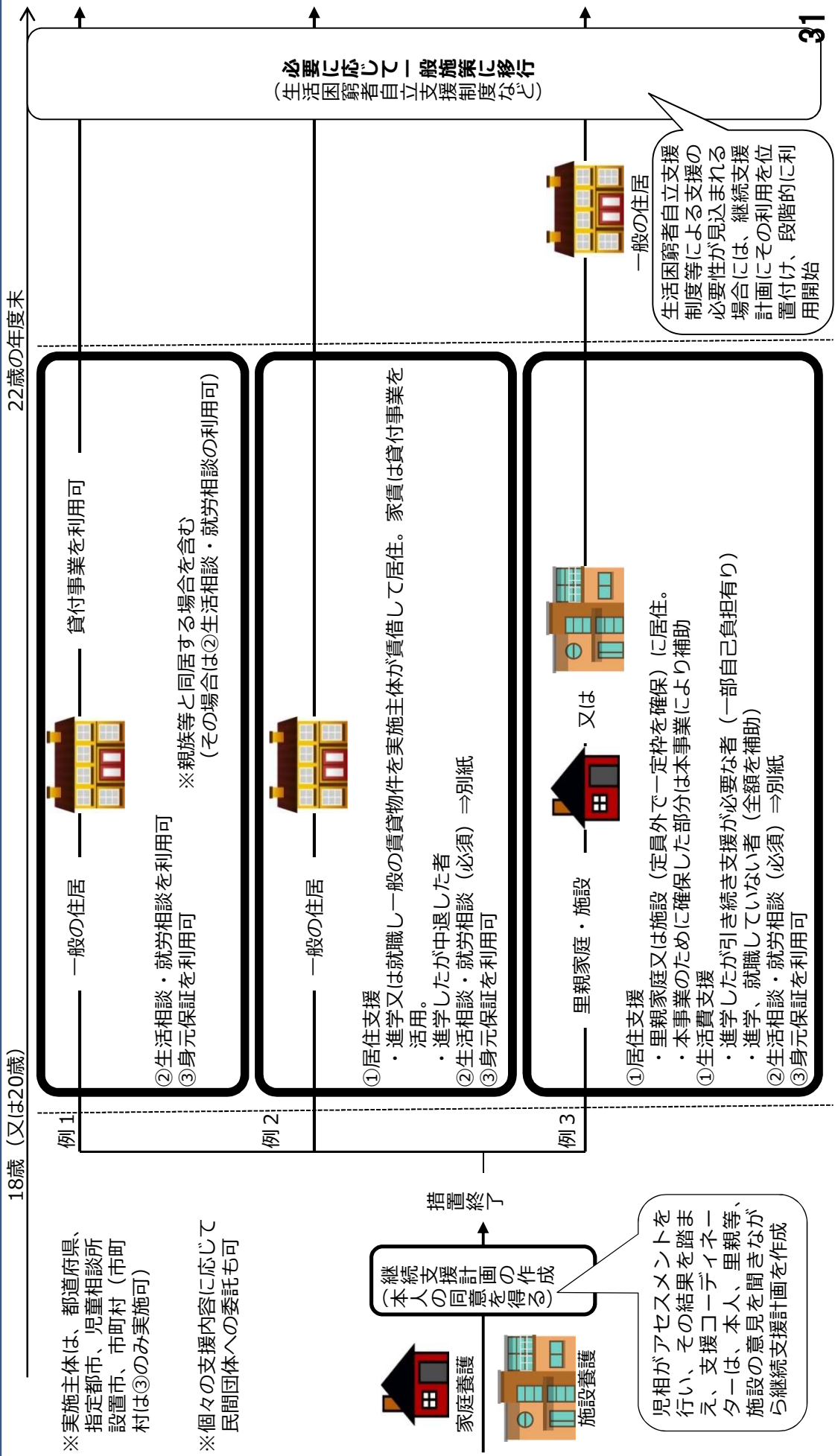
※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置

※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

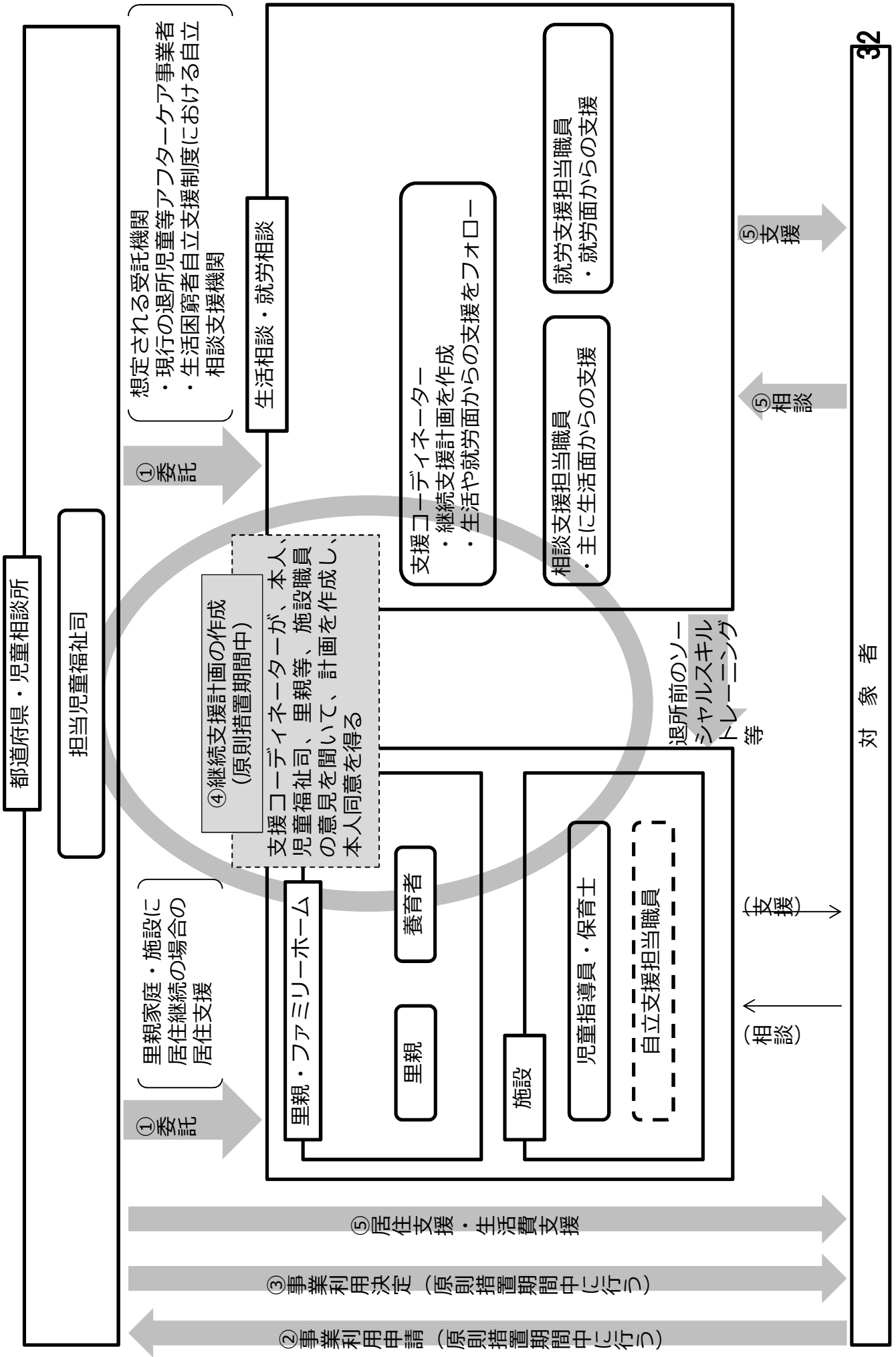
社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができ、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



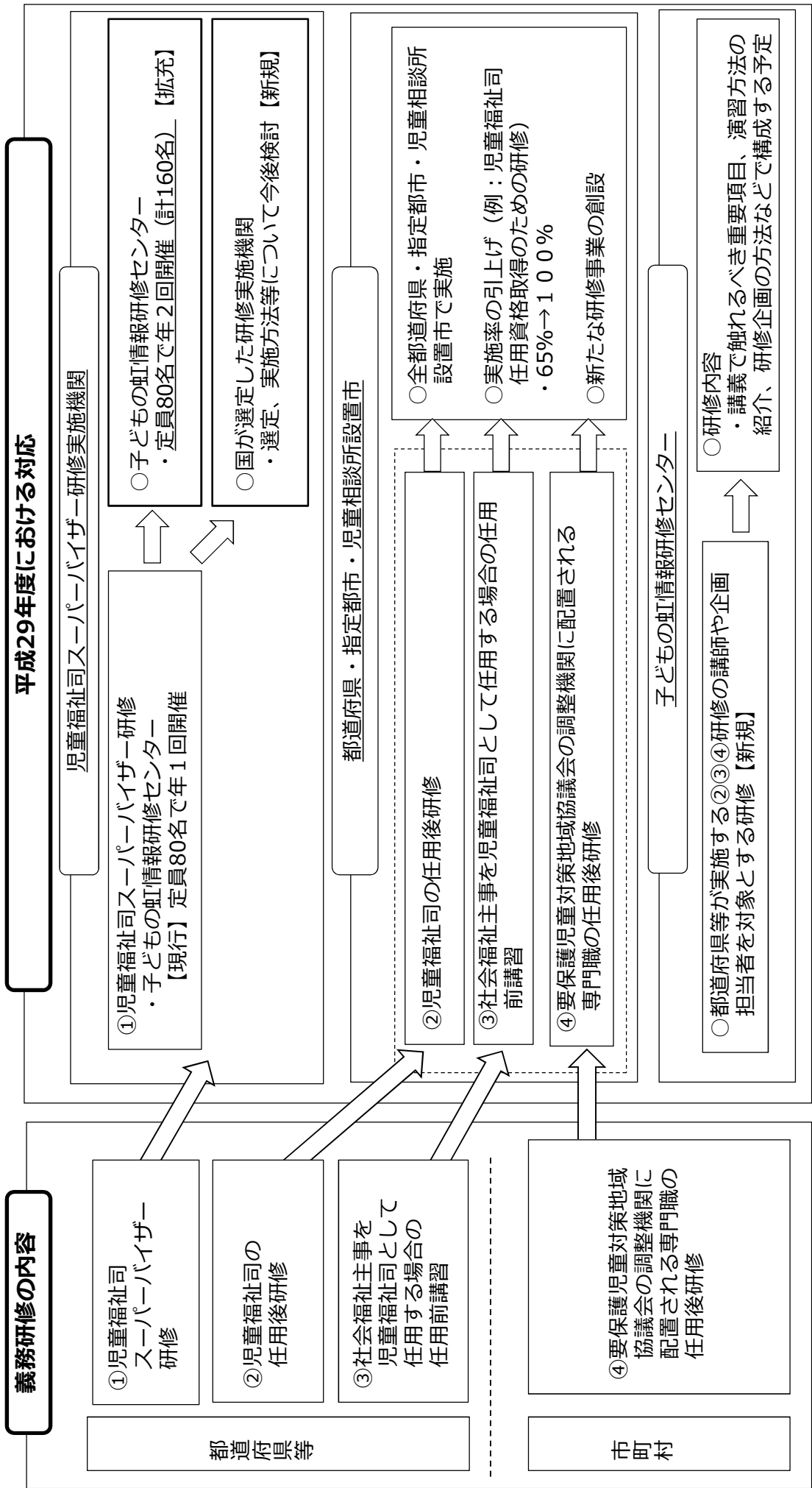
生活相談・就労相談（イメージ）



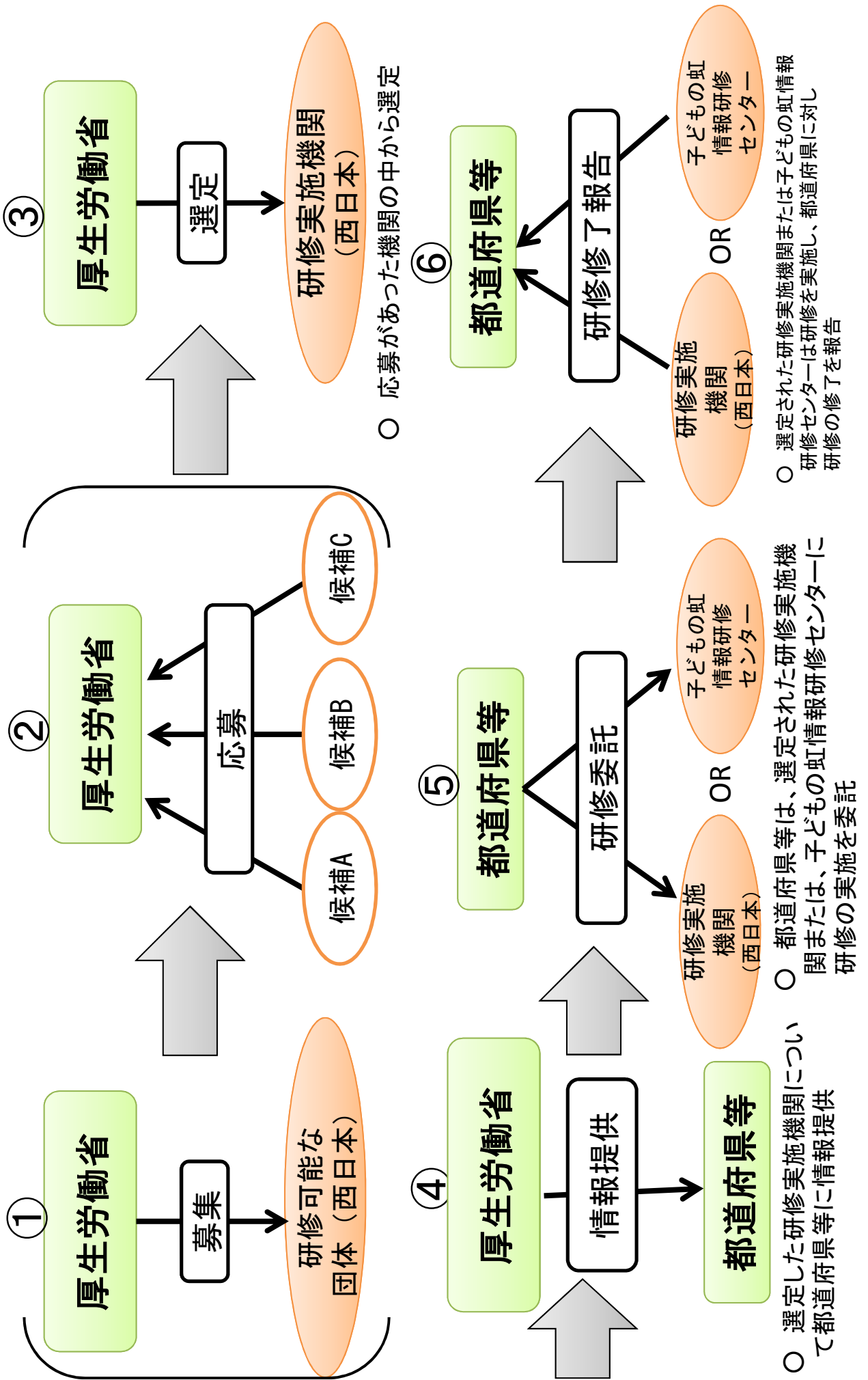
義務研修等の実施体制について

○改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。

○研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



平成29年度スーパーバイザー研修の実施の仕組みについて（イメージ）



児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて（案）

1. 作成の必要性

(1) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議決定（平成26年12月26日）

○ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有リンク表を整備）

(2) 社会保障審議会児童部会・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）

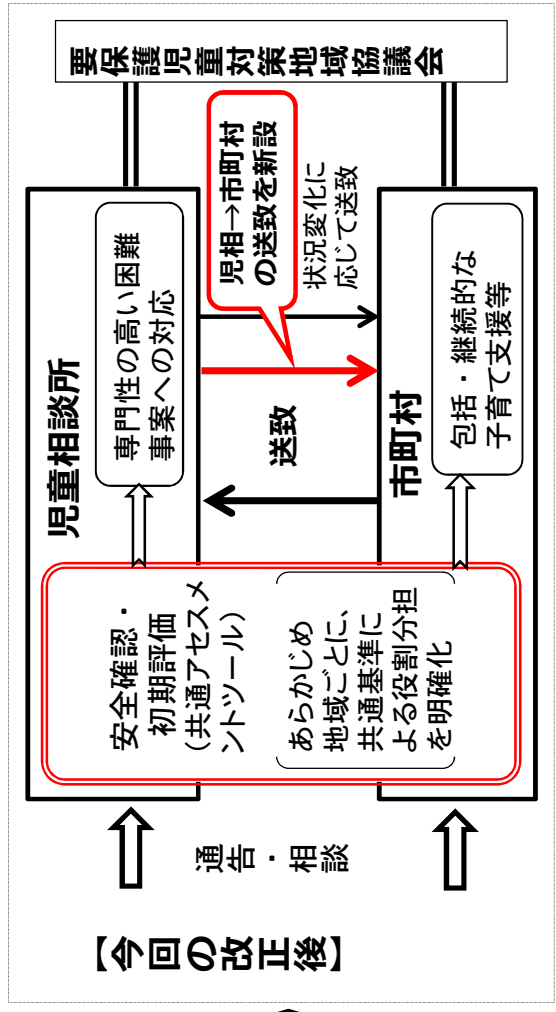
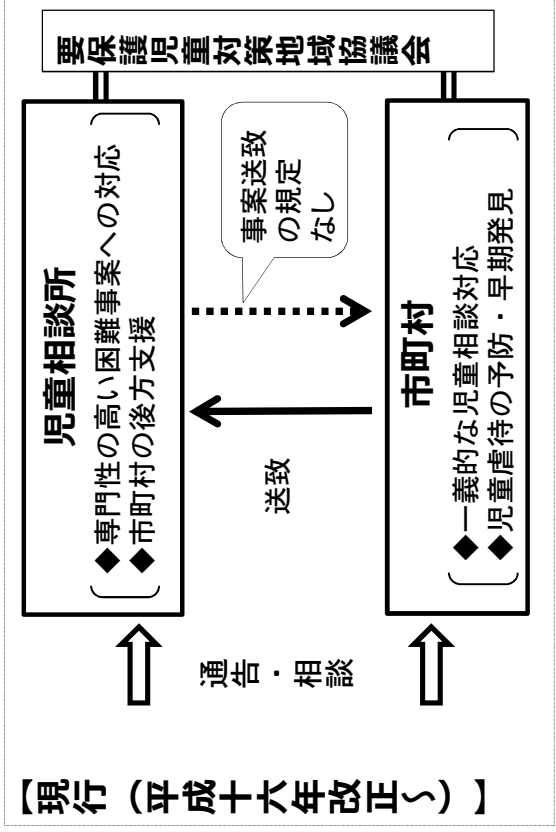
○ 当面、初期対応の漏れがないようにするため、児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成するとともに、児童相談所から市区町村へ送致する仕組みを設けることが考えられる。

(3) 改正児童福祉法の施行

○ 児童が心身ともに健やかに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割を明確化【児童福祉法第3条の3・公布日施行】

○ 児童相談所から市町村への事業送致を新設【児童福祉法第26条第1項第3号・平成29年4月施行】

→（児童相談所長は、）児童及び妊産婦の福祉に関し、（略）その他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認めると認める者（措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。



2. 作成の目的・趣旨等

- 法改正の趣旨を踏まえ、ケース対応に際しては、児童相談所と市町村のそれぞれの役割や機能を有効に活用することが必要
- 児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標（目安）となるよう、共通アセスメントツールを作成。その際、児童相談所と市町村の押し付け合いにならない仕組みとすることが肝要。

- 現行において各自治体が既に作成・活用しているアセスメントシート等を参考として、今後提示をするシート例と20～30項目程度のリスク因子の主な指標例を作成中。

(参考) 各自治体における児童相談所と市町村の共通アセスメントの策定状況 (平成28年厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ)

策定している	21自治体
策定していない	48自治体

→ ○ 策定している21自治体

栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・大阪府・兵庫県・奈良県・岡山県・
山口県・愛媛県・高知県・大分県・千葉市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・
大阪市・福岡市・熊本市

3. シートの対象及び使用方法等

- 児童相談所又は市町村が通告等により把握した「虐待ケース」及び「虐待が疑われるケース」を対象とする。
- 虐待通告等受理後、受理会議等において、初期対応を検討するためのアセスメントを行う。それ以後、必要に応じて、不明となっている事項の調査を進め、適宜アセスメントの見直しを行う。
- 一定期間後、児童相談所又は市町村のいずれかを主担当機関として定める必要がある場合に、事案送致等を行う事前協議の場における活用も可。
→ その際に、アセスメントの結果を踏まえた主担当機関の決定方法についての基本的なルールを事前に双方協議の上で定めておくことが必要
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関間で、個別ケース検討会議において評価内容の共有等にも活用。

4. アセスメントツール使用による考えられる効果

- 児童相談所及び市町村が共通の指標を使用することで、機関相互の問題認識の共有化と対応漏れの防止が図られる。
- 担当者の経験則、思い込みや希望的観測をできるだけ排除し、判断の客観性・的確性を高め、対応の遅れを防止する。
- 必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価する上で有効である。
- 不明となっている項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットが絞られる。
- 前回評価したときの子どもや家庭の状況と現状との比較が出来る。この間の援助内容に効果があつたかどうかの評価にも活用できる。
- 長期化したケースについて、関係機関相互の意見が異なる場合、ケースの客観的な見立ての見直しをする際に役立つ。

5. 共通アセスメントツールの取扱い通知（雇用均等・児童家庭局長通知）作成に当たったの留意事項

- 児童相談所及び市町村の役割分担に当たったの基本的な考え方の明確化
- シート例（案）とリスク因子の指標例の考え方や使用上の留意点についての具体的な記載内容
- 送致の決定過程と事前調整の手法、送致の受け手の検討期間等についての考え方の提示 など

6. 今後のスケジュール（案）

【平成28年度】

- 11月30日：第4回市区町村の支援業務ワーキンググループにシート例（案）とリスク因子の指標例を提示)
- 12月 9日：第4回子ども家庭福祉人材ワーキンググループにシート例（案）とリスク因子の指標例を提示)
- 3月中旬：共通アセスメントツールの取扱い通知を技術的助言として地方自治体に発出
- 4月1日以降：各地方自治体において共通アセスメントツール（案）をもとに、地域の実情に応じた児童相談所と市町村の役割分担等を検討し、ガイドライン等を策定

【平成29年度以降】

- 各地方自治体での運用状況等についての情報を収集
- 必要に応じて、共通アセスメントツールの取扱い通知の見直しを検討
- 将来的には、研究者による研究成果等を踏まえ、状況に応じ、ニーズやストレスも含めた包括的なアセスメントの策定が可能なかどうかの検討が必要

都道府県（児童相談所）と市区町村の各種指針等に係る主な改正事項

施行

公布日及び平成
二八年十月一日

平成二九年四月一日

都道府県（児童相談所）

児童相談所運営指針

- (主な改正事項)
- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
 - 家庭と同様の環境における養育の推進
 - 国・都道府県・市町村の役割・責務の明確化
 - 通所・在宅指導措置の明確化
 - 弁護士¹の配置又はこれに準ずる措置

↑ 平成28年9月29日付けで形式的な改正

児童相談所運営指針

- (主な改正事項)
- 児童相談所から市町村への事案送致
 - 子育て世代包括支援センターの法定化
 - 市町村における支援拠点の整備
 - 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)の研修義務化
→ 児童福祉司等の義務化された研修の骨子案 を作成済
 - 里親支援業務及び養子縁組支援業務の追加

↑ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

子ども虐待対応の手引き

○ 児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針等の改正内容を踏まえ、平成29年夏頃までに抜本的に改正

市区町村

市町村児童家庭相談援助指針

- (主な改正事項)
- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
 - 家庭と同様の環境における養育の推進
 - 国・都道府県・市町村の役割・責務の明確化
 - 通所・在宅指導措置の明確化
 - 支援を要する妊婦等に関する情報提供

↑ 平成28年10月31日付けで形式的な改正

市町村児童家庭相談援助指針

- (主な改正事項)
- 児童相談所から市町村への事案送致
 - 子育て世代包括支援センターの法定化
 - 市町村における支援拠点の整備
→ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)を作成済
 - 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け
→ 要保護児童対策調整機関専門職の義務化された研修の骨子案を作成済(☆)

↑ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

- (主な改正事項)
- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け → (☆) のとおり

↑ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

児童相談所運営指針の改正について（改正児童福祉法平成29年4月施行）

〔児童相談所運営指針については、平成28年9月に改正児童福祉法の公布日及び平成28年10月施行分について形式的な改正を行ったところ。今後、改正児童福祉法の平成29年4月の本格施行にあわせ、「市町村児童家庭相談援助指針」等とあわせて抜本的な改正を行うこととする。〕

主な改正事項及び改正の方向性

【児童福祉法等改正関係】

○子育て世代包括支援センターの法定化、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

（改正母子保健法第22条及び改正児童福祉法第10条の2）

（改正内容）

児童相談所と市町村との役割の明確化を踏まえ、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務内容や市町村との協働・連携・役割分担等を追加。

○児童福祉司（スーパーバイザー含む。）が受講する研修、社会福祉主事からの任用要件

（改正児童福祉法第13条第3項第5号及び8項）

（改正内容）

児童福祉司（スーパーバイザー含む。）について研修の受講が義務である旨、社会福祉主事から任用する要件に講習会の課程を修了することを追加。また、児童福祉司等に求められる専門性（知識・技術・態度）についても追加。

○児童相談所から市町村への事案送致（改正児童福祉法第26条第1項第3号）

（改正内容）

児童相談所が受理したケースを市町村へ送致する場合の手続（事前の協議等）や留意事項等を追加。

※平成28年10月に施行された「市町村への指導委託」に関する手続等（行政処分の考え方等）の記載についても見直しを行う予定。

○里親・養子縁組の推進（改正児童福祉法第11条第1項第2号及び第12条）

（改正内容）

改正児童福祉法で規定された、里親や養子縁組により養子となる子ども等への支援を児童相談所の業務に追加。

【その他】

○児童相談所の名称表示について

○障害者（児）の方からの通告・相談に適切に対応するための合理的な配慮について

○要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との適切な情報共有の実施について

※具体的な記載内容については、現在厚生労働省で開催している「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」等のご意見を踏まえ検討。

市町村児童家庭相談援助指針の改正について（改正児童福祉法平成29年4月施行）

市町村児童家庭相談援助指針については、平成28年10月に改正児童福祉法の公布日及び平成28年10月施行分について形式的な改正を行ったところ。今般、改正児童福祉法の平成29年4月の本格施行にあわせ、「児童相談所運営指針」等とあわせて抜本的な改正を行うこととする。

主な改正事項及び改正の方向性

【児童福祉法等改正関係】

- 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性（改正児童福祉法第3条の3）

（改正内容）

市町村が子ども家庭支援を行う際の基本的な考え方・知識・技術・態度等の専門性について追加。

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備（改正児童福祉法第10条の2）

（改正内容）

市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村）が行うべき業務内容や児童相談所との協働・連携・役割分担、市町村の子ども家庭支援における体制等を追加。

- 要保護児童対策調整機関への調整担当者の配置及び研修受講の義務付け
（改正児童福祉法第25条の2第6項、第7項及び第8項）

（改正内容）

市町村の設置した要保護児童対策地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の調整担当者の配置及び厚生労働大臣が定める基準に適合する研修受講の義務付け等の内容を追加。

- 児童相談所から市町村への事案送致（改正児童福祉法第26条第1項第3号）

（改正内容）

児童相談所が受理したケースを市町村へ送致する場合の手續や留意事項等を追加。

※平成28年10月に施行された「市町村への指導委託」に関する手續等（行政処分の考え方等）の記載についても見直しを行う予定。

【その他】

- 要保護児童対策地域協議会の役割・機能について
- 都道府県（児童相談所）の支援について 等

※具体的な記載内容については、現在厚生労働省で開催している「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」等のご意見を踏まえ検討。

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正について（改正児童福祉法平成29年4月施行）

主な改正事項及び改正の方向性

【児童福祉法等改正関係】

- 要保護児童対策調整機関への調整担当者の配置及び研修受講の義務付け（改正児童福祉法第25条の2）

（改正内容）

市町村の設置した要保護児童対策地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の調整担当者の配置及び厚生労働大臣が定める基準に適合する研修受講の義務付け等の内容を追加。

- 調整担当者が業務を行う上で必要な専門性（改正児童福祉法第25条の2第6項）

（改正内容）

調整担当者が支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、各関係機関等との連絡調整等の業務に係る事務を適切に行うために必要な知識・技術・態度等の専門性について追加。

- 要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する情報提供（改正児童福祉法第21条の10の5）

（改正内容）

医療機関、児童福祉施設、学校等が要支援児童等（特定妊婦を含む）を把握した場合の市町村への情報提供の努力義務等の内容を追加。

【児童虐待防止対策強化プロジェクト（平成27年12月21日付け子どもの貧困対策会議決定）関係】

- 医療従事者に対する要保護児童対策地域協議会への参加促進

（改正内容）

医療機関において虐待を受けた子どもを早期に発見するとともに、虐待を受けた子どもやその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する要保護児童対策地域協議会への参加を促進する旨を記載。

【その他】

- 要保護児童対策調整機関における支援の実施状況の把握と関係機関等との連絡調整を行うことについて
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係について 等

※具体的な記載内容については、現在厚生労働省で開催している「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」等のご意見を踏まえ検討。

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

平成27年度実績

児童福祉司	2,930人
〔スーパーバイザー〕	470人
児童心理司	1,290人
保健師	90人

(強化プラン期間4年間)

児童福祉司	+550人程度 (H27'比 +19%)	3,480人
〔スーパーバイザー〕	+110人程度 (H27'比 +23%)	580人
児童心理司	+450人程度 (H27'比 +35%)	1,740人
保健師	+120人程度 (H27'比 +133%)	210人

※保健師については、平成29年度を目標とする。

合計	+1,120人程度 (H27'比 +26%)	5,430人
----	------------------------	--------

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童相談所における弁護士を活用状況等

1. 弁護士の活用状況（平成28年10月1日現在）

※[]内は平成28年4月1日現在の児童相談所数

(1) 常勤職員として弁護士を配置 4か所(1.9%) [4か所]

内訳：和歌山県 1か所（1名）、名古屋市 2か所（2名）、福岡市 1か所（1名）

(2) 非常勤職員として弁護士を配置 41か所(19.5%) [31か所]

※常勤弁護士と非常勤弁護士の両方を配置している児相(1か所)を除く(当該児相は(1)に計上)。

(3) 弁護士事務所や県弁護士会推薦の弁護士との契約など 165か所(78.6%) [174か所]

※非常勤弁護士を配置している児相(3か所)を除く(当該児相は(2)に計上)。

【その他の10月以降に実施している新たな取組例】

- ・非常勤弁護士の勤務日数を週1日→週2日に変更している。
- ・児童福祉法第28条審判や親権喪失等の審判案件について、これまでの相談に加え、これまでの相談に加えて、これまでの相談に加えて、1～2回程度試行的に各児相での勤務を実施している。
- ・県弁護士会と協議し、これまでの相談に加え、1～2回程度試行的に各児相での勤務を実施している。
- ・週1回の援助方針会議への出席をお願いしている。

【具体的な活用状況】

	① 箇所数 (配置割合(÷210か所))	② 人数	箇所数 (割合(÷210か所))
常勤職員として配置	4か所(1.9%)	4人	弁護士事務所との契約等 (計)
非常勤職員(※)として配置	41か所(19.5%)	62人	165か所(78.6%)
① 常勤的非常勤(勤務態様が常勤職員に準じる者)	2か所(1.0%)	2人	① 随時相談できる(定期的な相談を含む。)
② 週1日(別途、随時相談あり)	2か所(1.0%)	2人	② 定期的に相談する機会を設けている。
③ 月2日以内(別途、随時相談あり)	24か所(11.4%)	34人	③ 不定期に相談する機会を設けている。
④ 不定期(随時)	15か所(7.1%)	24人	37か所(17.6%)
			23か所(11.0%)

※ 非常勤職員とは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員であり、各自自治体で規定する訓令等に基づき任命された職員

※ ①と④を併用している児童相談所(2か所)があるため、①～④の合計は計41か所と一致しない。

2. 平成29年4月に向けた弁護士活用の検討状況

	常勤職員として配置(配置割合(÷210か所))		非常勤職員として配置(配置割合(÷210か所))		弁護士事務所との契約等 箇所数 (割合(÷210か所))
	① 箇所数	② 人数	① 箇所数	② 人数	
平成28年10月1日	4か所(1.9%)	4人	41か所(19.5%)	62人	165か所(78.6%)
平成29年4月1日(予定)	6か所(2.9%)	6人	83か所(39.5%)	107人	121か所(57.6%)

※ 平成29年4月1日については調査時点(平成29年1月時点)における予定。

【雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との 更なる連携強化に係る取組状況（児童相談所における取組状況）

調査方法

○「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、事例件数、虐待種別や協同面接の実施状況等を四半期ごとに調査を実施。

調査結果の概要（児童相談所における取組状況（四半期毎））

○協議実施事例（2機関での協議を含む。）

調査期間	平成27年10月～12月		平成28年	
	1月～3月	4月～6月	4月～6月	7月～9月
事例件数	26件	86件	59件	76件

○協同面接（2機関による面接を含む。）の実施状況 ※ 1事例につき、協同面接・2機関による面接を両方実施した場合は、2件として計上している。

調査期間	平成27年10月～12月		平成28年	
	1月～3月	4月～6月	4月～6月	7月～9月
実施件数	24件	76件	50件	64件

（参考）協議実施事例のうち、虐待相談の事例

調査期間	平成27年10月～12月		平成28年	
	1月～3月	4月～6月	4月～6月	7月～9月
事例件数	26件	86件	59件	76件
身体的虐待	12件	31件	18件	20件
性的虐待	12件	34件	23件	34件
心理的虐待	1件	3件	4件	4件
ネグレクト	0件	13件	11件	16件
合計	25件	81件	56件	74件

※虐待相談の事例件数は、協議実施事例のうち虐待相談の事例のみを計上しており、合計は事例件数とは一致しない。

四半期毎の取組状況

【27年10月～12月の実施状況】

- ・実施事例： 26件（11府県17児相）
- ・性別： 男 5件、女 21件（計26件）
- ・年齢：

3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	計
1	1	1	2	2	3	4	1	2	1	6	1	1	26

- ・相談種別： 養護相談（虐待） 25件、非行相談 1件（計26件）
- ・虐待種別： 身体的虐待 12件、性的虐待 12件、心理的虐待 1件（計25件）
- ・協議方法： 3者対面協議 4件、電話やメールによる協議 21件、その他 1件（計26件）

- ・取組内容： 協同面接の実施 11件
2機関による面接の実施 8件
各機関における面接内容の情報共有 4件

- ・面接者： 警察 5件、検察 6件、児相 8件（計19件）
- ・面接場所： 児相 15件、検察庁 3件、自宅 1件（計19件）
- ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無： モニター画面有 13件、両方有 1件、
両方無 1件 未回答 4件（計19件）
- ・録画の有無： 有 14件、無 5件（計19件）

（参考：面接方法）

CHILD FIRST 2件、NICHD 7件、RATAC 2件 等

【28年1月～3月の実施状況】

- ・実施事例：59件（24都府県市38児相）
- ・性別：男 17件、女 42件（計59件）
- ・児童の年齢：

3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
2	2	2	3	3	4	4	5	1	8	5	8	4	4	3	1	59

- ・相談種別：養護相談（虐待） 56件、非行相談1件、その他の相談2件
- ・虐待種別：身体的虐待 18件、性的虐待 23件、心理的虐待 4件、ネグレクト 11件（計56件）
- ・協議方法：3者対面協議 19件、電話やメールによる協議 38件、その他 2件（計59件）

- ・取組内容：協同面接の実施 22件
2機関による面接の実施 28件
各機関における面接内容の情報共有 8件

- ・面接者：警察 6件、検察 19件、児相 21件、児相・警察 3件、その他機関 1件（計50件）
- ・面接場所：児相 32件、検察庁 10件、警察署 1件、その他 6件、未回答 1（計49件）※未回答1件を除く。
- ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無：モニター画面有 24件、両方有 10件、両方無 16件（計50件）
- ・録画の有無：有 39件、無 11件（計50件）

（参考：面接方法）

CHILD FIRST 7件、NICHD 17件 等

【28年4月～6月の実施状況】

- ・実施事例：86件（31都道府県市47児相）
- ・性別：男 24件、女 62件（計86件）
- ・児童の年齢：

2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
2	4	4	8	5	4	5	5	10	5	4	8	7	5	7	3	0	86

- ・相談種別：養護相談（虐待） 81件、育成相談1件、その他の相談4件
- ・虐待種別：身体的虐待 31件、性的虐待 34件、心理的虐待 3件、ネグレクト 13件（計81件）
- ・協議方法：3者対面協議 27件、電話やメールによる協議 49件、その他 10件（計86件）

- ・取組内容：協同面接の実施 55件
2機関による面接の実施 21件
各機関における面接内容の情報共有 14件

- ・面接者：警察 11件、検察 31件、児相 29件、児相・警察 3件、その他機関 2件（計76件）
- ・面接場所：児相 60件、検察庁 13件、その他 3件（計76件）
- ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無：モニター画面有 47件、両方有 18件、両方無 11件（計76件）
- ・録画の有無：有 67件、無 9件（計76件）

（参考：面接方法）
CHILD FIRST 16件、NICHD 32件 等

【28年7月～9月の実施状況】

- ・実施事例：76件（31都道府県市47児相）
- ・性別：男 14件、女 62件（計76件）
- ・児童の年齢：

3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
3	7	2	3	4	3	7	4	3	7	10	12	3	4	4	0	76

- ・相談種別：養護相談（虐待） 74件、育成相談1件、その他の相談1件
- ・虐待種別：身体的虐待 20件、性的虐待 34件、心理的虐待 4件、ネグレクト 16件（計74件）
- ・協議方法：3者対面協議 33件、電話やメールによる協議 37件、その他 6件（計76件）
- ・取組内容：
 - 協同面接の実施 47件
 - 2機関による面接の実施 17件
 - 各機関における面接内容の情報共有 10件
- ・面接者：警察 12件、検察 25件、児相 24件、その他機関 3件（計64件）
- ・面接場所：児相 50件、検察庁 10件、警察 2件、その他 2件（計64件）
- ・モニター画面、ワンウェイミラーの有無：モニター画面有 46件、両方有 14件、ワンウェイミラー有 1件、両方無 3件（計64件）
- ・録画の有無：有 61件、無 3件（計64件）

（参考：面接方法）

CHILD FIRST 12件、NICHD 35件 等

一時保護された子どもの処遇向上に関する予算について

(平成28年度補正予算・平成29年度予算案)

虐待を受けた子ども等の一時保護は、「児童相談所が一時保護所で実施する場合」と、「児童養護施設等に委託して実施する場合」があり、それぞれにおいて、以下のとおり子どもの処遇向上を図る。

1. 児童相談所の一時保護所における処遇の向上

◆ 個別対応の推進や混合処遇の解消を図るための整備 <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>

児童相談所の一時保護所において、年齢、性別、入所事由(虐待、非行等)、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、①個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替等、②入所児童の処遇環境の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等の整備を行う。

・ 補助率： 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ

◆ 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進(一時保護機能強化事業) <29年度予算案・児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数>

子どもの日常生活に寄り添って丁寧かつ専門的なケアを行う心理担当職員等を配置する。

・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @1,635千円(年額)

・ 補助率： 1/2

◆ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設 <29年度予算案・児童入所措置費等1,227億円の内数>

一時保護所において、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する費用を創設する。

・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @308千円(年額)

・ 補助率： 1/2

2. 一時保護委託先となる児童養護施設等における処遇の向上

◆ 一時保護児童の受入機能強化のための整備 <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>

委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で、きめ細かいケアを受けられるよう、4人~6人の一時保護児童の受入のための小規模グループケア設備の整備を行う。

・ 補助率： 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ

・ 対象施設： 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設

◆ 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実 <29年度予算案・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>

一時保護児童の受入機能強化のための整備(上記)を行った施設に対して、受入経費を加算(※対象施設は都道府県等が指定)

・ 1施設当たり加算額:@17,800千円程度(年額) → 専任職員2名+非常勤職員を配置

・ 補助率： 1/2

◆ 里親への一時保護委託手当の改善 <29年度予算案・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>

家庭養護を行う里親への一時保護委託を推進するため、平成28年度から委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の入電数及び接続率の推移

概況

○児童相談所全国共通ダイヤル3桁化(189)導入後

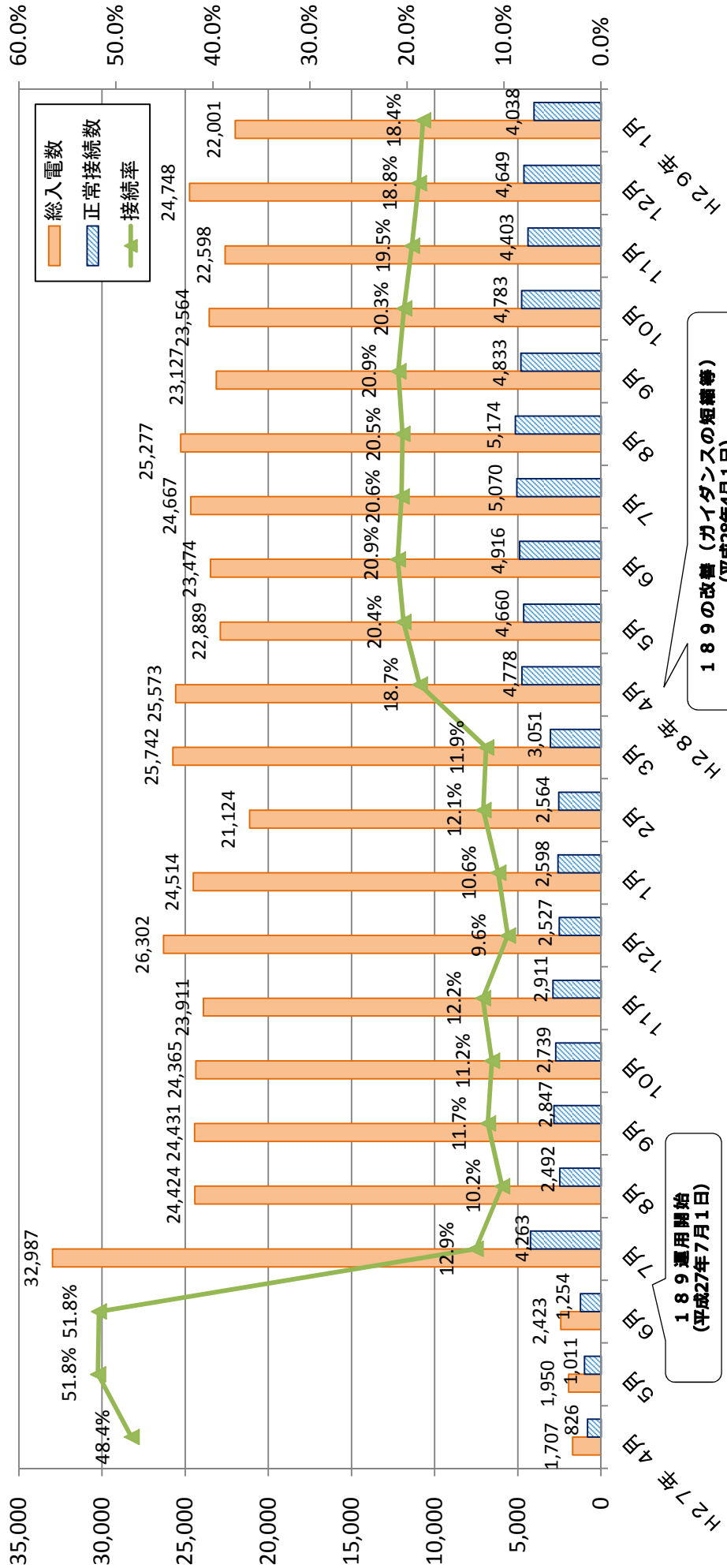
(平成27年7月～平成28年3月)

- ①平均入電数: 19,490件
- ②平均正常接続数: 2,424件
- ③平均接続率: 12.4%

○音声ガイダンス短縮等の改善後

(平成28年4月～平成29年1月)

- ①平均入電数: 23,792件
- ②平均正常接続数: 4,730件
- ③平均接続率: 19.9%



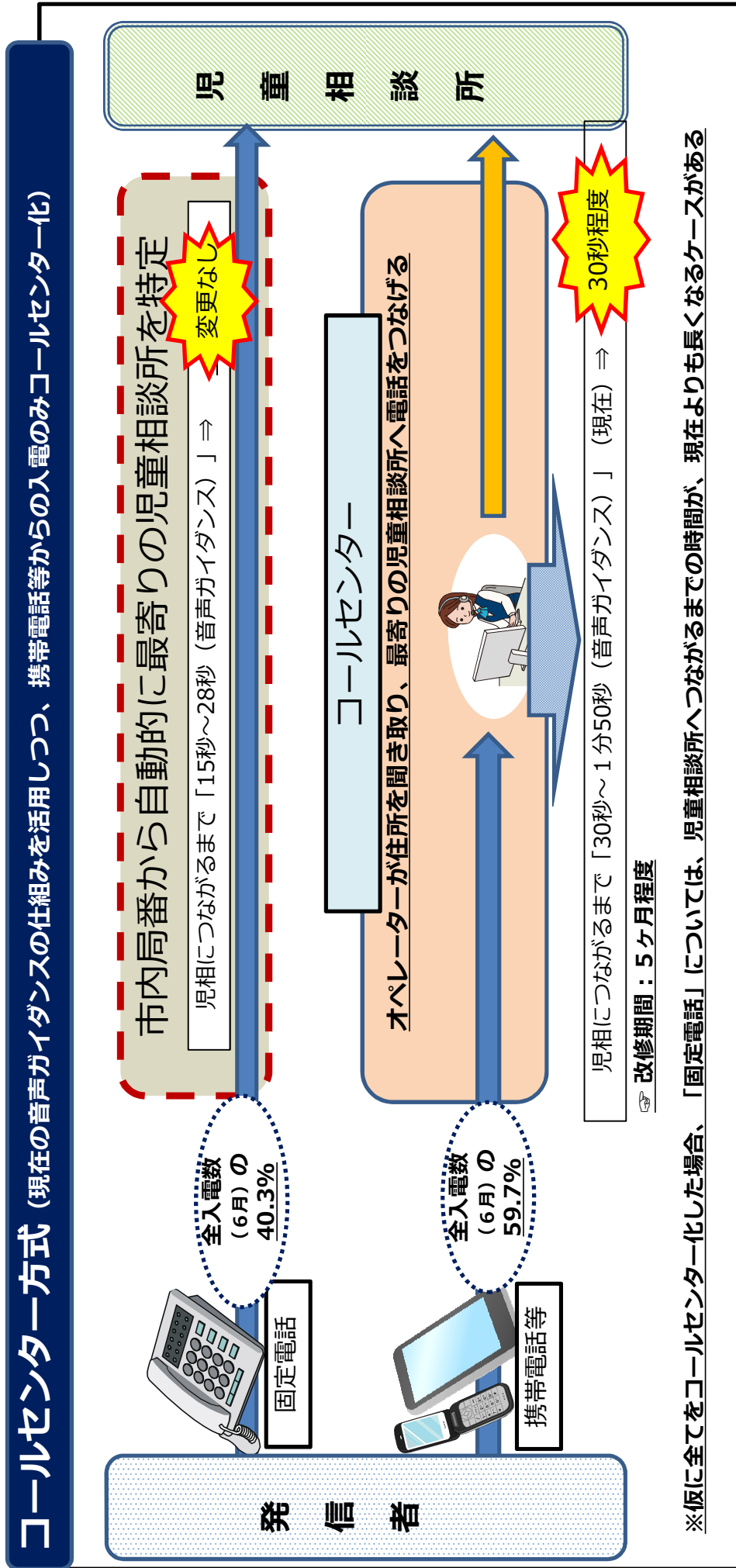
189運用開始
(平成27年7月1日)

189の改善(ガイダンスの短縮等)
(平成28年4月1日)

※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数(「0570-064-000」の入電を含む)。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常にならなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

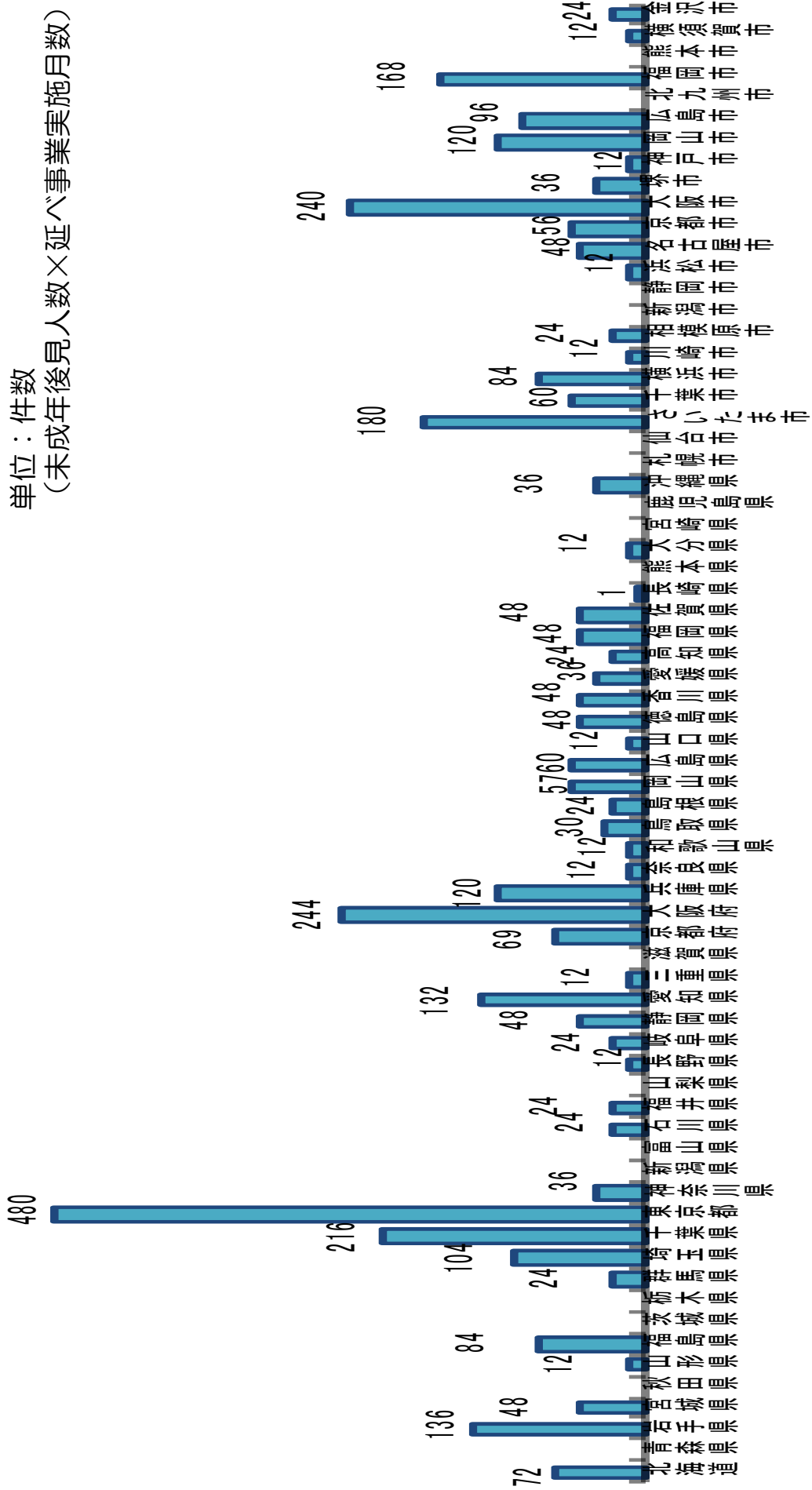
児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善（児童相談支援事業委託費）

平成29年度予算案：349,869千円



平成28年度における未成年後見人支援事業の活用状況

○ 未成年後見人支援事業は、平成24年度から開始しているが、実施状況については、自治体によりばらつきがある。



※ 件数は、平成28年度児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金当初交付申請上の実施件数

児童相談所設置に向けた支援策について

支援実施の必要性

- 平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」（以下「改正法」という。）において、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加され、平成29年4月1日より施行される。
- また、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- 児童相談所の設置準備においては、専門人材の確保・育成、一時保護所の整備・運営や児童相談所設置市としての業務を行う上での体制など、様々な事項の検討が必要であるが、市区のみで検討するのではなく、厚生労働省及び都道府県等による設置支援も必要である。
- このため、現時点における、児童相談所の設置に向けた支援策をまとめたので、これらを参考に設置に向けた検討を進めていただきたい。

支援策の具体的な内容

- ◆ 中核市・特別区等の児童相談所設置に係る国の支援策…………… 資料1
- ◆ 中核市・特別区等の児童相談所設置に係る都道府県等の支援策…………… 資料2

財政面における支援策（参考資料 1）

- 平成29年度予算案において、以下に掲げる取組に必要な経費を計上している。

①児童相談所設置準備等に係る補助職員の配置

（主な内容）

児童相談所の設置準備に伴う事務手続、関係機関や地域住民との調整等の業務に対応する補助職員の配置。

②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置

（主な内容）

市区の職員が、児童相談所に派遣され、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間に、当該職員等の代替として業務を行う職員の配置。

③研修専任コーディネーターの配置

（主な内容）

都道府県等が義務研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を円滑に実施するための事務手続全般を担当職員の配置。

④その他

以下の職員（非常勤）についても配置を充実。

- ・保護者指導を行う者
- ・弁護士
- ・安全確認を行う者 等

制度・運用面における支援策

- 児童相談所の設置に向けて、準備を円滑に進めるための取組を促す以下に掲げる支援を行う。

①児童相談所設置のためのマニュアルの作成（参考資料 2）

（主な内容）

児童相談所の設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるように必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成。

②児童福祉司等の義務化された研修の実施（参考資料 3）

（主な内容）

平成29年 4 月から実施される、児童福祉司等の義務化された研修について、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」においてカリキュラム等を作成。

③児童福祉司の任用資格要件の見直し（参考資料 4）

（主な内容）

児童福祉法第13条第 3 項第 2 号に規定する「厚生労働省令で定める施設」に都道府県・市区町村における子育て支援担当部局を含めるなど、対象施設の拡大を行い、児童福祉司の任用資格要件の緩和を検討。

④児童相談所設置までのロードマップ（例）

- ・児童相談所設置市の政令指定の仕組み（参考資料 5・6）

（主な内容）

児童相談所設置の検討を進める際に留意すべき事項をまとめたロードマップを作成するとともに、児童相談所設置市として政令指定を受ける際の仕組みを作成。

現行の児童相談所・一時保護所に対する財政措置

	整備費	運営費	補助（非常勤）職員経費
<p>児童相談所</p> <p>○一般財源 ※平成18年度一般財源化</p>	<p>○一般財源 ※昭和60年度一般財源化</p>	<p>○国庫補助金 ※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金</p> <p>◆補助単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者指導を行う者（児童相談所1か所あたり） 1,506千円(H28') ⇒ <u>3,528千円 (H29予算案)</u> ・非常勤医師（1都道府県あたり） 2,085千円(H28') ⇒ <u>2,085千円 (H29予算案)</u> ・非常勤弁護士（児童相談所1か所あたり） 3,080千円(H28') ⇒ <u>7,822千円 (H29予算案)</u> ・安全確認を行う者（児童相談所1か所あたり） 12,555千円(H28') ⇒ <u>12,813千円 (H29予算案)</u> ・研修専任コーディネーター（1都道府県市あたり） <u>4,271千円 (H29予算案)【新規】</u> ・児童相談所設置準備に係る補助職員（1市区あたり） <u>2,172千円 (H29予算案)【新規】</u> ・児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員（1市区あたり） <u>1,303千円 (H29予算案)【新規】</u> <p>◆補助率：1 / 2</p> <p>◆予算額：73億円の内数（H28'） ⇒ <u>154億円の内数 (H29予算案)</u></p>	<p>○国庫補助金</p> <p>※次世代育成支援対策施設整備交付金</p> <p>◆補助単価(H28')</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員1人あたり242万円（A地域 東京等） <p>◆補助率：1 / 2 相当 （平成28年度2次補正予算において補助率2 / 3相当に引き上げ）</p> <p>◆予算額：57億円の内数(H28') ⇒ <u>66億円の内数 (H29予算案)</u></p>
<p>一時保護所</p>	<p>○国庫負担金</p> <p>※児童入所施設措置費等国庫負担金</p> <p>◆補助単価(H28')</p> <ul style="list-style-type: none"> 1か所あたり4,618万円（東京都特別区定員30人の場合） <p>※定員数により単価が異なる</p> <p>◆負担率：1 / 2</p> <p>◆予算額：1,140億円の内数（H28'） ⇒ <u>1,227億円の内数 (H29予算案)</u></p>	<p>○国庫補助金</p> <p>※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金</p> <p>◆補助単価(H29予算案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導協力員 ・障害等援助協力員 ・トラブル対応協力員 ・専門的ケア対応協力員 ・一時保護委託付添協力員 <p>◆補助率：1 / 2</p> <p>◆予算額：73億円の内数（H28'） ⇒ <u>154億円の内数 (H29予算案)</u></p>	<p>○国庫補助金</p> <p>※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金</p> <p>◆補助単価(H29予算案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所1か所あたり 1,635千円×実施協力員数

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 (児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究)

背景・目的	<p>改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として、政令で定める特別区も児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>また、指定都市以外の市については、平成16年改正により設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。</p> <p>これまで児童相談所を設置した自治体からは、開設に向けて苦労した点として、</p> <ul style="list-style-type: none">・ どのような準備が必要であるか・ 開設までのスケジュール・ 都道府県と必要となる調整事項・ 設置後に必要な体制・ 運営費用 など <p>が分からなかったことが挙げられており、市において設置が進まない要因の一つとなっていると考えられる。</p> <p>このため、設置に向けての検討を進めるに必要な参考資料として活用いただけるよう、児童相談所設置のためのマニュアルを作成する。</p>
研究内容	<p>近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などの自治体の担当者に対しヒアリングを行い、設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成する。</p>
実施者	<p>(福)恩賜財団母子愛育会 愛育研究所</p>

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

(参考資料3)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治：関西大学教授)」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日程度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子ども生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
	合計	20コマ【30時間】		合計	20コマ【30時間】		合計	19コマ【28.5時間】		合計	19コマ【28.5時間】

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童福祉司の任用資格要件の見直し

現行の取扱

- 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
- 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- ・保健所、市町村保健センター
- ・児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児通所支援事業
- ・病院、診療所
- ・身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
- ・精神保健福祉センター
- ・救護施設、更生施設
- ・福祉事務所、市町村社会福祉協議会
- ・婦人相談所、婦人保護施設
- ・知的障害者更生相談所
- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・母子・父子福祉センター
- ・介護保険施設、地域包括支援センター
- ・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業を行う施設
- ・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- ・保護観察所、更生保護施設
- ・発達障害者支援センター 等

- 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

※ 「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」（平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において以下の施設を指定。

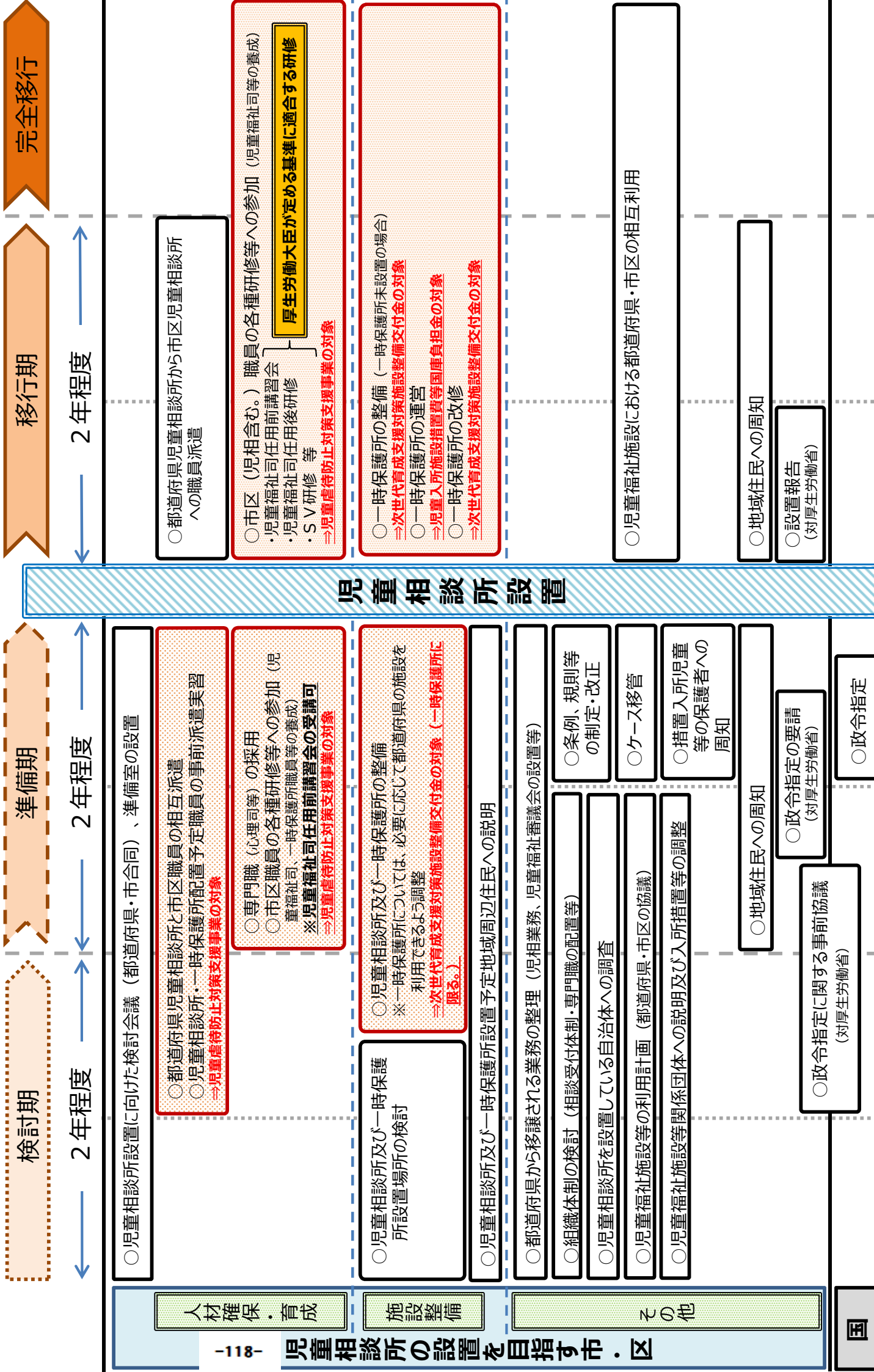
- ・乳児院、保育所

対象施設の拡大に向けた検討状況

- 上記通知を改正し、「厚生労働大臣が認める施設」に、都道府県・市区町村における子育て支援担当部局を追加する方向で検討中。※対象となる業務についてもあわせて検討中。

児童相談所設置までのロードマップ（例）

（参考資料5）



児童相談所設置市の政令指定の仕組み

概要

- 児童福祉法第59条の4第1項に規定する「児童相談所を設置する市として政令で定める市」(「児童相談所設置市」)の政令指定については、政令指定を希望する市からの要請により、国において希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認した上で、行うこととしている。
- 児童相談所設置市の政令指定は、これまで横須賀市、金沢市、熊本市に対し実施している。(ただし、熊本市は平成24年4月から指定都市へ移行)

市からの要請

国における確認

政令指定

○ 国における確認は、以下の(1)～(3)についての希望市からの報告に基づき行うものとする。

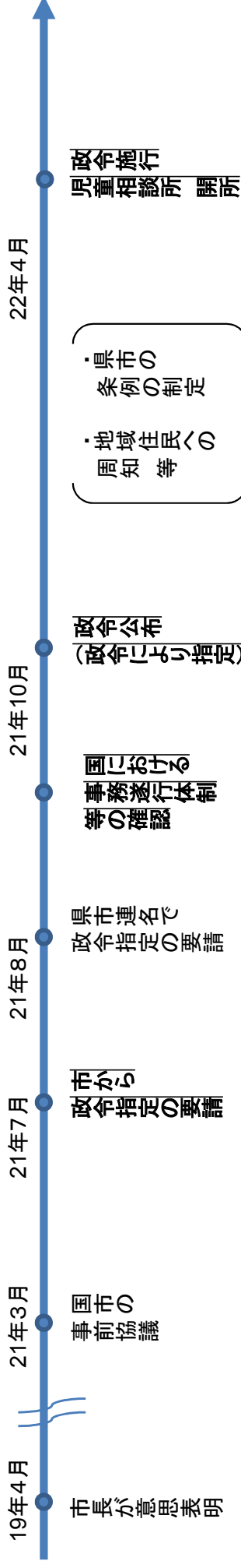
(1) 希望市における事務遂行体制の確保
希望市において、事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。

(2) 希望市と都道府県との連携体制の確保
一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。

(3) 希望市と都道府県との協議状況について
(1)及び(2)について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。

「児童相談所を設置する市について」(平成20年8月29日雇児総発第0829001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)抜粋

政令指定までの流れ (熊本市の事例、主に国・市の関係)



※その他、平成18年度から県市で交流職員派遣や連絡会議等の開催により、児童相談所設置市としての事務遂行体制や都道府県との連携体制を確保。

現状

- 平成16年の児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、指定都市以外の児童相談所の設置を希望する市についても、設置できることとされているが、現在児童相談所を設置している市は横須賀市・金沢市の2市にとどまっている。
- 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にしたきめ細かな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法等の改正により、新たに特別区も児童相談所を設置できることとされた。
- 市や区が、新たに児童相談所を設置する場合、専門人材の確保や育成に関するノウハウの修得が極めて困難であるなどの課題があり、その解決には、すでに児童相談所を設置している都道府県等の支援・協力が不可欠である。

都道府県等で考えられる具体的な支援・協力

- ◆ 専門人材の確保・育成
 - ・市区における児童相談所設置準備から設置後に至るまでの都道府県等職員と市区職員の相互派遣
 - ・市区職員を含めた研修等の実施
- ◆ 児童相談所及び一時保護所の整備・運営
 - ・児童相談所及び一時保護所の整備・運営に関する助言
- ◆ その他
 - ・都道府県等と市区合同の協議体等の設置
 - ・社会的養護に関する助言
 - ・児童相談所設置市の業務内容に関する助言 等

※今後、上記の内容を含め、児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を都道府県等にさせていただく予定。

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（案）

1. 趣旨・目的

- (1) 今般の児童福祉法等改正において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- (2) また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。以下同じ。）に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- (3) 市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。
- (4) 本設置運営要綱は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）・要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

2. 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定すること。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任は市区町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する

必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

3. 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした、「(2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

① 実情の把握

子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」にも留意して把握に努める。

② 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

なお、関係機関への個人情報の提供に関しては、法律を遵守するとともに、④の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

③ 相談等への対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

相談対応に当たっては、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児施策に係る市区町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期から子どもの自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項に基づく児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく要支援児童及び要保護児童等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、（2）①及び②の対応を行う。

さらに、法第 26 条第 1 項第 3 号に基づく児童相談所からの送致や、法第 26 条第 1 項第 8 号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④ 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

（2）要支援児童及び要保護児童等への支援業務

① 危機判断とその対応

4（1）③の通告や関係機関等からの情報の提供があった場合、状況により要支援児童及び要保護児童等に関する認識を得た場合には、以下の手順で危機判断とその対応を行う。

ア 情報源からの聞き取り

通告又は情報の提供があった場合には、危機判断に資するよう、詳細に内容を聞き取る。

イ 安全確認

子どもや妊産婦を直接目視することにより行うことを基本とし、速やかに、関係機関等と連携しながら、当該子どもや妊産婦等の家庭に訪問する等により、安全を確認する。

ウ 危機判断

②アの調査を行いつつ、限られた情報の中からでもリスクが高いかどうか常に留意して、危機判断を行う。

エ 危機対応

子どもがその養育環境により、危機状態である可能性もしくは危機状態に至る可能性が高いと判断した場合には、速やかに児童相談所と連携して、児童相談所に送致することを含め、危機対応を行う。

また、自殺企図や胎児への虐待を行っている妊婦等については、母子保健分野や精神保健分野などの関係機関等とも連携しながら、危機対応を行う。

② 支 援

ア 調 査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等と判断した子どもとその家庭及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。

イ アセスメント

アの調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、ニーズやリスクを的確に把握して、支援計画の作成に資する総合的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

ウ 支援計画の作成等

必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、イのアセスメントに基づき支援目標を設定し、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求める。

なお、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置きながら作成する必要がある。

また、エの支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

エ 支援及び指導等

支援計画に基づき、子ども、保護者及び妊婦等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関と役割分担を行い、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等を行う。

また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所で対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

オ 都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導

法第26条第1項第2号及び法第27条第1項第2号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、支援を適切に受け入れられない保護者、家庭等や継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市区町村指導を実施する。

（ア）市区町村は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じ通所による支援等の市区町村指導（以下「市区町村による支援等」という。）を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。

（イ）市区町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市区町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。

（ウ）当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市区町村とが十分協議を行う必要がある。また、市区町村による支援等の結果、市区町村が当該措置の解除又は変更を適切と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

（3）関係機関との連絡調整

① 協議会の活用

協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

② 児童相談所との連携、協働

ア 支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。

イ また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防

ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たる必要がある。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

③ 他関係機関、地域協議会等との連携

支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児支援実施事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター及び子ども・若者支援地域協議会その他地域の関係機関、地域協議会等との連携の確保に努める。

(4) その他の必要な支援

- ① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、支援拠点は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、協議会（進行管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。
- ② 子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続きが円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。
- ③ 不良行為に関する相談など非行相談の対応に当たっては、地域での支援の可否について判断し、学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携を密にして、十分協議を行いながら対応する。

5. 設置形態等

(1) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）

イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）

ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）

② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

(2) 運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

① 要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第25条の2第5項に基づく、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

② 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））との関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

③ 利用者支援事業（基本型）との関係

支援拠点は、一般子育てに関する相談などにも応じ、適切な支援に有機的につながっていく役割も担っているため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるようにするには、利用者支援事業実施機関と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

④ 家庭児童相談室との関係

支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

⑤ 庁内の関係部局との関係

支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく役割も担っているため、庁内の関係部局、特に、保健担当部局（母子保健、精神保健、地域保健）、教育担当部局（生徒指導、特別支援教育）、福祉担当部局（障害児・者福祉、生活保護、母子

福祉、地域福祉、高齢者福祉)、青少年担当部局(青少年育成、若者支援)とは、情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結び付けるネットワークの中核機関となることが求められる。

6. 職員配置等

(1) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

(2) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

ア 主な職務

- (ア) 実情の把握
- (イ) 相談対応
- (ウ) 総合調整
- (エ) 調査、支援及び指導等
- (オ) 他関係機関等との連携

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等(別表の1参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

② 心理担当支援員

ア 主な職務

- (ア) 心理アセスメント
- (イ) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

イ 資格等

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

ア 主な職務

- (ア) 虐待相談
- (イ) 虐待が認められる家庭等への支援
- (ウ) 児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等(別表の2参照)

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(3) 配置人員等（別紙の1参照）

5（1）の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

① 小規模型

ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）の常時計2名以上

イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時1名（非常勤形態でも可）の常時計3名以上

ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時2名（1名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時2名（非常勤形態でも可）の常時計4名以上

② 中規模型：子ども家庭支援員を常時3名（1名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時1名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時2名（非常勤形態でも可）の常時計6名以上

③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時5名（1名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時2名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時4名（非常勤形態でも可）の常時計11名以上

を配置するなどを標準とする。

ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

また、今般の児童福祉法等改正の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

(4) 人材育成

市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないように、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる。

7. 施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

8. 費用

国は、市区町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

(別表)

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したものの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4) に規定する者を除く。）
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（(16) に規定する者を除く。）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

2. 「虐待対応専門員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(16)に規定する者を除く。）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

(別紙)

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合 計
小規模型				
小規模A型	常時2名	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名	—	常時1名	常時3名
小規模C型	常時2名	—	常時2名	常時4名
中規模型	常時3名	常時1名	常時2名	常時6名
大規模型	常時5名	常時2名	常時4名	常時11名

(※) この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\bigcirc \left[\frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} \times \text{各市区町村管轄地域の児童人口}}{\text{全国の児童虐待相談対応件数}} \right] \div 40$$

(※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査(平成27年)の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号）を新たな通知として発出。

【主な内容】

1 情報提供に当たった際の共通の留意事項

- 関係機関が市町村に情報提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない。
- 地方公共団体の機関からの情報提供は、一般的には、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報目的外利用又は提供禁止の例外規定として「法令に定めがあるとき」等が規定されており、この「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例に例外規定がある場合には条例違反とはならない。
- 関係機関は、対象とする者に対して、原則、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援が、要支援児童等の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明すること。説明が困難な場合でも、必要な支援がつかなくなるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。
- 児童福祉法第21条の10の5第1項の規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触しない。

2 各個別分野の留意事項

- (1) 市町村（母子保健担当、教育委員会事務局、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 関係機関からの情報を基に、必要な実情の把握や関係機関の協力を求めつつ、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の調査を実施。
 - ・ 協議会調整機関として、協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を実施。
 - ・ 協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を実施。
- (2) 病院、診療所
 - ・ 別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
 - ・ 対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能。
 - ・ 市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- (3) 児童福祉施設等（助産施設、保育所及び幼保連携型認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター）
 - ・ 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
 - ・ 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組みすること。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
- (4) 学校（幼稚園、小学校及び中学校等）
 - ・ 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
 - ・ 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組みすること。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
- (5) その他（助産所、家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関等）
 - ・ 私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい。

3 その他

- (1) 別表1～3：特定妊婦及び要支援児童等（乳幼児期及び学齢期）の様子や状況例を目安として例示。
- (2) 別添1～2：医療機関から市町村に対する情報提供、診療報酬に関する通知文を添付。
- (3) 参考資料：支援経過・結果報告書（例）、特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ等を添付。

児童虐待対応における司法関与の在り方について

(これまでの議論の整理)

1. はじめに

- 平成28年3月10日に取りまとめられた「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」において、「要保護児童の保護措置等の手続における裁判所の関与のあり方については、様々な意見が出されたが、児童相談所による保護者指導の緊急性、必要性が特に高い場合（児童が現に虐待を受けている場合等）において、その実効性を確保するため、裁判所又は裁判官が保護者に対する指導に直接関与する制度の導入等の、司法関与を一層強化する制度の導入について、関係部署と調整を行った上、早期に検討を開始する必要がある。また、一時保護等や28条審判における裁判所の関与のあり方についても、児童相談所の機能強化の状況等を踏まえた検討を行うべきである」とされた。
- 平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）附則第2条第2項では、「この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童（中略）を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされた。
- また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「児童保護手続における裁判所の関与の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」とされた。
- これらを踏まえ、上記各事項について調査・検討を行うため、平成28年7月から「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」を開催し、議論を進めてきた。
- 児童虐待対応における司法関与の在り方については、その基本的な考え方とともに、主に以下の5項目を個別の論点事項として検討してきた。
 - ・ 一時保護
 - ・ 裁判所命令

- ・ 面会通信制限、接近禁止命令
- ・ 親権停止制度の活用
- ・ 28条措置に係る裁判所の承認

○ 司法関与の在り方の検討に当たっては、一時保護の期間や児童相談所における司法関与に対する見解、保護者への指導の状況等を調査するため、児童相談所への実態調査（以下「実態調査」という。）を行った。

2. 基本的な考え方

- 今般の児童福祉法の改正の以下のような趣旨を踏まえて、児童虐待対応の今後の在り方を検討する必要がある。
 - 1) 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを位置付けたこと。
 - 2) 家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、まずは、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、保護者を支援するといった、家庭養育の原則が明記されたこと。
- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、一貫して増加しており、平成 27 年度（速報値）では、はじめて 10 万件を突破した。児童虐待の相談対応件数の増加とともに、親権をめぐる保護者と児童相談所との間で軋轢が生じる場合も増えてきている。
- こうした背景を踏まえ、手続の適正性を一層確保し、在宅での養育環境を改善し、できる限り子どもが家庭において養育されるよう、児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて、児童虐待対応における司法関与の在り方を見直す。
- なお、本検討会における議論の中では、司法を関与させる必要性・有効性が必ずしも明らかになっておらず、現時点で司法関与を強化すべきという点について、意見の一致が見られないとして、見直しについて疑問を呈する意見もあった。

3. 議論の整理

(1) 一時保護について

①課題

- 近年は虐待を理由とする一時保護の増加に伴い、親権者等の意に反するケースも多くなっており、一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断により実施することができるが、児童相談所の実務では、一時保護を行うべきか判断に迷う事案も存在する。
- 一時保護は、強制的に親子を分離するものであり、親権への強い制限を伴うことから、児童福祉法第28条の措置との均衡も考慮し、司法の関与の強化を検討するべきであるとの指摘がある。
- 一時保護については、行政訴訟の提起が可能ではあるが、親権への強い制限を伴うこと、親権者等の意に反する一時保護が増加していること、一時保護が解除されると訴えの利益が消滅することから、事後の行政訴訟による救済だけでは十分ではないとの指摘がある。
- 現行では、一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされているところ、実態調査によれば、2か月を超える一時保護は、3612件（年換算。うち、親権者等の意に反するケースは468件）となっており、本来暫定的な措置であるはずの一時保護が長期化している場合もある。
- 司法の関与を強化するためには、児童相談所や家庭裁判所の体制整備が前提となる。実態調査によれば、体制整備が「必要である」と回答した児童相談所が89%に上っている。
- 一時保護に対する司法関与の強化についての各児童相談所の見解については、実態調査によれば、「必要である」が35%、「必要でない」が36%、「その他」が28%となっている。なお、「その他」を選択した場合の具体的な意見の記述を見ると、その賛否は様々となっている。
また、その対象範囲については、「親権者等の同意のない場合に限り対象とすべき」が87%（182/209児童相談所）となっている。

②主な議論

[提案された対応案]

- 一時保護の手續の適正性を一層担保する観点から、一時保護に家庭裁判所による審査を導入する。
- 緊急に児童の安全確保を図る必要がある場合があることから、行政の職権により一時保護を行うこととする必要がある。
- 家庭裁判所による審査の対象としては、現行の児童福祉法第28条の措置と同様に、親権者等の意に反する場合とすることが考えられる。
- 一時保護を開始する際に、その必要性を審査するためには、家庭裁判所による一定期間内の速やかな審査や事前審査の導入を目指すことが求められる。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて段階的に司法審査を導入することとし、その第一段階として、現行の一時保護の期間（2か月）を考慮し、一時保護が一定期間を超える場合に司法審査を導入することが考えられる。
- この場合、制度の実施後相当期間内に、その実態や効果を検証し、必要な見直しを行う。

[指摘された事項]

- 司法審査の目的等について必ずしも認識が一致しておらず、一時保護の要件や裁判所における審理手續等についても明確になっていない。
- 制度の在り方によっては、保護者の権利保障が優先され、子どもの安全確保に支障が生じるおそれがある。
- 緊急時の対応に支障が生じたり、児童相談所が必要な一時保護をためらうことがないようにすべき。
- 司法審査の対象を親権者等の意に反する場合とする際には、具体的な同意の確認方法・手續について検討する必要がある。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備を計画的に行う必要がある。例えば、児童福祉司や弁護士等の人員体制の強化、児童相談所内の介入機能と支援機

能の分化、児童相談所の調査機能・権限の強化を行うことが考えられる。

(2) 裁判所命令について

①課題

- 児童虐待を行った保護者に対しては、行政による指導や勧告が行われるが、現行の児童福祉司指導では、児童相談所と保護者とが対立構造となるケースも多く、結果、保護者指導の実効性が上げられないケースがある。
- 児童福祉司指導に保護者が従わない場合の措置としては、一時保護や施設入所等の措置のほか、親権停止等の申立てが考えられるが、必ずしもすべての親権を停止する必要がない場合もあり、これらの手段のみでは、必ずしも指導の実効性が担保されないという指摘がある。
- 改正児童福祉法において、家庭での養育が原則（保護者は児童の育成に第一義的責任を負う、国及び地方公共団体は保護者を支援しなければならない）と位置づけられたことから、虐待の再発防止や親子再統合に向けた保護者指導の重要性がより一層高まっており、在宅での養育環境を改善し、できる限り子どもが家庭において養育されるよう、保護者指導の実効性を高めるための措置が必要である。

②主な議論

[提案された対応案]

- 保護者指導の実効性を高める観点からは、まずは、福祉・医療・教育等の諸機関の連携を通じた適切な保護者支援の実施や、児童虐待防止法第11条第4項に基づき、指導・勧告に従わない場合には、一時保護等を行うなど、現行制度の活用を徹底を図るなどの取組を行う。
- 指導が、親権行使の態様への介入に該当するような場合には、親権の在り方について後見的な役割を担う家庭裁判所が関与する仕組みを導入し、児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判所が、児童虐待を行った保護者が従うべき事項を定めた養育環境の改善計画を作成し、保護者に対してそれに従うよう命じることが考えられる。
- 児童福祉法第28条における家庭裁判所の審査の前段階として、家庭裁判所が関与する仕組みとすることが考えられる。
- 保護者が当該措置に従わなかった場合には、その後、児童福祉法第28条措

置や親権停止、親権喪失等の家庭裁判所の審判において考慮され、段階的に親権に対するより強い制限を伴う措置に移行することとなる。

- 保護者指導の実効性を高めることが必要な場面としては、在宅ケース（児童福祉司指導）のほか、一時保護、同意による入所、28条審判（施設入所、里親委託）の場合が考えられる。

[指摘された事項]

- 保護者指導の実効性を高める手段として、司法を関与させる必要性・有効性（立法事実）が明らかでない。
- 司法に行政（福祉機関）の役割を代替させる結果となり、司法の中立性・公正性を損なうことがないようにする必要がある。
- 現行の親権停止を有効に活用するための方策を検討することが先決である。
- 保護者に対する裁判所命令については、以下の指摘があった。
 - ・ 司法が私人に対して行政の指導に従うよう義務付けることができるとする実体法上の根拠が不明であるほか、裁判所による家庭への過度の介入となる危険を防ぐ方法がなく、憲法上の制約がある。
 - ・ 家庭への介入あるいは権利制限であるとして、司法審査を必要とするとするれば、児童相談所における児童福祉司指導と、学校や警察における保護者への指導との性格や位置付けの違いを整理する必要がある。
 - ・ 親権行使の態様への介入に該当する場合について、現状では、親権の一部制限という考え方が法的に整理されていない。
 - ・ 裁判所が生活実態等を踏まえて、虐待の事実や保護者指導の具体的内容の認定・判断を行い、保護者に命令することは、制度的な限界がある。また、裁判所命令の申立てが却下された場合等に、逆に保護者指導が難しくなるおそれがある。

(3) 面会通信制限、接近禁止命令について

①課題

- 現行では、面会通信制限、接近禁止命令については、行政の判断により行われているが、親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、司法の関与を強化すべきであるとの指摘がある。
- また、現行の面会通信制限の対象は、一時保護や同意入所、児童福祉法第28条の措置の場合であり、現行の接近禁止命令の対象は、児童福祉法第28条の措置の場合であるが、在宅の場合を含め、その対象範囲を拡大すべきであるとの指摘がある。
- 例えば、性的虐待を受けた高校生を一時保護している場合において、虐待を行った保護者との接触を防ぎ、通学を可能とするため、接近禁止命令が必要との指摘がある。また、実態調査によれば、児童が児童虐待を行った又は疑いがある保護者と別居し、親族宅で暮らしている場合等にも面会通信制限、接近禁止命令が必要とする意見がある。

②主な議論

[提案された対応案]

- 面会通信制限、接近禁止命令については、親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、手続の適正性を一層確保するため、司法関与を強化することが考えられる。
- 対象範囲の拡大については、接近禁止命令について、一時保護や同意入所の場合に拡大することが考えられる。

[指摘された事項]

- 現行の面会通信制限、接近禁止命令が十分に活用されているかどうかの検証を行うとともに、新たな制度を設ける必要性を明確にすべきである。
- 緊急の場合であっても、迅速に面会通信制限をすることができなくなり、かえって児童の保護に反する結果となるおそれがある。
- 現在の児童相談所等の体制を前提とすると、これらの命令主体を裁判所とした場合、実務上の負荷が課題となり、柔軟な運用ができなくなるおそれがある。

ある。

- 面会通信制限や接近禁止命令の妥当性の判断においては、親子分離措置の適否についても検討せざるを得ない場合があることに鑑みて、司法関与の在り方については、一時保護への司法関与の在り方と関連して検討する必要がある。
- 面会通信制限、接近禁止命令の対象範囲を在宅の場合にまで拡大する場合には、裁判所の関与が必要とも考えられる。

(4) 親権停止制度の活用について

① 課題

- 児童福祉法第 28 条措置と親権停止等の使い分けについて、親権停止等をまず活用すべきという指摘がある一方で、謙抑性の原則からすると、児童福祉法第 28 条措置から検討せざるを得ないという指摘もある。

② 主な議論

- 児童福祉法第 28 条措置や親権停止等について、両制度の趣旨や目的を勘案した上で、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、児童相談所運営指針等において、明確にする。

(5) 28 条措置に係る裁判所の承認について

① 課題

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、裁判所の承認は措置の種別を特定せずになすことを検討すべきであるとの指摘がある。
- この点については、既存の調査結果では、措置開始後 2 年以内に措置先を変更した場合でも、あらかじめ複数の措置先について裁判所の承認を得ている場合が多数であるという結果となっている。

② 主な議論

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認について、措置先を複数併記して承認を受けることが可能である旨について、全国の児童相談所等の関係機関に改めて周知することとする。
- あわせて、措置種別が不相当であることを理由に却下の審判がなされた場合に、児童相談所が一時保護を解除することがないように周知する。

4. 今後の対応

- 今回の「議論の整理」を踏まえ、厚生労働省においては、児童虐待対応における司法関与の在り方について、関係省庁等と協議を行い、必要な制度的検討を進めるべきである。

- 今後とも、子どもの最善の利益に資するよう、児童虐待対応の在り方について、引き続き、評価・検証を行うとともに、必要な見直しを行っていくべきである。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成28年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例64例（71人）を対象とした。

区分	第12次報告			（参考）第11次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	43	21	64	36	27	63
人数	44	27	71	36	33	69

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例10例（10人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第12次報告）

例数	第1次報告 （平成17年4月）		第2次報告 （平成18年3月）		第3次報告 （平成19年6月）		第4次報告 （平成20年3月）		第5次報告 （平成21年7月）		第6次報告 （平成22年7月）		第7次報告 （平成23年7月）		第8次報告 （平成24年7月）		第9次報告 （平成25年7月）		第10次報告 （平成26年9月）		第11次報告 （平成27年10月）		第12次報告 （平成28年9月）												
	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計	心中以外	計											
24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64
25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71

2. 死亡事例（64例・71人）の分析

（1）心中以外の虐待死（43例・44人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が27人（61.4%）と最も多く、特に、0歳のうち月齢0か月が15人（55.6%）と高い割合を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が24人（54.5%）、ネグレクトが15人（34.1%）、心理的虐待が1人（2.3%）。直接の死因は、「頭部外傷」10人（26.3%※）が最も多く、次いで「頸部絞扼（けいぶごうやく）以外による窒息」が8人（21.1%※）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が28人（63.6%）と最も多く、次いで「実父」が3人（6.8%）、「実母と実父」が2人（4.5%）であった。
- 実母の抱える問題（複数回答）として、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が24人（54.5%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が18人（40.9%）、「遺棄」が15人（34.1%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「子どもの存在の拒否・否定」が14人（31.8%）と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が5人（11.4%）、「しつげのつもり」が4人（9.1%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が9人（34.6%※）、「3歳児健診」の未受診者が3人（30.0%※）であった。

（2）心中による虐待死（未遂を含む）（21例・27人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接の死因は、「頸部絞扼（けいぶごうやく）による窒息」が11人（44.0%※）と最も多く、次いで「頭部外傷」が7人（28.0%※）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が23人（85.2%）と最も多く、次いで「母方祖父」が1人（3.7%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が16人（59.3%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が9人（33.3%）、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が5人（18.5%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が1人（4.8%※）、同じく「1歳6か月児健診」の未受診者も1人（5.9%※）、「3歳児健診」の未受診者が2人（15.4%※）であった。

（3）関係機関の関与

- 心中以外の虐待死の事例では、児童相談所の関与がありは11例（25.6%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与がありは12例（27.9%）、心中による虐待死の事例では、児童相談所の関与がありは3例（14.3%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与がありは4例（19.0%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、心中以外の虐待死が8例（18.6%）、心中による虐待死事例が1例（4.8%）であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の進行管理会議での1回あたりの平均検討事例数は71.0例で、会議の平均時間は2.6時間であった。

（4）児童相談所の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した地域における当該事例担当職員の受け持ち事例数は一人あたり平均104.9件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均59.7件であった。

※ この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

3. 重症事例（10例・10人）の分析（個別調査票による調査の結果）

（1）重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」が8人（80.0%）と最も多く、受傷した0歳児を月齢別にみると、月齢「1か月」が3人（37.5%）で最も多く、次いで「2か月」が2人（25.0%）であった。

（2）虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が7人（70.0%）、「ネグレクト」が3人（30.0%）であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が8人（80.0%）と最も多かった。
- 主たる加害者は、「実父」が5人（50.0%）、「実母」が3人（30.0%）、「実母と母の交際相手」が2人（20.0%）であった。
- 加害の主な動機（複数回答）は、「泣きやまないことにはいらだったため」が3人（37.5%※）、「しつけのため」が2人（25.0%※）であった。

（3）関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与がありが4例（40.0%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与がありが3例（30.0%）であった。
- 重症の受傷以前において、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、3例（30.0%）であった。
- 重症事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の進行管理会議での1回あたりの平均検討事例数は48.3例で、会議の平均時間は2.7時間であった。

（4）重症となった受傷後の対応状況

- すべての事例について、重症となった受傷後に医療機関へ入院しており、このうち、医療機関に一時保護委託した事例は6例（60.0%）、対応した診療科は「小児科」が7例（70.0%）であった。
- 受傷後に要保護児童対策地域協議会に登録された事例は、6例（60.0%）であった。
- 平成26年9月1日時点で加害者と同居していない事例は7例（70.0%）あり、このうち、援助方針として「家族再統合」としているものが2例（28.6%）、「分離」としているものが4例（57.1%）であった。
- 検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は3例（30.0%）、第三者による検証を実施した事例は2例（20.0%）であった。

※ この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県、市町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

(1) 事例の概要

【事例1】長男（当時2歳）が頭部外傷で死亡、父母離婚後に実父と再婚相手との間に生まれた異母妹（当時8か月）も頭部外傷で死亡した事例（※）

【事例2】次男（当時10か月）、三男（当時3歳）とともに実母からの身体的な暴力によって死亡した事例（※）

【事例3】実母と父方叔母が、長女（当時3歳）の両足・両手を縛り上げ、口にガムテープを貼るなどして窒息により死亡した事例

【事例4】長男（当時中学2年生）が養父から身体的暴力を繰り返し受けつづけて、「24時間以内に自殺しろ」と教唆され死に至った事例

（※）事例1及び事例2は、きょうだいが異なる時期に、それぞれ死亡した事例

(2) 事例から考えられる主な対応策

① 施設措置及び解除後の児童相談所と関係機関の対応

- 一時保護及び乳児院の入所措置時には、再発リスクを踏まえた指導内容とあらゆる可能性を想定した支援目標の設定及びリスクアセスメントを行うことが必要。
- 施設措置の解除決定前には、施設や在宅指導時に関わる関係者・機関とアセスメント内容を協議し、施設から在宅へ切れ目のない支援を引き継ぎ、措置解除後の子どもの安全確保のための事前調整が必要。

② 関係機関間の情報共有及びリスクアセスメント

- 現時点での状況のみならず、養育力や育児行動の基盤となる父母の生育歴、それぞれの家庭の養育に関する情報を意識的に聞き取り、リスクアセスメントすることが必要。
- 家庭状況の急激な変化が起きた場合には、個別ケース検討会議等において関係機関と情報共有・連携を図りつつ、早期に児童相談所との協議の場を設け、介入についての検討を行うことが望ましい。

③ 頭部外傷を繰り返す養育者への対応

- たび重なる頭部外傷の際には、児童相談所は虐待の可能性を十分に認識し、一時保護等の対応を行うこと、特に乳児期においては、原因不明のけがや受傷が繰り返された場合には、養育困難対応から虐待対応に切り替え、一時保護などの迅速な対応が必要。

④ 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応

- 精神疾患の症状によっては、妊娠・出産・産後の管理が可能な産科、もしくは精神科が併設された医療機関に早期からつなげ、精神保健の観点からの支援を行うことが必要。
- 養育者の生育歴に着目し、適切な養育を受けないままに親になった養育者の課題や子どもの頃の成長・発達の状況を踏まえた精神面のリスクアセスメントが必要。

⑤ きょうだいの虐待死をうけて、虐待の再発を防止するための対応

- 過去に虐待のおそれ・疑いがあった養育者は、養育支援の必要ない対象者であり、生まれてくる子どもの安全を第一に、危機感を関係者の中で共有し、妊娠前から虐待を防止するための支援策を検討することが必要。
- 出産直後の介入も含め、医療機関と事前に打ち合わせを行うとともに、児童相談所の一時保護も意識した積極的な関わりが重要。

⑥ 学齢期以降の子どもに対する支援のあり方

- 児童虐待は、家族・家庭の状況を踏まえて適切に判断することが重要であるため、可能な限り学校で家庭状況を把握し、必要な場合には関係機関と情報共有していくことが重要。
- 身体的虐待と考えられる状況を把握した場合には、医療機関への受診の有無によらず、虐待の可能性を念頭に置いた継続的な確認とリスクアセスメントが必要。

5.【特集】施設入所等の経験のある子どもの死亡事例

- 第10次報告から第12次報告までの心中以外の虐待死事例の中で、施設入所等の経験のある事例14例（14人）を対象に、施設等入所から家庭復帰までの状況や退所時における児童相談所と関係機関との情報共有などについて検証を行った。

概要と考察

(1) 子どもの年齢

- ・ 「3歳」が4人（28.6%）で最も多く、3歳以下が9人（64.3%）と6割を超えている。
- 乳幼児期、特に3歳以下の子どもたちの家庭復帰については、慎重に検討し、その際は、分離により阻害された愛着形成を図る支援を時間をかけて行うことが重要。
- 市町村の虐待対応部署や母子保健担当部署等と連携を図り、家族からの相談に応じる体制の整備が必要。

(2) 入所期間

- ・ 施設においては「1年～3年未満」が6人（54.5%）、一時保護所では「1か月～2か月未満」が5人（83.3%）と最も多い。
- 入所期間にかかわらず、家庭復帰後に起こり得る虐待発生のリスクについて、慎重かつ丁寧なアセスメントが必要。

(3) 退所の判断基準

- ・ 児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が6人（42.9%）と最も多い。
- 家庭復帰後に支援機関との関係が疎遠になる場合は、子どもとつての危機のサインであると考え、再度の入所措置について速やかな検討が必要。

(4) 退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

- ・ 退所前後に個別ケース検討会議を開催し、情報を共有した事例は5人（35.7%）、情報を共有していない事例は4人（28.6%）。
- 入所措置解除の決定に際しては、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を必ず開催し、家庭復帰後の支援のあり方を関係機関間で検討しておくことが必要。

(5) 家庭復帰後の関係機関の関与状況

- ・ 児童相談所が家庭訪問等を実施して支援していた事例及び市町村（虐待対応部署）が関与した事例が9人（64.3%）。
- 家庭復帰後、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や子どもの安全確認を行うことが重要。
- 関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要。

(6) 家庭復帰から死亡事例発生までの期間

- ・ 家庭復帰後「1か月～3か月未満」に死亡している事例が4人（28.6%）、「半年未満」に死亡している事例は9人（64.3%）と6割を超えている。
- 家族関係や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい要因となるため、特に留意して把握することが必要。
- 家庭復帰から少なくとも6か月間程度は、とりわけリスクが高まる期間として、養育状況の把握と、必要な援助の実施が必要。

(7) 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

- ・ 要保護児童として検討していた事例が6人（42.9%）、検討していない事例が8人（57.1%）。
- 重要な資源を把握し、つながりを維持するためには、家族に関する様々な情報を有する要保護児童対策地域協議会と連携することが有効。
- 施設入所中にも、要保護児童対策地域協議会に報告し、一時帰宅や外泊を実施する前には地域の関係機関に連絡し、必要に応じて協力を得られるようにしておくことが必要。

6. 課題と提言

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応**
 - ① 妊娠前から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化
 - ・ 妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチをタイムミスを逃さず実施
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置促進
 - ② 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援
 - ・ 保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援
 - ③ 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり
 - ・ 市町村と医療機関の日頃からの連携体制の構築
 - ・ 医療機関における虐待防止委員会（CAPS）の設置、組織的な対応を行える体制整備
 - ④ 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携
 - ・ 学校内での虐待に関する理解の向上、組織的なリスクアセスメントの必要性と要保護児童対策地域協議会等を活用した支援体制づくり
- 2 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用**
 - ① 入所措置解除時の支援体制の整備
 - ・ 関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有
 - ② 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
 - ・ 総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上
 - ③ 児童相談所及び市町村職員の間で相談援助技術の向上
- 3 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施**
 - ・ 組織的な判断に基づき、定期的なリスクアセスメントが重要
- 4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化**
 - ・ 専門職の採用及び人事ローテーションの工夫
- 5 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用**
 - ・ 検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

- 1 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応**
 - ① 妊娠前から切れ目ない支援体制の整備
 - ・ 特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を医療機関及び市町村が確実に把握できる体制の整備
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の全国的な拡充のための支援
 - ② 虐待の早期発見及び早期対応の広報・啓発
 - ・ 医療機関、学校等が支援対象者を適切に把握するための支援対象者の特徴をまとめて周知。
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に関わる体制整備**
 - ・ 児童相談所と市町村が共通認識に立てるようなアセスメントツールの開発、初期対応で見落としなく、相互理解と連携を深めながら適切な支援を行う体制の整備
- 3 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上**
 - ・ 地方公共団体の人員確保及び人材育成に関する制度等の検討
- 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備**
 - ・ 好事例の周知及び専門職の配置の促進
- 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備**
 - ・ 家庭復帰の適否に関するアセスメント実施の必要性の周知、親子再構築プログラム等の養育者支援策の検討
- 6 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進**
 - ・ 死亡事例の検証を目的として個人情報共有を可能とする制度改正等の検討

第1次から第12次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされおらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数
が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 望まない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
した
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未
受診である又は予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 過去に自殺企図がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを
抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら
相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が
虐待を否定
- 訪問等をして子どもにも会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなつた
- 施設等への入退所を繰り返している
(家庭復帰後6か月以内の死亡事例が多い)
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた
情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に
おける検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が
希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけて
いなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

調査の概要

<調査の経緯・目的>

- 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。
- 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26年度（※2）に引き続き、調査を実施。
- （※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※2）初年度となる平成26年度は、平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査し、結果を公表。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村）

<主な調査内容>

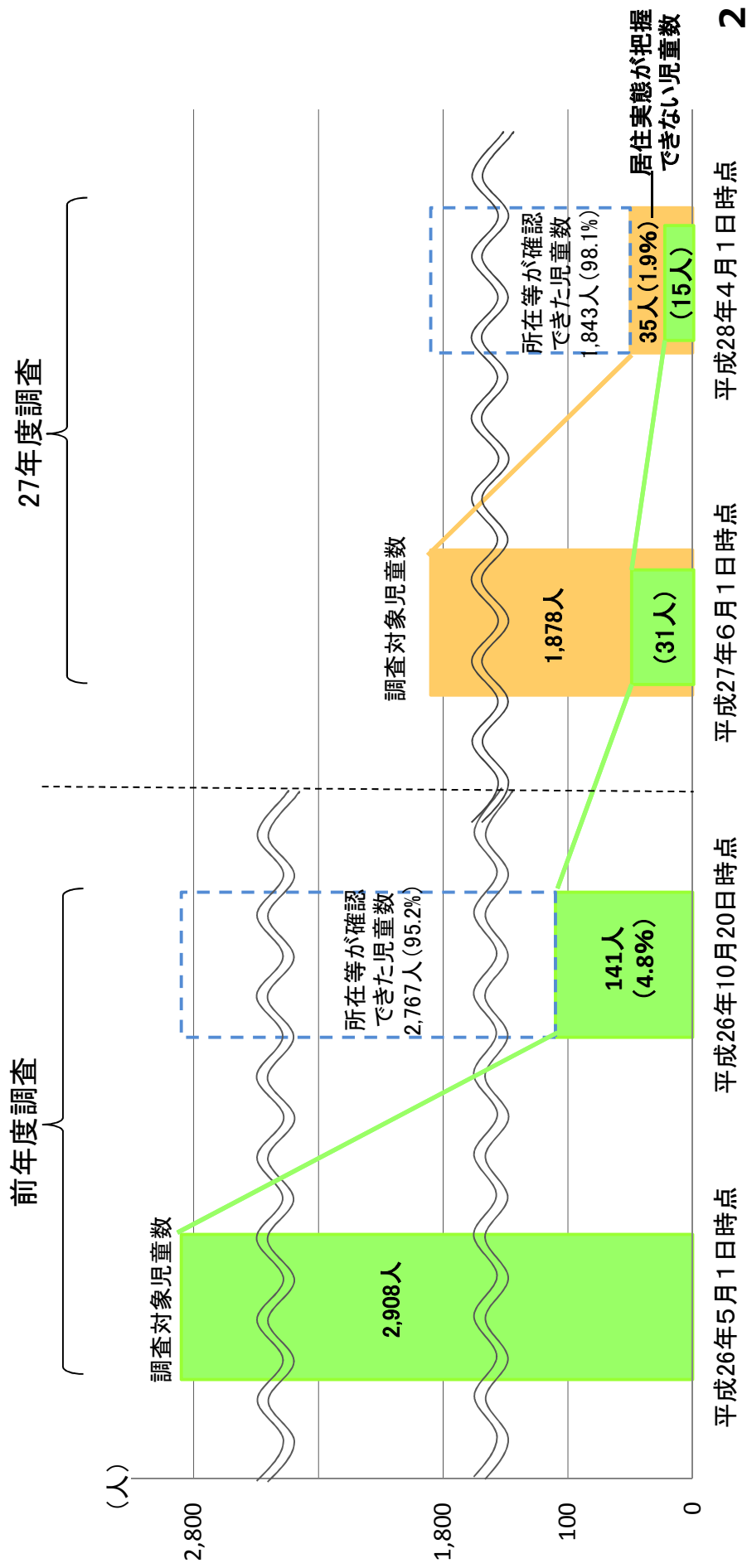
平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童（※1）の個別の状況と、平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童（※2）の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

（※1）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目	（※2）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年、年齢、性別 ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在等が確認できた児童数（確認方法別） ・ 所在等が確認できた際こ虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

調査結果

1. 全体の状況

- 平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
(※) 平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童数は全国で1,878人。
このうち平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人(98.1%)。
- 平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成28年4月1日時点では15人。

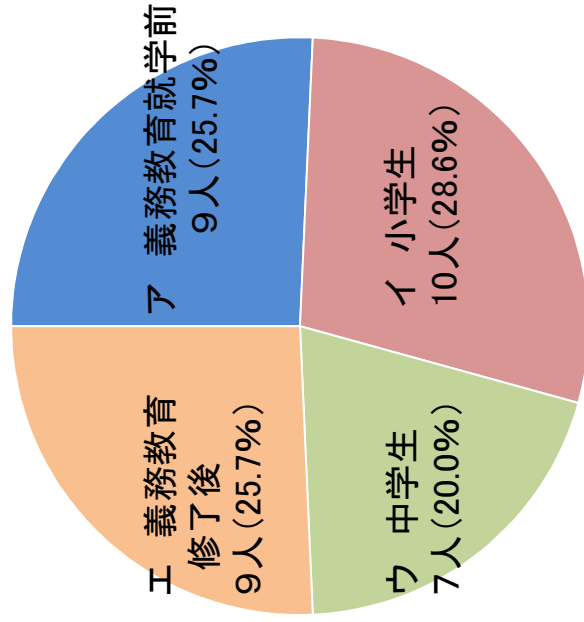


2. 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

学年別の状況

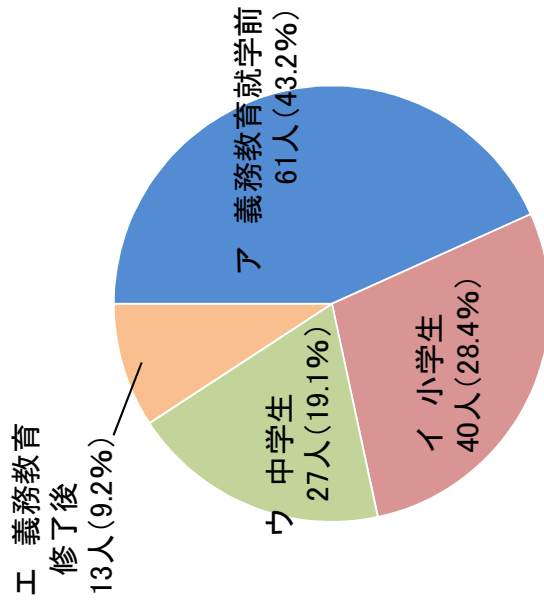
- 「ア 義務教育就学前」が9人（25.7%）、「イ 小学生」が10人（28.6%）、「ウ 中学生」が7人（20.0%）、「エ 義務教育修了後」が9人（25.7%）。
- （※）学年は、平成27年6月1日時点。
- 前年度調査では、「ア 義務教育就学前」が61人と最多で、全体の4割以上を占めていたが、本年度調査では25.7%と、特に「義務教育就学前」の児童の所在等の確認が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

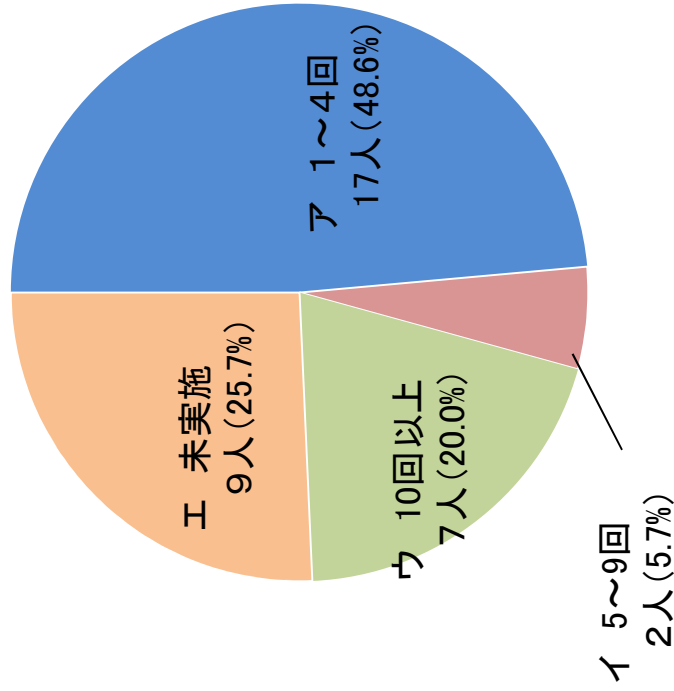


総数：141人（※H26.10.20時点）

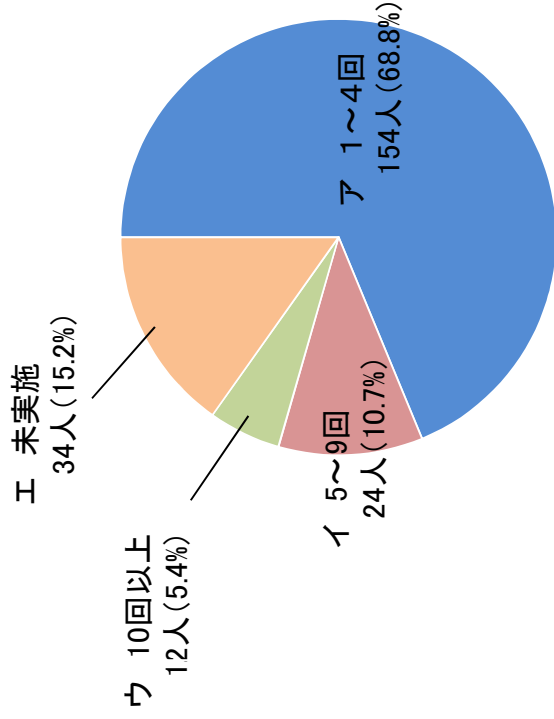
これまでの訪問調査の状況 【2の続き】

- 「ア 1～4回」が17人(48.6%)で最多。次いで「エ 未実施」が9人(25.7%)、「イ 5～9回」が2人(5.7%)。
(※) 理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「DV等で避難している可能性がある」等により住所地に居住していないことが明らかなる場合。
- 前年度調査との比較では、「ウ 10回以上」の割合が5.4%から20.0%と増加しており、頻回な訪問調査の実施による所在等の確認の取組が進展している状況。

<平成27年度調査>



<(参考) 前年度調査>



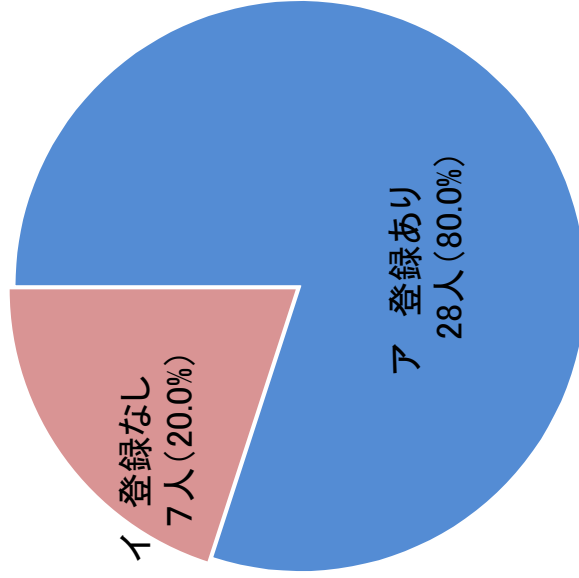
総数：224人 (※H26.9.1時点)

総数：35人

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況 【2の続き】

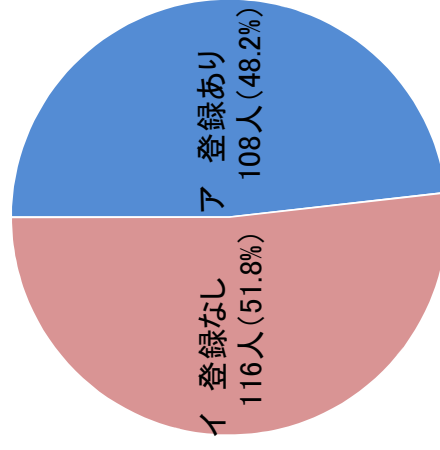
- 「ア 登録あり」が28人（80.0%）、「イ 登録なし（※）」が7人（20.0%）。
（※）理由については、例えば、「警察に通報（相談）しているため」、「海外に出国している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、48.2%から80.0%と要保護児童対策地域協議会へのケース登録が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

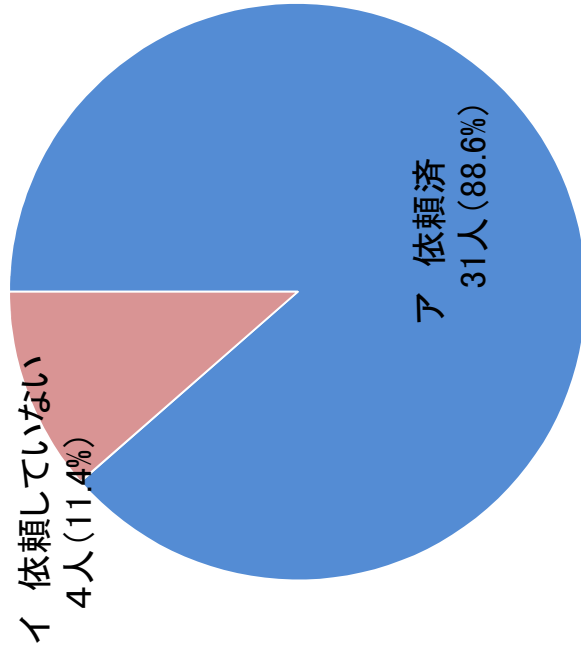


総数：224人（※H26.9.1時点）

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況 【2の続き】

- 「ア 依頼済」が31人（88.6%）、「イ 依頼していない（※）」が4人（11.4%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。

<平成27年度調査>

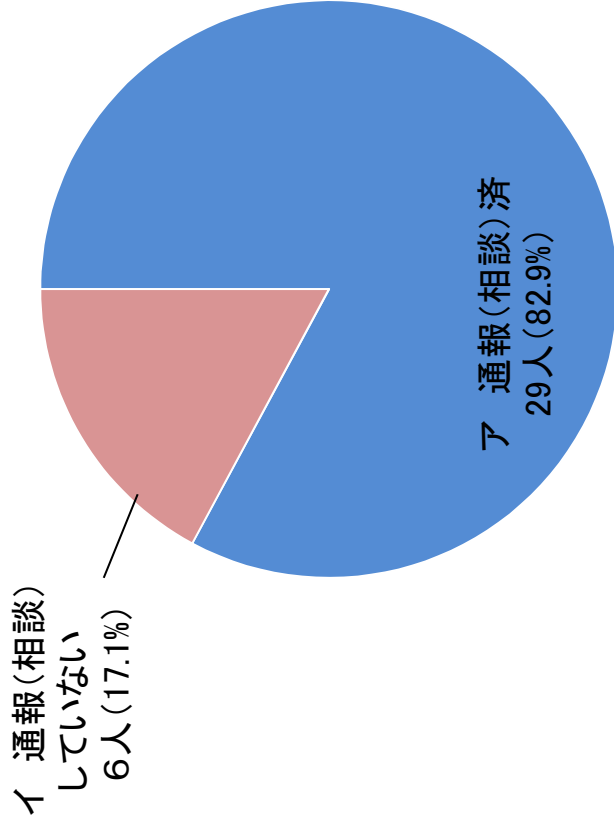


総数：35人

警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

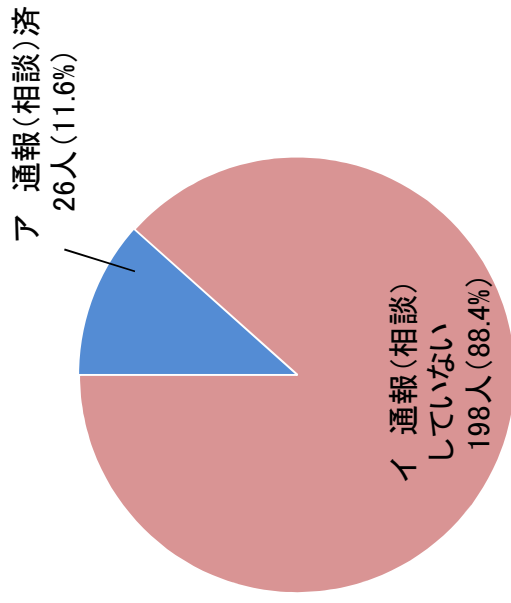
- 「ア 通報（相談）済」が29人（82.9%）、「イ 通報（相談）していない（※）」が6人（17.1%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、11.6%から82.9%と警察への通報（相談）が大幅に上昇し、徹底されている状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>



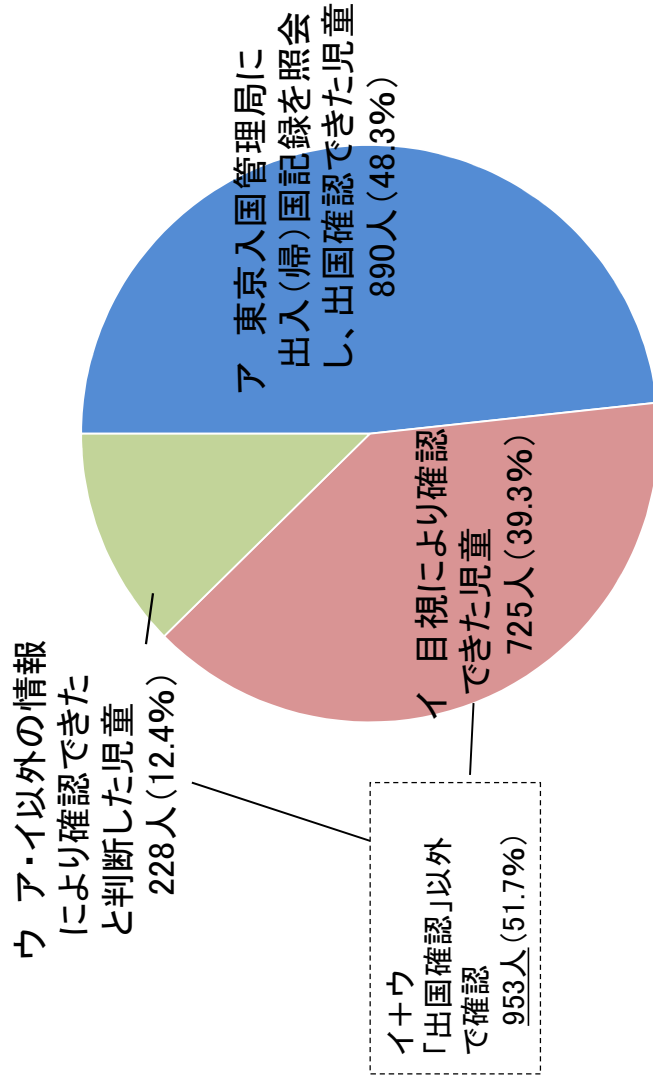
総数：224人（※H26.9.1時点）

3. 所在等が確認できた児童（1,843人）の状況（平成27年6月2日～平成28年3月31日）

所在等が確認できた方法

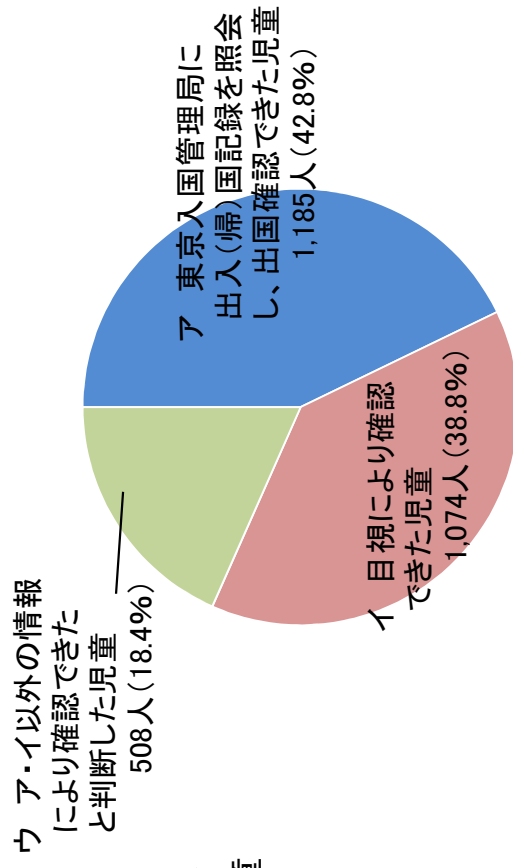
- 「ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が890人（48.3%）で最多。次いで「イ 目視により確認できた児童」が725人（39.3%）、「ウ ア・イ以外の情報により確認できた」と判断した児童」が228人（12.4%）。
- 前年度調査と概ね同様の傾向。

<平成27年度調査>



総数：1,843人

<（参考）前年度調査>



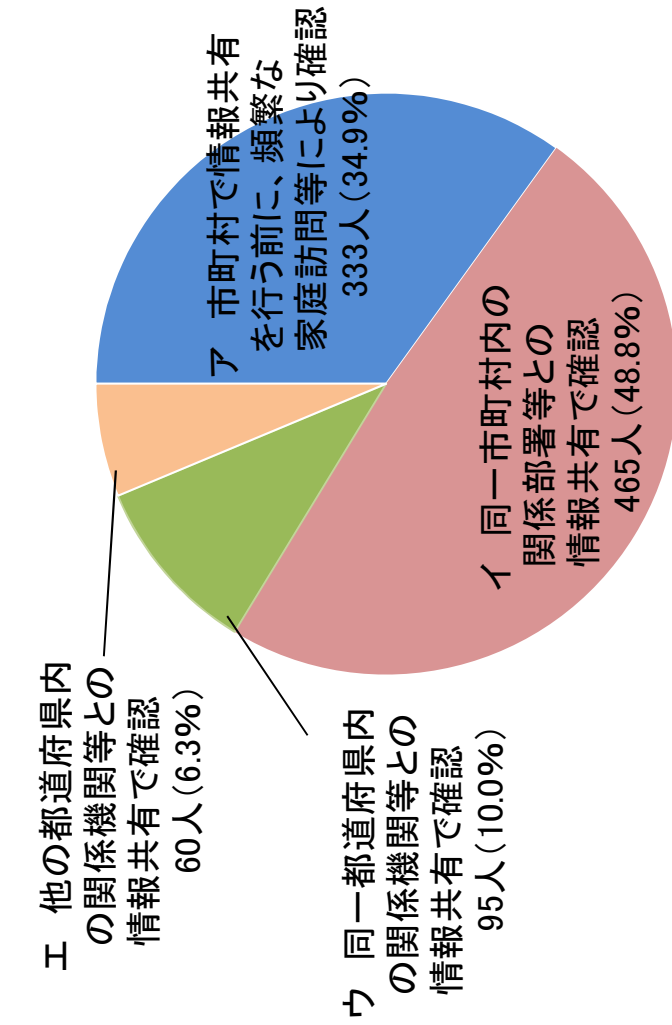
総数：2,767人

所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

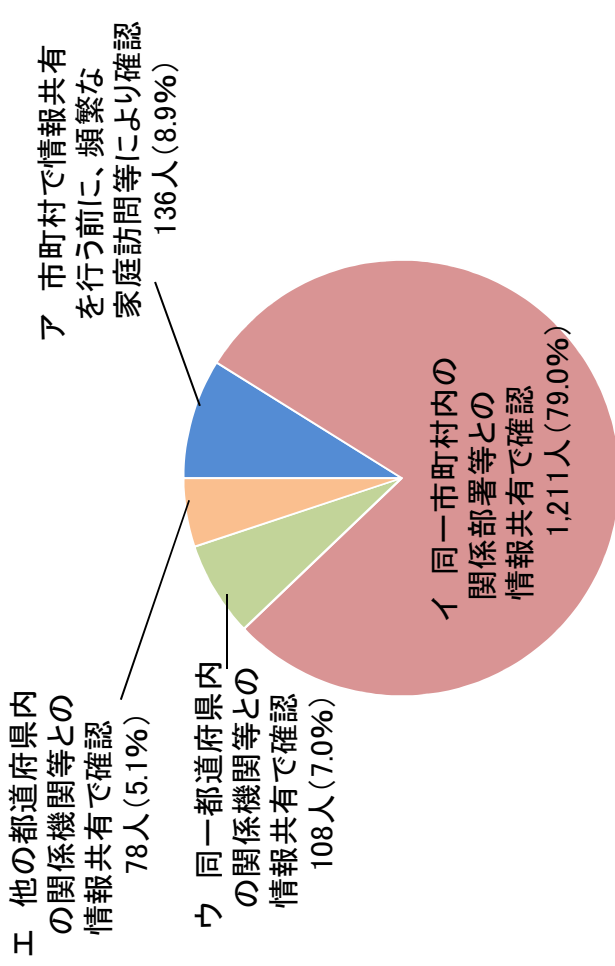
- 「イ 同一市町村内で確認」が465人（48.8%）で最多。次いで「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」が333人（34.9%）、「ウ 同一都道府県内で確認」が95人（10.0%）、「エ 他の都道府県内で確認」が60人（6.3%）。
- 特に「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」と「イ 同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。

＜平成27年度調査＞



総数：953人

＜（参考）前年度調査＞



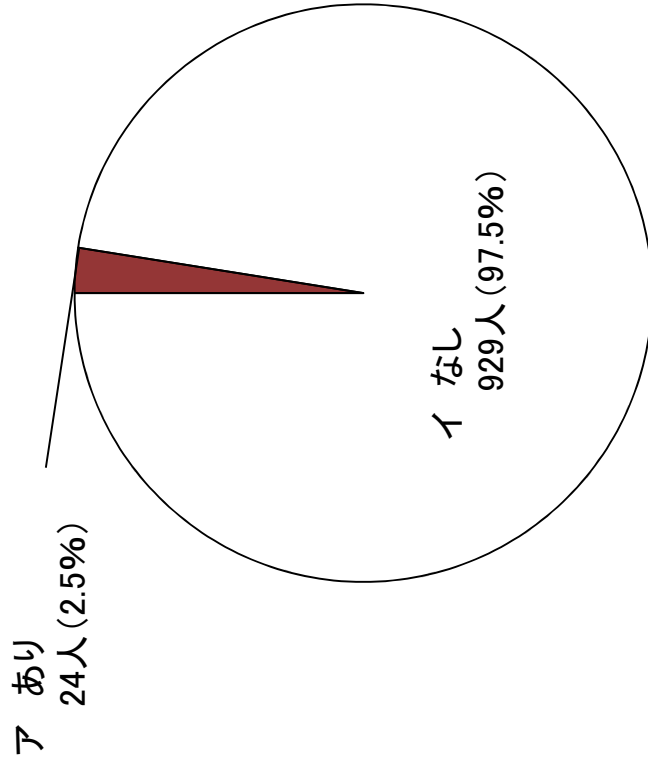
総数：1,533人

所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

- 「ア あり(※)」との回答が24人(2.5%)。
(※) 理由については、例えば、「学校に通わせていないため(教育ネグレクト)」、「母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため」。

<平成27年度調査>



総数：953人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、そのまま放置するとネグレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したことで、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

取組事例②

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のため情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があることが判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性がある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

平成28年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について

<調査の経緯・目的>

○ 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○ 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26、27年度（※2、3）に引き続き、調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※2）平成26年度調査：平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査。

（※3）平成27年度調査：平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、平成28年4月1日時点の状況を調査。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村）

<調査の内容>

○ **平成28年6月1日時点**で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（上記①～③のいずれかに該当）であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を「調査対象児童」（※4）として、**平成28年6月2日から平成29年3月31日までの間に所在等が確認できた児童**

・「平成29年4月1日時点で依然として居住実態が把握できない児童」

の詳細な状況等を確認し、各市町村の取組状況を把握。（回等期限：平成29年4月10日 調査項目の詳細：「別紙」参照）

（※4）保護者と連絡が取れている場合であっても、保護者の状況、これまでの支援の状況等から市町村において、早急に所在を確認する必要があると判断した児童も「調査対象児童」に含めて回答。

○ 上記のほか、平成27年度調査結果における「居住実態が把握できない児童」について所在等の確認ができた場合は、速やかに報告。

平成28年度調査：調査項目の詳細

調査対象児童1人1人について、個別に以下の項目を調査。

全調査対象児童について必須調査項目

- ①住所都道府県名、市町村名 ②年齢、学年、性別 ③戸籍の有無 ④調査対象児童の存在を把握した時期
 ⑤調査対象児童の存在を把握する端緒となった主な業務
 ⑥平成27、26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していたか否か

平成28年6月2日～平成29年3月31日までに 所在等が確認できた児童についての調査項目

- ①居所都道府県名、市町村名
 ②住民票上の住所地での居住の有無
 ③所在等が確認できた方法
 ア 東京入国管理局に照会し、出国確認
 イ 目視により確認
 ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認
 ④③でウにより確認した場合の判断根拠
 ⑤所在等が確認できた年月日
 ⑥義務教育就学中の児童で、③でイ又はウにより確認した場合の、所在等の確認時の教育の状況
 ⑦③でイ又はウにより確認した場合の、「所在等が確認できるまでの間」又は「所在等の確認時」における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
 ⑧⑦で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細、その後の支援の内容等
 ⑨⑦で「情報なし」の場合の、所在等の確認時の状況

平成29年4月1日時点で居住実態が 把握できない児童についての調査項目

- ①家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況等
 ②調査対象児童の存在を把握して以降の訪問調査の回数
 ③調査対象児童の所在等を確認するための調査先（※）
 （※）自市町村の関係部署等、自都道府県内の関係機関等、
 自都道府県外の関係機関等、その他
 ④「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
 ⑤④で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細
 ⑥要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、登録の時期、登録しない理由
 ⑦児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、依頼の時期、依頼しない理由
 ⑧警察への通報（相談）状況、通報（相談）の時期、行方不明者届提出の有無、通報（相談）しない理由
 ⑨東京入国管理局への照会状況、直近の回答日
 ⑩海外出国の可能性に関する情報の有無
 ⑪DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
 ⑫所在等を確認する上で生じている個々の問題点

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

○「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務が、内閣官房から厚生労働省に移管されたことに伴い、厚生労働省において、児童虐待防止対策に関し、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、連絡会議を開催する。

1. 構成メンバー

○内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省 (合計6府省庁)

2. 会議形態

(1) 関係府省庁連絡会議 (局長級会合)

○趣 旨：連絡会議は、基本方針を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進する。

○開催頻度：必要に応じて開催

○構成：議長：厚生労働大臣

議長代理：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

構成員：【内閣府】政策統括官 (共生社会政策担当) (内閣府子ども・子育て本部統括官併任)

【警察庁】生活安全局長

【総務省】自治財政局長

【法務省】民事局長、刑事局長、人権擁護局長

【文部科学省】生涯学習政策局長、初等中等教育局長

【厚生労働省】社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官 (社会保障担当)

(2) 関係府省庁連絡会議幹事会 (課長級会合)

○趣 旨：幹事会は、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において相互に緊密な連携を取りつつ、総合的な児童虐待防止対策に適切に対応するため、情報の共有、情報の連携・協力方法の検討、確認等を行う。

○開催頻度：月1回程度

○構成：議長：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 (政策統括官付社会保障担当参事官室併任)

構成員：各府省庁担当参事官、担当課長

※会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。

3. 開催状況

第1回関係府省庁連絡会議（局長級会合）

【開催日】 平成28年5月10日（火）

- 【主な議題】
- ・ 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について
 - ・ 児童虐待防止対策の状況等について

第1回関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

【開催日】 平成28年7月29日（金）

- 【主な議題】
- ・ 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会等の今後の進め方について
 - ・ 平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について
 - ・ 児童虐待防止対策の状況等について

第2回関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

【開催日】 平成28年10月11日（火）

- 【主な議題】
- ・ 児童虐待に係る最近の状況に関する報告について
 - ・ 平成29年度予算概算要求に係る状況について
 - ・ 児童福祉法等改正法施行準備・取り組み状況等について

第3回関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

【開催日】 平成29年2月7日（火）

- 【主な議題】
- ・ 平成29年度予算案について
 - ・ 児童福祉法等改正法施行準備・取り組み状況等について
 - ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律について
 - ・ 子どもの心理的負担に配慮した協同面接等の取組の推進について

事務連絡
平成28年12月 6日

都道府県
各 指定都市 社会福祉統計主管係長 殿
中核市

厚生労働省政策統括官付参事官付
行政報告統計室 福祉統計係長

平成29年度福祉行政報告例について

福祉行政報告例につきましては、平素格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度調査については、別紙「平成29年度福祉行政報告例について」のとおり実施を予定しておりますので、お忙しい中恐縮ですが、関係各位への周知等よろしくお願いいたします。

なお、「平成29年度福祉行政報告例の実施について（依頼）」は、各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて平成29年2月下旬に発出する予定です。

(担当)

行政報告統計室 福祉統計係

T E L 03-5253-1111 (内線 7553、7554)

平成29年度福祉行政報告例の
一部改正及び新旧対照表(案)
(一部抜粋)

平成29年度福祉行政報告例の改正について（案）

報告表	改正事項	改正理由
第25（月報） 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況	（変更） 下表 表頭の「月中の異動」の「受給資格喪失」に、「（障害児福祉手当）受給者が20歳に達した」を追加する。	障害児福祉手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）第3章において規定され、第2条において、支給対象年齢を20歳未満と定めている。今後、成年年齢の見直しについて、国会等で議論される事が見込まれ、本手当の18歳・19歳の受給者数について把握する事が要されるが、18歳・19歳の受給者数を新たに報告させることは記入者負担となる。一方、20歳に達し資格要件を喪失した受給者数については、各自治体においても確実に把握されているが、現行では「その他」に含まれているため、今回の改正により当該項目を追加し、把握することにより、18歳・19歳の受給者数を推計することができる。 なお、「第26（月報）特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況」の「月中の異動」の「受給資格喪失」中には、「支給対象障害児が20歳に達した」の項目が既にある事を申し添える。
第41（年度報） 社会福祉法人数・認可件数	（変更） 表側の「厚生労働大臣又は地方厚生局長」を「厚生労働大臣」に変更する。	社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行（平成28年4月1日）により、所轄庁に関する規定（第30条）が改正されたことに伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第78号）において社会福祉法施行規則の権限の委任に関する規定（第38条）が改正され、地方厚生局長が所轄庁とはならなくなったため、変更する。
第42（年度報） 社会福祉法人等に対する指導・監督	（変更） 上表 表頭に「勧告」及び「公表」を追加する。	社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行（平成28年4月1日）により、社会福祉法人に対する指導監督の機能強化を盛り込むため、勧告（第56条第4項）及び公表（第56条第5項）が追加されたため、変更する。
第45（年度報） 児童相談種類別対応件数	（変更） 表頭の「対応件数（年度中）」に「市町村指導委託」及び「市町村送致」を追加する。	児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行（平成28年6月3日及び平成29年4月1日）により、市町村が身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であるため、児童相談所長は市町村に委託して指導させること及び、虐待事案が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致することが可能となったことに伴い、それぞれの件数について正確に把握し、効果的な分析や調査研究を行っていくための有用な基礎資料とするため、当該項目を追加する。
第47（年度報） 一時保護児童	（変更） （所内保護分）と（委託保護分）のそれぞれの表頭の「対応（年度中）一計」の内数として「2か月を超えて一時保護した件数（再掲）」を追加する。 （委託保護分）の表頭の「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に変更する。	一時保護が親権の強い制限であることを踏まえ、一時保護の期間の適否の審査について司法が関与する仕組みを検討するために、児童福祉法第33条第4項（現行では一時保護の期間は2か月を超えてならないとなっているが、児童相談所長又は都道府県知事が必要であると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる）の措置の状況をより正確に把握する必要があるため、当該項目を追加する。 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行（平成29年4月1日）により、施設の名称については、支援の実態等を踏まえ変更した方が良いとの考えから、機能を変更することなく、施設の名称が変更されたため。

平成29年度福祉行政報告例の改正について（案）

報告表	改正事項	改正理由
<p>第49（年度報） 児童相談所における養護相 談の理由別対応件数</p>	<p>（変更） 「虐待(5)」の再掲(1)（「児童福祉施設に入所(01)」の内訳）の表頭の「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に変更する。</p> <p>2（親権・後見人関係）の表頭に「法第28条第2項による措置」を、表側に「却下件数」及び「取下げ件数」を追加する。</p>	<p>第47と同じ。</p> <p>児童虐待対応全般における司法関与の在り方について検討するにあたり、児童福祉法第28条に基づく措置の状況をより正確に把握する必要があるため、当該項目を追加する。これまで第28条第1項による措置（新規の施設入所件数）のみ把握していたが、司法審査のあり方を検討する上で、同条第2項による措置（措置期間の更新件数）についても、どの程度入所期間の更新措置がなされているか実態を把握することが必要であるため。また司法関与の効果として、行政の方針と異なる措置が採られることがどの程度あるか等を把握するためには、どの程度却下がなされているか、取下げされているかを把握することが必要であるため。</p>
<p>第50（年度報） 児童福祉施設・在所者</p>	<p>（変更） 表側の「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に変更する。</p>	<p>第47と同じ。</p>
<p>第54の2（月報） 幼保連携型認定こども園・ 在所者</p>	<p>（変更） 表頭の「初日認可定員」を「計」と「2・3号認定（再掲）」に細分化する。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は、1号、2号、3号認定の子どもを合わせた数で、認可定員、利用定員が認定されており、例えば1号認定の子どもが減った場合、どれ位の数の2号、3号認定の子どもを当該施設で預かれるか把握する際などに、1号認定の子どもの数も必要となる。現行では2号・3号にかかる認可定員のみを把握しているが、今回の改正により1号を含めた施設全体の定員規模を把握することにより、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保の進捗状況を把握するための基礎資料とするため。</p>
<p>第61（月報） 児童扶養手当受給資格者の 認定及び異動状況</p>	<p>（変更） 「5年等満了月を迎えた児童扶養手当受給資格者（養育者を除く）」について、表頭の「月末現在受給資格者数」の内数として「一部支給停止適用除外者数」を追加し、更に5つの理由別に区分して計上する欄をそれぞれ追加する。</p>	<p>平成28年度予算要求に係る大臣折衝において、「児童扶養手当について、受給者による自立のための活動を促進する観点から、受給期間が5年を超えた場合に適用される一部支給停止措置について、確認方法の適正化を図る。」との取り決めがなされたため、一部支給停止適用除外とされた受給者の実態を把握するために、当該項目を追加する。</p>

第45 児童相談種類別対応件数
(児童福祉法)

都道府県市名
指定都市
核中

平成 年度報告分

Table with columns for consultation types (e.g., 養育相談, 児童虐待相談) and response methods (e.g., 面談指導, 児童福祉司指導). Includes a '計' (Total) row and '未対応件数' (Unresponded cases) at the bottom right.



政府統計
統計法に基づく国の一般統計調査です。
調査票の郵送の促進に努めます。

改正案
第47 一時保護児童
(児童福祉法)

改正案

(福祉行政報告例)

都道府県
指定都市
中核市
平成
年度分報告

延日数	前年度未 継続保護 (1)	受付(年度中)				対応(年度中)						年度未継続 保護 (16)			
		0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12～14歳 (4)	15歳以上 (5)	児童福祉 施設入所 (6)	里親委託 機関に送 送 (7)	他の児童 相談所・ 機関に送 送 (8)	家庭裁判 所送致 (9)	帰宅 (10)	その他 (11)		計 (12)	2か月を 超えて一 時保護し た(再掲) (14)	延日数 (15)
養護	(01)														
障害	(02)														
非行	(03)														
育成	(04)														
保健・その他	(05)														
計	(06)														
延日数	(07)														
延日数	(08)														

延日数	前年度未 継続委託 保護 (1)	委託(年度中)			委託解除(年度中)						年度未 継続委託 保護 (17)				
		0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12～14歳 (4)	児童福祉 施設 (6)	児童養護 施設 (7)	乳児院 (8)	児童自立 支援施設 (9)	児童心理 治療施設 (10)	障害児関 係施設 (11)		その他の 施設 (12)	親里 (13)	その他 (14)	計 (15)
養護	(09)														
障害	(10)														
非行	(11)														
育成	(12)														
保健・その他	(13)														
計	(14)														
延日数	(15)														
延日数	(16)														

現行

第47 一 時 保 護 児 童

(児童福祉法)

(福祉行政報告例)



都道府県 指定都市 名
中核市
平成 年度分報告

政府統計
統計法に基づく国の一般統計調査です。
調査内容詳細の解説の取組に力を尽くします。

(所内保護分)

	受 付 (年度中)			対 応 (年度中)						年度未継続保護							
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童福祉施設等 施設入所	児童養護施設	児童自立 支援施設	児童 相談所・ 機関に 送 送	他の児童 相談所・ 機関に 送 送		里親委託 施設入所	家庭裁判 所送致	帰宅 送 送	その他	計	職権に上 る一時保 護 (再掲)	延日数
前年度未継続保護	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		
養護																	
児童虐待 (01)																	
その他 (02)																	
障害																	
書行 (03)																	
非行 (04)																	
育成 (05)																	
保健・その他 (06)																	
計																	
延日数 (07)																	
延日数 (08)																	

(委託保護分)

	委 託 (年度中)				解 除 (年度中)						対 応 (年度中)														
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童養護施設	児童自立 支援施設	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送	児童 相談所・ 機関に 送 送							
前年度未継続保護	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
養護																									
児童虐待 (09)																									
その他 (10)																									
障害																									
書行 (11)																									
非行 (12)																									
育成 (13)																									
保健・その他 (14)																									
計																									
延日数 (15)																									
延日数 (16)																									

第49 児童相対許における差額相対の理由別対件数
(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)



経済政策
行政報告書
児童福祉司
名

児童相対の理由	児童相対の理由		児童相対の理由		その他	計
	(A) 児童相対	(B) 児童相対	(C) 児童相対	(D) 児童相対		
児童相対許に入件 (01)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
児童相対許に入件 (02)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
児童相対許に入件 (03)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
その他 (04)						
計	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)

「(1)～(24)」の対準
(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (05)	児童相対許に入件 (05)			計
	(A) 児童相対許に入件 (05)	(B) 児童相対許に入件 (05)	(C) 児童相対許に入件 (05)	
児童相対許に入件 (05)	(25)	(26)	(27)	(28)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (06)	児童相対許に入件 (06)		計
	(A) 児童相対許に入件 (06)	(B) 児童相対許に入件 (06)	
児童相対許に入件 (06)	(29)	(30)	(31)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (07)	児童相対許に入件 (07)			計
	(A) 児童相対許に入件 (07)	(B) 児童相対許に入件 (07)	(C) 児童相対許に入件 (07)	
児童相対許に入件 (07)	(32)	(33)	(34)	(35)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (08)	児童相対許に入件 (08)			計
	(A) 児童相対許に入件 (08)	(B) 児童相対許に入件 (08)	(C) 児童相対許に入件 (08)	
児童相対許に入件 (08)	(37)	(38)	(39)	(40)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (09)	児童相対許に入件 (09)			計
	(A) 児童相対許に入件 (09)	(B) 児童相対許に入件 (09)	(C) 児童相対許に入件 (09)	
児童相対許に入件 (09)	(41)	(42)	(43)	(44)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (10)	児童相対許に入件 (10)			計
	(A) 児童相対許に入件 (10)	(B) 児童相対許に入件 (10)	(C) 児童相対許に入件 (10)	
児童相対許に入件 (10)	(45)	(46)	(47)	(48)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (11)	児童相対許に入件 (11)			計
	(A) 児童相対許に入件 (11)	(B) 児童相対許に入件 (11)	(C) 児童相対許に入件 (11)	
児童相対許に入件 (11)	(49)	(50)	(51)	(52)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (12)	児童相対許に入件 (12)			計
	(A) 児童相対許に入件 (12)	(B) 児童相対許に入件 (12)	(C) 児童相対許に入件 (12)	
児童相対許に入件 (12)	(53)	(54)	(55)	(56)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (13)	児童相対許に入件 (13)			計
	(A) 児童相対許に入件 (13)	(B) 児童相対許に入件 (13)	(C) 児童相対許に入件 (13)	
児童相対許に入件 (13)	(57)	(58)	(59)	(60)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (14)	児童相対許に入件 (14)			計
	(A) 児童相対許に入件 (14)	(B) 児童相対許に入件 (14)	(C) 児童相対許に入件 (14)	
児童相対許に入件 (14)	(61)	(62)	(63)	(64)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (15)	児童相対許に入件 (15)			計
	(A) 児童相対許に入件 (15)	(B) 児童相対許に入件 (15)	(C) 児童相対許に入件 (15)	
児童相対許に入件 (15)	(65)	(66)	(67)	(68)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (16)	児童相対許に入件 (16)			計
	(A) 児童相対許に入件 (16)	(B) 児童相対許に入件 (16)	(C) 児童相対許に入件 (16)	
児童相対許に入件 (16)	(69)	(70)	(71)	(72)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (17)	児童相対許に入件 (17)			計
	(A) 児童相対許に入件 (17)	(B) 児童相対許に入件 (17)	(C) 児童相対許に入件 (17)	
児童相対許に入件 (17)	(73)	(74)	(75)	(76)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (18)	児童相対許に入件 (18)			計
	(A) 児童相対許に入件 (18)	(B) 児童相対許に入件 (18)	(C) 児童相対許に入件 (18)	
児童相対許に入件 (18)	(77)	(78)	(79)	(80)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (19)	児童相対許に入件 (19)			計
	(A) 児童相対許に入件 (19)	(B) 児童相対許に入件 (19)	(C) 児童相対許に入件 (19)	
児童相対許に入件 (19)	(81)	(82)	(83)	(84)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (20)	児童相対許に入件 (20)			計
	(A) 児童相対許に入件 (20)	(B) 児童相対許に入件 (20)	(C) 児童相対許に入件 (20)	
児童相対許に入件 (20)	(85)	(86)	(87)	(88)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (21)	児童相対許に入件 (21)			計
	(A) 児童相対許に入件 (21)	(B) 児童相対許に入件 (21)	(C) 児童相対許に入件 (21)	
児童相対許に入件 (21)	(89)	(90)	(91)	(92)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

児童相対許に入件 (22)	児童相対許に入件 (22)			計
	(A) 児童相対許に入件 (22)	(B) 児童相対許に入件 (22)	(C) 児童相対許に入件 (22)	
児童相対許に入件 (22)	(93)	(94)	(95)	(96)

(1)～(24)児童相対許に入件(01)～(04)の内訳

第49 児童相談所における養育相親の理由別対応件数
(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)



報道原簿
指定都市
市町村
平成

年度分取

1. (養育相親の理由)

死因(含む)	養育相親		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童福祉法(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童福祉法(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童福祉法(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

2. (虐待相親の理由)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

3. (虐待相親の理由別・主な理由)

身体的虐待	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
身体的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
性的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
心理的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

4. (虐待相親の理由別・主な理由)

身体的虐待	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
身体的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
性的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
心理的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

5. (児童虐待防止法)

身体的虐待	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
身体的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
性的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
心理的虐待	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

6. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

7. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

8. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

9. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

10. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

11. (児童虐待防止法)

児童虐待	児童虐待		その他		計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
児童虐待(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
児童虐待(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
その他	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

第50 児童福祉施設・在籍者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市
中核市
平成

政府統計



統計法に基づく国の一般統計調査です。
調査票情報機密の保護の取組に万全を期します。

年度分報告

施設数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
		措置人	その他	措置人	その他	措置人	その他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
乳児院 〔人員については短期入所分を除く〕	公立	(01)					
	私立	(02)					
児童養護施設	公立	(03)					
	私立	(04)					
児童心理治療施設	公立	(05)					
	私立	(06)					
児童自立支援施設	公立	(07)					
	私立	(08)					
児童通所	公立	(09)					
	私立	(10)					
児童館	公立	(11)					
	私立	(12)					
児童遊園	公立	(13)					
	私立	(14)					
乳児院(短期入所措置分)	年度中に在籍した実人員	(15)					
	年度中に在籍した者の延回数	(16)					
	年度中に在籍した者の延日数	(17)					
		(18)					
		(19)					
		(20)					

現行

(福祉行政報告例)

第50 児童福祉施設・在籍者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市
中核市
平成

年度分報告



政府統計

統計法に基づく国の一般統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

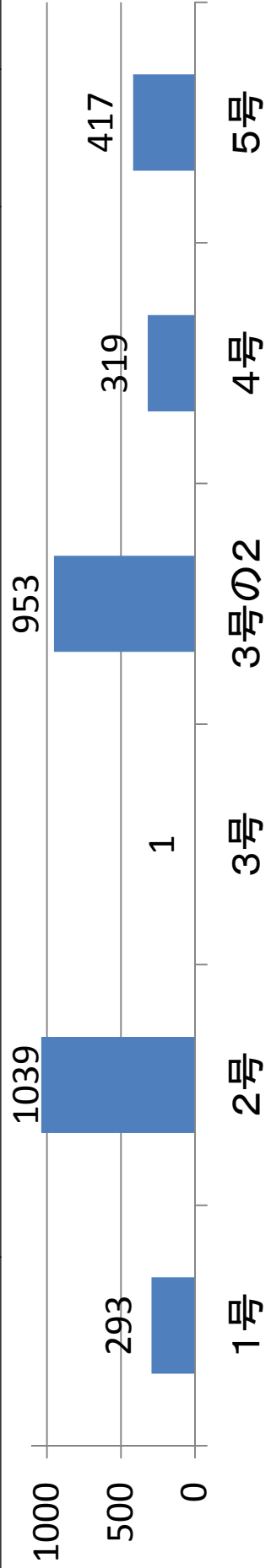
	施設数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置 人 (3)	その他 (4)	措置 人 (5)	その他 (6)	措置 人 (7)	その他 (8)
乳児院 (人員については短期 入所分を除く)	公立	(01)						
	私立	(02)						
児童養護施設	公立	(03)						
	私立	(04)						
情緒障害児短期治療施設	公立	(05)						
	私立	(06)						
児童自立支援施設	公立	(07)						
	私立	(08)						
児童館	公立	(09)						
	私立	(10)						
児童遊園	公立	(11)						
	私立	(12)						
児童遊園	公立	(13)						
	私立	(14)						
乳児院(短期入所措置分)	年度中に在籍した実人員	(15)						
	年度中に在籍した者の延回数	(16)						
	年度中に在籍した者の延日数	(17)						
児童遊園	公立	(18)						
	私立	(19)						
児童遊園	私立	(20)						

平成28年度児童相談所の体制整備状況等の調査結果（詳細版）

（1）児童福祉司の現状

①児童福祉司の各任用区分の人数

児童福祉司の任用区分	内容	人数	割合
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	293	9.7%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	1,039	34.4%
3号	医師	1	0.1%
3号の2	社会福祉士	953	31.5%
4号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者	319	10.6%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	417	13.8%
計		3,022	100.0%



※平成28年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く）

②児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数	割合
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したものである者	3	0.7%
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものである者	11	2.6%
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものである者	0	0.0%
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十三条第三号の二に規定する者を除く。)	6	1.4%
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	30	7.2%
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会(以下この条において「指定講習会」という。)の課程を修了したものである者	29	7.0%
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものである者	4	1.0%
8号	看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものである者	7	1.7%
9号	保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものである者	76	18.2%
10号	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上(同法)に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上)相談援助業務に従事したものである者	30	7.2%
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	186	44.6%
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者(前号に規定する者を除く。)	29	7.0%
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものである者	6	1.4%
計		417	100.0%

※平成28年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであつて児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く)

③児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						計
	1号	2号	3号	3号の2	4号	5号	
北海道	2	30	9	22	12	75	
青森県	4		10	24		38	
岩手県	10		11	1	8	30	
宮城県	3	7	8		12	30	
秋田県	2	1	1	20		24	
山形県	14		3	3		20	
福島県	25		9		7	41	
茨城県	1	16	20	12	6	55	
栃木県	5	10			28	43	
群馬県	14	1	7	5	9	36	
埼玉県	61		77	5		143	
千葉県	15	74	19		11	119	
東京都	39	78	50		60	227	
神奈川県	70					70	
新潟県	41					41	
富山県	13		1		5	19	
石川県	2	4	6		4	16	
福井県	8		5	1		14	
山梨県	1	3	10	4		18	
長野県	10		22	3	8	43	
岐阜県	1	22	14	2	2	41	
静岡県	4	20	12	1	7	44	
愛知県	54		66	4	3	127	
三重県	9	12	5	8	3	37	
滋賀県	14		12	7	4	37	
京都府	8	6	8	5	9	36	
大阪府	4	119	37	2		162	
兵庫県	1	23	22	20	15	81	
奈良県	2	13	1	3		20	
和歌山県	3	8	14	4	1	30	
鳥取県	8		9	2		19	
島根県	3	5	6	1	5	20	
岡山県	1	9	14	4		28	
広島県	16		8	1	11	36	
山口県	9			8	18	35	
合計	293	1,039	1	953	319	417	3,022

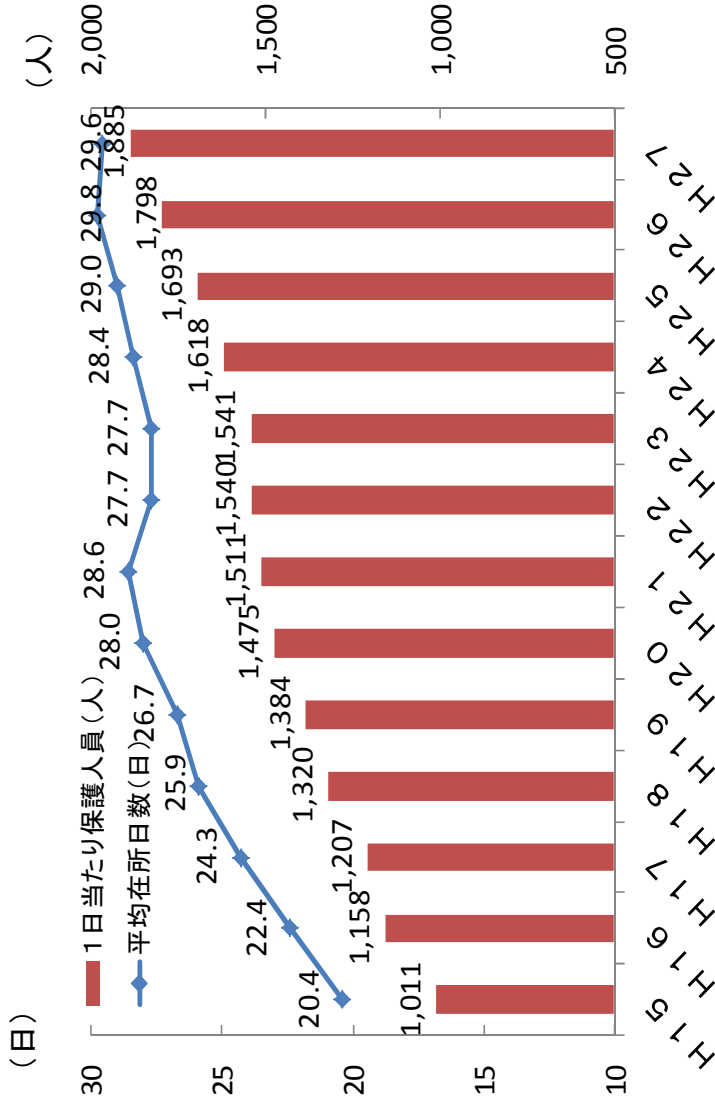
※平成28年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の兼命を受けている者を含み、非常勤職員を除く)

児童福祉法 第13条 第2項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大 学令に基づく大学において、心理学、 教育学若しくは社会学を専修する学 科又はこれらに相当する課程を修め て卒業した者であって、厚生労働省 令で定める施設において1年以上児 童その他の者の福祉に関する相談に 応じ、助言、指導その他の援助を行 う業務に従事したもの
3号	医師
3号の2	社会福祉士
4号	社会福祉主事として、2年以上児 童福祉事業に従事した者
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能 力を有すると認められる者であって、 厚生労働省令で定めるもの

(2) 一時保護の現状

① 1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

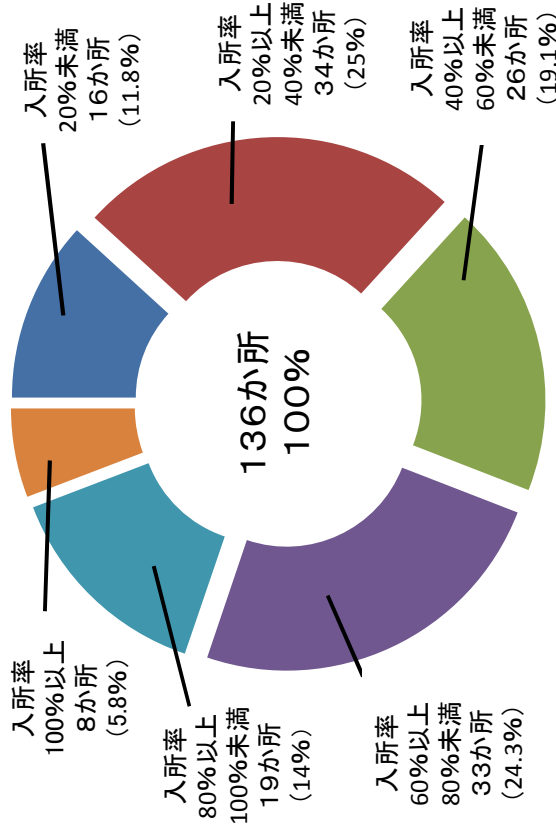


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

② 年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

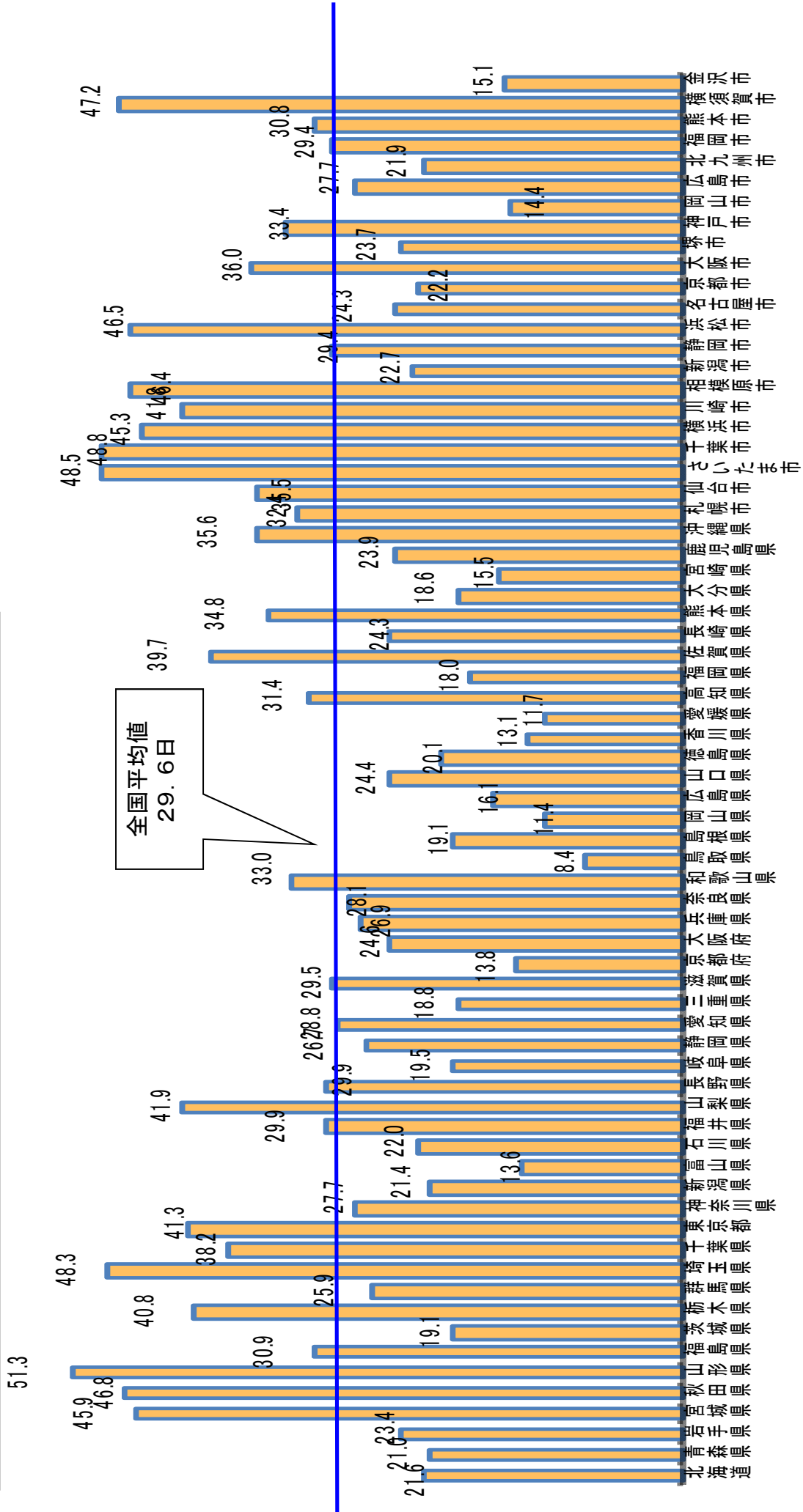


※H27.1～12の間の一時保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 29.8日)
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例[平成27年度]

③個別対応のための環境改善

【趣旨】

- 個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成27年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、前計画である「子ども・子育てビジョン」に引き続き、平成31年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を旨指すこととされている。

【現状1】

- 個別対応のための環境改善が図られている一時保護所の数：97か所（71.3%）

※一時保護所数：136か所
（平成28年4月1日現在）

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
北海道	2	6	0	岐阜県	1	1	1
青森県	1	0	0	静岡県	1	1	1
岩手県	0	3	0	愛知県	0	2	0
宮城県	1	0	0	三重県	2	0	0
秋田県	0	1	0	滋賀県	0	2	1
山形県	2	0	0	京都府	3	0	0
福島県	1	3	1	大阪府	2	0	0
茨城県	1	0	0	兵庫県	1	0	0
栃木県	1	0	0	奈良県	1	0	0
群馬県	1	0	0	和歌山県	1	0	0
埼玉県	1	3	0	鳥取県	2	1	0
千葉県	6	0	0	島根県	3	1	0
東京都	7	0	0	岡山県	2	0	0
神奈川県	3	0	0	広島県	0	2	0
新潟県	1	2	0	山口県	1	0	0
富山県	1	1	0	徳島県	1	0	0
石川県	2	0	0	香川県	1	0	0
福井県	0	2	0	愛媛県	3	0	0
山梨県	1	1	0	高知県	1	0	0
長野県	1	1	1	福岡県	4	0	0

【現状2】

自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定	自治体名	図られている	図られていない	今後の改善予定
佐賀県	1	0	1	静岡市	1	0	0
長崎県	1	1	0	浜松市	1	0	0
熊本県	1	0	1	名古屋市	2	0	0
大分県	1	0	0	京都市	1	0	0
宮崎県	1	2	1	大阪市	0	2	0
鹿児島県	1	1	0	堺市	1	0	0
沖縄県	2	0	0	神戸市	1	0	0
札幌市	1	0	0	岡山市	1	0	0
仙台市	1	0	0	広島市	1	0	0
千葉市	1	0	0	北九州市	1	0	0
横浜市	4	0	0	福岡市	1	0	0
川崎市	2	0	0	熊本市	1	0	0
相模原市	1	0	0	横須賀市	1	0	0
新潟市	1	0	0	金沢市	1	0	0
				合計	97	39	8

※「図られている」場合は以下のとおり。

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置
- ③ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
- ④ 個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などによる生活空間の小規模化(発達障害児や非行児童等)について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合)
- ⑤ 子どもの状況に合わせて居室を提供(グループ分け)できるよう、居室を小規模化
- ⑥ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施
- ⑦ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう、施設等と取り決めの実施
- ⑧ その他(例:臨時職員の配置、必要に応じた面接の実施等)

(3) 児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

【現状】

○ 平成28年4月1日現在、全ての児童相談所において地域の医療機関との協力・連携体制の整備を行っている。
 (平成27年4月1日時点では、206か所(99.0%))

※ 児童相談所数:209カ所 (平成28年4月1日現在)

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
北海道	8	0	0
青森県	6	0	0
岩手県	3	0	0
宮城県	3	0	0
秋田県	3	0	0
山形県	2	0	0
福島県	4	0	0
茨城県	3	0	0
栃木県	3	0	0
群馬県	3	0	0
埼玉県	6	0	0
千葉県	6	0	0
東京都	11	0	0
神奈川県	5	0	0
新潟県	5	0	0
富山県	2	0	0
石川県	2	0	0
福井県	2	0	0
山梨県	2	0	0
長野県	5	0	0
静岡県	5	0	0
愛知県	10	0	0
三重県	5	0	0
滋賀県	3	0	0
京都府	3	0	0
大阪府	6	0	0
兵庫県	5	0	0
奈良県	2	0	0
和歌山県	2	0	0
鳥取県	3	0	0
島根県	4	0	0
岡山県	3	0	0
広島県	3	0	0

※「予定あり」とは、今後、医療機関との協力等を予定している児童相談所である。

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
山口県	6	0	0
徳島県	3	0	0
香川県	2	0	0
愛媛県	3	0	0
高知県	2	0	0
福岡県	6	0	0
佐賀県	1	0	0
長崎県	2	0	0
熊本県	2	0	0
大分県	2	0	0
宮崎県	3	0	0
鹿児島県	3	0	0
沖縄県	2	0	0
札幌市	1	0	0
仙台市	1	0	0
さいたま市	1	0	0
千葉市	1	0	0
横浜市	4	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
川崎市	3	0	0
相模原市	1	0	0
新潟市	1	0	0
静岡市	1	0	0
浜松市	1	0	0
名古屋市	2	0	0
京都市	2	0	0
大阪市	1	0	0
堺市	1	0	0
神戸市	1	0	0
岡山市	1	0	0
広島市	1	0	0
北九州市	1	0	0
福岡市	1	0	0
熊本市	1	0	0
横須賀市	1	0	0
金沢市	1	0	0
合計	209	0	0

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

(4) 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官29名、警察官OB167名、教員132名、教員OB123名が配置。(平成28年4月1日現在)

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉所として配置				児童指導員として配置				その他				合計					
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB		
北海道	0	0	0	0	0	20	0	0	16	0	0	0	0	0	0	20	0	17
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	6	1	1
栃木県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	4	2	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	9	0	7	0
千葉県	0	0	5	0	0	0	3	0	0	1	2	1	1	2	2	9	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	0	1	21	0	21	0	5
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	6	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
石川県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	4
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	5	2	1	0	5	10	1	1
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	4	2	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	4	4
三重県	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	4	1	1	1	7	3	3
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	4	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	1	1	2	3	3
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉社として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB
山口県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	2	0	8	0	2
徳島県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1
愛媛県	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	0
高知県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	3	4	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	2	0	0	3
佐賀県	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0
大分県	0	0	1	0	0	3	2	0	1	4	1	0	1	7	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	4	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	0	0	0	2	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	5	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	5
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	1
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	2	2	6	2	2
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	1	0	4	2
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	4	1	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	5	0	7	1	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	3	0
北九州市	0	0	6	0	0	0	1	0	0	4	3	6	0	4	10	6
福岡市	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	0	1	3	2
熊本市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2
合計	2	0	71	0	0	26	25	26	27	141	36	97	29	167	132	123

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 33.4億円（28年度 22.3億円）

子育て支援員研修事業 5.3億円（28年度 6.5億円）

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を修得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 28.1億円（28年度 15.8億円）

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・家庭的保育者等研修事業
- ・病児・病後児保育研修事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・居宅訪問型保育研修事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）
- ・病児・病後児保育（訪問型）研修事業
- ・保育実習指導者に対する講習
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業 2億円（28年度 2億円）

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施

補助率：定額(10/10、原則1,500万円を上限)

実施主体：都道府県、市区町村又は社会福祉法人等

児童虐待防止対策等の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金）

平成28年度補正予算 70億円

一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

＜一時保護施設における環境改善等事業＞

事業内容：児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童相談所一時保護施設

補助率：定額2／3相当（地方1／3）

＜児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業＞

事業内容：一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設

補助率：定額2／3相当（地方1／12、民間1／4）

児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

<児童養護施設等における小規模化等や「自立生活支援室（ステップルーム）」の整備>

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の地域分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備や自立のための支援を行う「自立生活支援室（ステップルーム）」（小規模化の一環として施設内、近隣地域で退所前の一定期間、一人暮らしを疑似体験しながら自立に向けた必要な支援を行う場）を整備する。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）等 ※ただし、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）は、「ステップルーム」の整備に限る。

補助率：定額1／2相当（地方1／4、民間1／4）

<自立援助ホームの整備>

事業内容：改正児童福祉法において、自立援助ホームについて22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加したことに伴い、引き続き必要な支援を行うため、社会福祉法人等が設置する児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）の整備を行う。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）（設置主体：社会福祉法人等）

補助率：定額1／2相当（地方1／4、民間1／4）

市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

事業内容：市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備する。

対象施設：市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点

補助率：定額1／2相当（地方1／2）

児童養護施設等の耐震化等整備

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化等を図るため、補助率を嵩上げ（1／2→2／3）して改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補助率：定額2／3相当（地方1／12、民間1／4）

児童養護施設等の防犯対策の強化

事業内容：児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、児童家庭支援センター

補助率：定額1／2相当（児童厚生施設は1／3相当）（地方1／2または2／3）

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

(平成28年度予算) (平成29年度予算案)

56.6億円 → 65.9億円

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づき施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設	整備内容
<p>①通常整備</p> <p>児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市区町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。</p>	<p>児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童等に對する必要な支援を行うための拠点（仮称）</p>	<p>創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、防犯対策強化整備</p>
<p>②耐震化等整備（⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ）</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建築物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。</p>	<p>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設</p>	<p>大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備</p>
<p>③スプリングラー設備整備</p> <p>火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリングラー整備を図る。</p>	<p>消防法関係法令により、スプリングラー設備の設置が義務づけられている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・入所施設（乳児院を除く）であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設 	<p>スプリングラー設備整備</p>

- 設置主体 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等
- 国庫補助率 定額（1／2相当、児童館・児童センターは1／3相当）

住宅・建築物安全ストック形成事業等(国土交通省所管)の概要

～児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助～

○ 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業として実施可能

- (1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断 (平成27年度より、公立保育所は交付対象外(経過措置あり))
- (2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)

○国費率

- (1) 地方公共団体が実施する場合 国：1/3 地方：2/3
- (2) 民間事業者等が実施する場合 国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

<補助対象限度額※>

1千㎡までの部分	: <u>3,600円/㎡</u>
1千㎡～2千㎡までの部分	: 1,540円/㎡
2千㎡を超える部分	: 1,030円/㎡

※ 設計図書の復元等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合、上記に加えて154万円を限度として補助対象限度額を加算

※下線部は平成29年度予算案による改正箇所

- 建築基準法第12条においては、①建築物、②建築設備（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③昇降機等、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁※へ報告することを定めている。

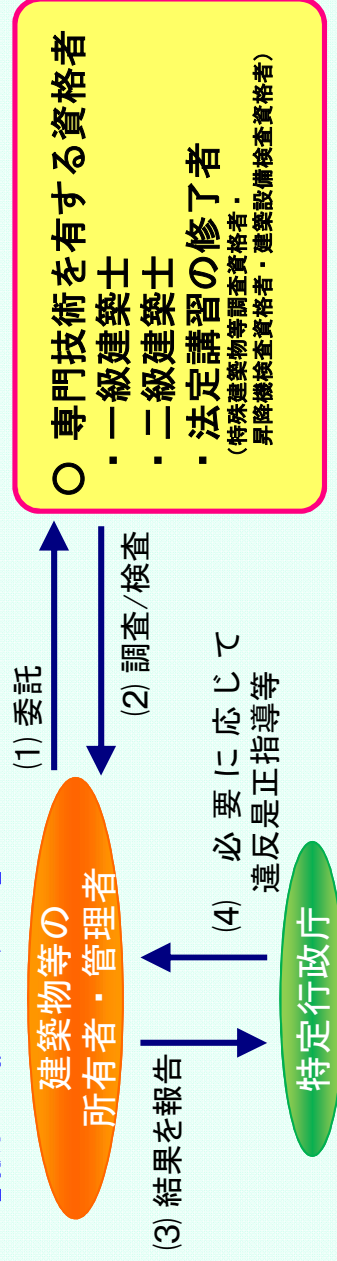
※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。

【報告対象の建築物等】

- ・ 特定行政庁が指定する
 - ①建築物、
 - ②建築設備、
 - ③昇降機等

改正前

【報告手続きの流れ】



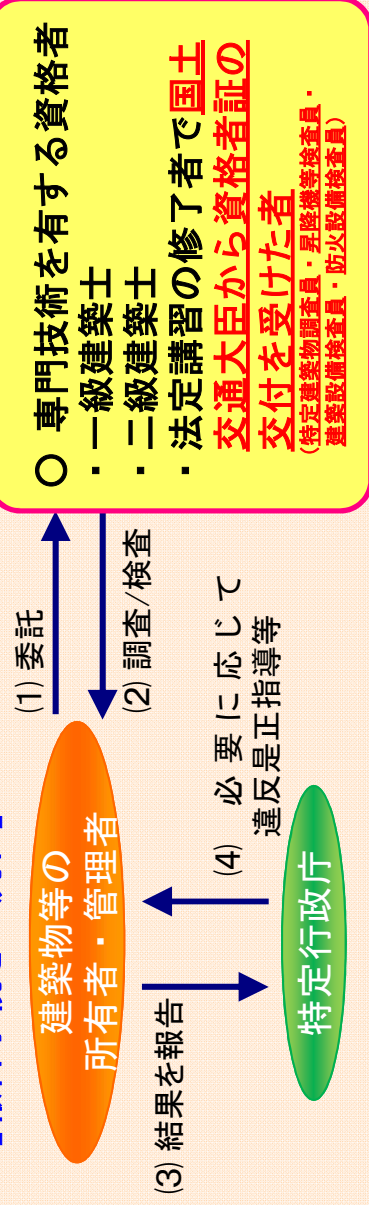
【報告対象の建築物等】

- ・ 国が政令で指定する
 - ①建築物、②建築設備、
 - ③昇降機等、④防火設備
- ・ 特定行政庁が指定する
 - ①建築物、②建築設備、
 - ③昇降機、④防火設備

改正後

(平成28年6月1日～)

【報告手続きの流れ】



※ 赤字・下線部分が改正箇所

定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物※1

対象用途	対象用途の位置・規模※2 (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの
観覧場 (屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設 (別紙)	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの※3 ③ 地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※いずれも学校に附属するものを除く)	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が500㎡以上であるもの ③ 床面積が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が見え隠れのみは対象外。

※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

※3: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

B. 昇降機

対象	例外
○ エレベーター ○ エスカレーター ○ 小荷物専用昇降機 (フロアタイプ)	・ 住戸内のみを昇降する昇降機 ・ 工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)

C. 防火設備 (防火扉、防火シャッター)

対象	例外
○ 上記Aの建築物の防火設備 ○ 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※3の防火設備	・ 常時閉鎖式※4の防火設備 ・ 外壁開口部の防火設備 ・ 防火ダンパー

※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

※4: 普段は閉鎖された状態となり、開放してもドアクロージャーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

D. 準用工作物

○ 観光用エレベーター・エスカレーター ○ コースター等の高架の遊戯施設 ○ メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設
--

別紙：定期報告の対象となる建築物（就寝用福祉施設）【政令指定】

○ 就寝用福祉施設（下表に掲げる用途をいう。）については、利用者が高齢者、障害者、障害者、妊産婦など火災時の避難に時間を要すると考えられる状態であること、就寝時には火災の発生に気づくのが遅れるということが配慮し、避難上の安全を確保する観点から、定期報告の対象として指定している。

就寝用福祉施設	備考欄
サービス付き高齢者向け住宅	※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	※「寄宿舍」に該当。
助産施設、乳児院、障害児入所施設	
助産所	
盲導犬訓練施設	
救護施設、更生施設	
老人短期入所施設	
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所	※「老人短期入所施設」に該当。
老人デイサービスセンター <small>（宿泊サービスを提供するものに限る。）</small>	※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
母子保健施設	
障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス <small>（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）</small> の事業所 <small>（利用者の就寝の用に供するものに限る。）</small>	

被災者支援総合交付金

平成29年度予算(案) 200億円

事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。平成28年度に「被災者支援総合交付金」と名称変更。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



II. 被災した子どもに対する支援

②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子ども心のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

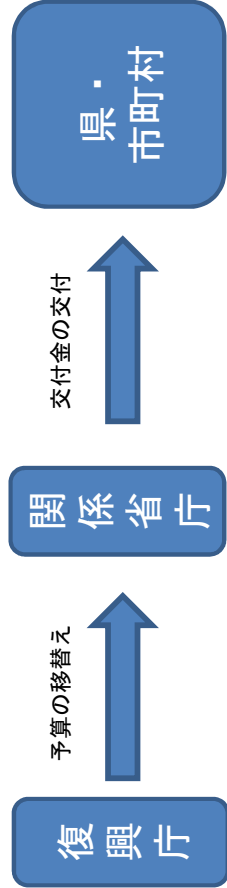


③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



資金の流れ



期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

29年度予算(案):200億円の内数(28年度:220億円の内数)

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等を被災者支援総合交付金において実施。

1 子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

2 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者を配置する。

3 遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

4 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

5 児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

6 保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

【沿革】

- ・平成23年度 上記3～6の事業を創設(安心こども基金を活用)
- ・平成26年度 被災した子どもへの総合的支援を行うため、東日本大震災特別会計に「子育て支援対策費補助金」を創設
- ・平成27年度 被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」(復興庁所管)に再編
- ・平成28年度 被災者支援総合交付金に名称変更

児童福祉施設等の災害復旧（施設整備・設備整備）

平成28年度補正予算 23億円

1. 概要

平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について支援を行う。

2. 補助対象施設

・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 婦人保護施設 ・ 助産施設
 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用
 （備品・設備等）

4. 交付先

県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率

施設整備： 2 / 3 または 1 / 2 （施設種類によって異なる）

※ 今後、激甚法対象施設については、被害額等を踏まえ、地方公共団体の財政力に応じて
 国庫補助率を決定。

設備整備： 定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ

